

の制度の新設であります。

さて、今般内閣より提出された行政事件訴訟法改正案も、その提案理由に見られますように、行政事件訴訟による国民の権利利益の救済の範囲の拡大を図ること、審理の充実及び促進を図るため、

決明処分として、裁判所が行政庁に対して処分の理由を明らかにする資料等の提出を求めることができる制度を設けること、行政事件訴訟をより利用しやすく、わかりやすくするための仕組みを整備すること、本案判決前における仮の救済の制度の整備を図ること等が挙げられておりますけれども、これは、先ほど申し上げた「考え方」について、項目的にも一致しておりますとともに、内容

的に見ても、「考え方」の提案を法制技術的見地から整備したものと理解することができ、私としてはこの改正案に賛成の意を表すものであります。このうち、被告適格とか裁判管轄、出訴期間、訟明処分の特例に関する規定、これは一見大変地味ではありますけれども、実は、現実問題としてはこの改正案に賛成の意を表すものであります。

ただ、時間的関係もありますので、本日のところは、理論的見地からも重要なと思われます救済範囲の拡大に重点を置いて意見を申し述べることにいたしたいと思います。

救済範囲の拡大に関する問題の中でも、原告適格については検討会においてもかなり議論を重ねたところであります。比較法的見地からも、原告適格に関する日本の裁判実務、これはかなり狭いといふこと。これを何らかの形で実質的に拡大する必要があることは意見の一一致を見たところであるという意見がある一方、それは実際上の意義を持たないのではないかという意見もあり、結局のところ、改正案に示されておりますように、「法律上の利益」という言葉 자체を変更すべき事項を定め、これによって裁判所が実質的に原告

適格の範囲を拡大することへの道を開こうとしたものであります。

〔委員長退席、塩崎委員長代理着席〕

例えば、税務処分のように、公益と私益、これが明確に対峙するものも、あるいは対立するものもありますけれども、現代国家におきましては行政活動はさまざまな利益の調整の役割を担つて、あることが特徴的でありまして、これらの関係諸利益が司法の場においても適切に当事者によつて主張される、そういうことによって救済の範囲を拡大し、もつて国民の権利利益の救済の実効化が図られることが期待されるわけであります。

救済範囲の拡大として、新たに、義務づけ訴訟、差しとめ訴訟の二つを法定することが提案されています。これは、従来の取り消し訴訟中心主義、

取り消し訴訟ができるだけ利用しよう、そういう取り消し訴訟を中心としてまいりまして、國民に多様な救済方法を提供するものであり、学界からもかねて強く望まれていたものであります。

その際、申請に対する義務づけ訴訟のみならず、原告が第三者に対する处分権限の発動を行政庁に求める、こういった義務づけ訴訟は、理論的、実務的の両面から見ても大変大きな意義を持つものであります。

なお、この二つの訴訟についても仮の救済制度が法定化されましたこと、これは、従来の執行停止一本やりと比較すると大きな進歩と言えます。なお、救済範囲の拡大につきましては、確認訴訟の法定に触れておく必要があります。

実は、行政訴訟検討会におきましても、行政活動、作用の複雑多様化に対応して、國民の権利利益の実効的な救済を図る觀点からは、確認訴訟を活用するということが有益かつ重要であることがありますけれども、その方法につき、現行法における「法律上の利益」という言葉 자체を変更すべきであるという意見がある一方、それは実際上の意義を持たないのではないかという意見もあり、結局のところ、改正案に示されておりますように、裁判所が原告適格を判定するに際して考慮すべき事項を定め、これによって裁判所が実質的に原告

「考え方」のレベルではされていたわけであります。

ところが、今般の改正法案では、公法上の法律関係の確認訴訟が、法案の第四条に例示するといふ形で處理されました。これにより、形成訴訟、執行停止の運用、言わざるがなことございますけれども、確認訴訟の活用といった点において、裁判

の解決のためのよりどころとしての確認訴訟が行な法定抗告訴訟の運用、出訴期間の判定、執行停止の運用、言わざるがなことございますけれども、確認訴訟の活用といつた点において、裁判

所の適切な解釈、運用が期待されるとともに、当事者も、原告あるいは原告の代理人である弁護士、そしてもちろん行政庁が当事者の中に含まれますけれども、それなりの対応が必要であると思われます。

以上、今回の行政事件訴訟法の改正の重要なポイントについて、その意義を指摘してまいりました。

そこで、最後に、今回の改正法の趣旨を現行の訴訟法は、当時の行政法学説、田中二郎、雄川一郎、二先生に代表される行政法学説、民事訴訟法学説、兼子一、三ヶ月章等の大先生の学説のいわば結晶とも言われるものであります。その意味では理論的価値は甚だ高いものがありますが、他方、枠組みがかいたために、必ずしも制度に習熟していない國民の使い勝手という点から見ると、どうもふぐあいである。あるいは使いにくいという点があるところとか、あるいは社会情勢の変動に伴つた柔軟な対応の要請にこたえにくいところがありました。

また、裁判所の方でも、当時の社会情勢を反映してということだと思いますけれども、積極的に救済の法理をみずから形成するという機運にはありました。

これに対しまして、今回の改正案は、國民の使い勝手に十分意を払うとともに、裁判所が國民の救済の法理をみずから形成する必要がある

正された後の制度の本来の趣旨が運用上生かされていないと、いうようでありますと、それは運用に由来するというよりは、むしろ制度に由来するものであるかどうか、この点も見きわめる必要があります。

また、制度本来の趣旨が生かされていない、改正された後の制度の本来の趣旨が運用上生かされないということがありますと、それは運用に由来するというよりは、むしろ制度に由来するものであるかどうか、この点も見きわめる必要があります。

もううための広場、検討会ではオープンスペースという言葉も語られました。そういう、裁判所が積極的に救済の法理を展開していくための場を提供するというものであります。

その意味で、原告適格の判断のみならず、新たな法定抗告訴訟の運用、出訴期間の判定、執行停止の運用、言わざるがなことございますけれども、確認訴訟の活用といつた点において、裁判

所の適切な解釈、運用が期待されるとともに、当事者も、原告あるいは原告の代理人である弁護士、そしてもちろん行政庁が当事者の中に含まれますけれども、それなりの対応が必要であると思われます。

最後になりますが、今回提出された行政事件訴訟法改正法案には、附則第五十条におきまして、五年後のいわゆる見直し条項があります。私は、持論としては、本来、制定法は常時点検を行い、時代の要請に対応すべきものと考えております。できたからそれで終わりというのではないはずであります。そういう意味で、时限をつけた見直し条項には従来必ずしも積極的な発言をしてまいりました。

しかし、今回提案されている制度改正は、先ほど申し上げておりますように、裁判所の適切な運用にまつといふところが大きいと同時に、裁判官、これは弁護士ももちろん含むわけでございませんでした。

しかしながら、今回提案されている制度改正は、先ほど申し上げておりますように、裁判所の適切な運用にまつといふところが大きいと同時に、裁判官、これは弁護士ももちろん含むわけでございませんでした。

すけれども、実務の上で、その趣旨を十分にそしやすくして適切な対応が可能になるには、多少の時間が必要と思われます。

また、制度本来の趣旨が生かされていない、改正された後の制度の本来の趣旨が運用上生かされないというようありますと、しばらく施行の状況を観察し、一定経過後、例えば、提案されているように五年を経過した時点でさらなる制度上の手当てが必要となれば手当てをするという

方策をとるのが適切と存じ、この点に関しましても改正法案に賛意を表する次第であります。

以上でございます。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○塩崎委員長代理 ありがとうございます。

次に、藤川参考人にお願いをいたします。

○藤川参考人 おはようございます。日本経済新聞の藤川でございます。

お手元に簡単な資料をお配りいたしましたので、それに基づいてお話をさせていただこうと思

います。

今、塩野先生から、日本の行政訴訟法の第一人者としてのさまざまな学問的な立場からのお話がありました。その後、水野弁護士から、実際に行政訴訟を長く手がけてこられた弁護士の立場からのお話があると思います。そうなりますと、私は、行政訴訟を利用する国民の立場から今までの改正をどう考えるかということについてお話し申し上げたいと思います。

一番初めに資料に書きましたように、国民に使いやすく頼りがいのある行政訴訟制度をつくる第一歩としてぜひこの改正を実現していただきたいというものが私のきょうの意見の結論でございます。

では、なぜそのようなことになるかと申しますと、今、世の中が大きく変わっているにもかかわらず、行政訴訟制度がその変化に追いついていないということです。

まず、大きな変化の第一に挙げられますのは、国民の意識や企業の意識というものが非常に大きく変わってきた。

御案内のとおり、国民が裁判を利用することにについて非常にふえているということは御存じのとおりだと思いますけれども、実は、企業特に大企業が国や自治体を訴えるということが現実に非常に多くなってきてています。これまで企業というのは、お上とよろしくやる、逆に言うとみつ月関係ができているということでございまして、それが癒着とか何かを生んできたんですけれども、と

ころが、最近、大企業が国や自治体を訴えるとい

うことが相次いでおります。

有名な例は、大手銀行が東京都を相手に起こし

ました外形標準課税訴訟であるとか、それからま

た、新電電五社が、総務省が行いましたNTTの接続料値上げ認可、これに対取り消しの訴え

を起こすとか、あるいは森ビルが、これは

皆さんも関係すると思いますけれども、衆院の宿舎改築、これの業者選定がおかしいといって取り

消し訴訟を起こすとか。今まで私も長年、三十年近く司法記者をやってきましたけれども、大手企

業が国を訴えるというのは今まで常識的に考えら

れなかつたこと、そのような事態が起きていると

いうことでございます。

それからもう一つ、これは塩野先生や水野先生

を前に非常に恥ずかしい話ですけれども、行政

の身中が変わってきた、方法が変わってきたとい

うことです。

これがまた、この

うのが主力でしたけれども、多様な国民の利害を

調整したり、あるいは国民にサービスを提供した

り、あるいは場合によっては利益を与えたり、そ

ういう行政の割合が多くなってきた。それに伴い

まして行政の方法も、今までの規制権限の強化か

ら、行政指導であるとか計画であるとか通達であ

ないということです。

NTTの接続料認可の訴訟についても、この訴訟が起きた直後、当時の総務大臣が非常におもしろいことを言っていました。これは裁判所でけられ、門前払いを受ける可能性があるよ。それは今までの判例の流れからいうと、ある面で非常にまともな指摘なんです。

例えば、ジユース裁判であるとか近鉄特急の値上げの問題であるとか、認可した人でない第三者が取り消しを求めるということは、今までの行政訴訟では認められてこなかつた。だから、総務大臣が、こんなのにはけられるかもしれないよという

ことを言つておられたのはまともなことだと思

います。

でも、それでいいのかといいますと、例えればジユース訴訟、ジユースの一%、一滴も天然ジュー

スが入つていらないのにジユースと表示していいか

という、一番影響するのは我々消費者なんですか

れども、その消費者に訴える資格がないという、

どう考えておかしな行政訴訟法になつてしま

た。そういう意味で、司法制度改革審議会がこの行政訴訟を直しなさいと言つたのは非常に意味があ

ることだと思ひます。

司法制度改革審議会の言つたことは、大き

く言つて、私の理解では三つあると思います。

一つは、今申し上げましたように訴える資格

とか訴えの対象であるとかそれから期間とか、そ

ういうものが非常に制限されている、これを何とかしないさいということが第一点。

それから、申し上げましたように、行政のスタイルというかタイプが変わってきたんだから、そ

れに対応するような新しい行政訴訟の形をつくり

なさいというのが第二点。

それから三番目、僕はこれは非常に重要なと

ち目がないよ。行政訴訟と医療過誤と欠陥商品、これは絶対皆さん断られます。それほど日本の今

の法曹の方の行政訴訟への取り組みというのは非常に多くなっています。

その三つを改善しなさいということをこの意見書は言いました。

それに対しての今度の改正が回答になつていて

かということでございます。私は、まあ合格点を

訴える入り口を広げようというものにつきましては、先ほど塩野先生から、「法律上の利益」、これ

を変えるという意見があつたという御指摘がありましたがけれども、実は私も変えた方がいいんじや

ないかと思いましたけれども、変えなくて、今回のような考慮事項を実際に法文の中に盛り込むことによってかなりの効果が期待できるのではないかというのが私の考え方の一つです。

それから二番目に、先ほど塩野先生からお話を

訴える入り口を広げようという御指摘がありましたがけれども、実は私も変えた方がいいんじや

ないかと思いましたけれども、変えなくて、今回のように盛り込むことによってかなりの効果が期待できるのではないかというのが私の考え方の一つです。

それから二番目に、先ほど塩野先生からお話を

訴える入り口を広げようという御指摘がありましたがけれども、実は私も変えた方がいいんじや

ないかと思いましたけれども、変えなくて、今回のように盛り込むことによってかなりの効果が期待できるのではないかというのが私の考え方の一つです。

それから二番目に、先ほど塩野先生からお話を

訴える入り口を広げようという御指摘がありましたがけれども、実は私も変えた方がいいんじや

ないかと思いましたけれども、変えなくて、今回のように盛り込むことによってかなりの効果が期待できるのではないかというのが私の考え方の一つです。

それから二番目に、先ほど塩野先生からお話を

訴える入り口を広げようという御指摘がありましたがけれども、実は私も変えた方がいいんじや

ないかと思いましたけれども、変えなくて、今回のように盛り込むことによってかなりの効果が期待できるのではないかというのが私の考え方の一つです。

それから二番目に、先ほど塩野先生からお話を

方にとって非常に便利なことだと思います。そういう意味で、二つは通用力が二重性があると思います。

それから、確認訴訟。これは非常に面倒くさいのでよくわからなかつたんですが、いろいろお話を聞いてみると、これも非常に意味がある。

併しは行政手続等といふ問題がある。これがは、公権力の行使と言われてゐる強制的にやつてゐるものではありません。行政手続法で、不利益な取り扱いをしてはいかぬということですからそろそろういうことになつていて、これは御存じのよううに、江戸のかたきは長崎ということが行政の世界では幾らでもあります。

社との経営統合を見送ろうとしたら圧力をかけた問題があります。御存じのように、民主党の皆さんはがそれに対して告発されましたけれども、あれがだつてまさに行政指導です。それをどういうふうに食いとめるか。

今つは公判までよ運用攻撃の上田さん、いさ

す。例えば、これを確認訴訟で、そのような義理はないという確認を求める訴訟、あるいは場合によつては、あの場合には行政処分をちらつかせてやりましたけれども、行政処分を差しとめの訴訟、というのを起こせる。そういう意味で、国民の権利救済にとつて非常に意味がある回復ではないかと思ひます。

三番目に、もつと裁判所やそれから弁護士さん、あるいは法曹界全体の行政訴訟に対する取り組みを強めろという提言でしたけれども、これは、今、法科大学院がことしから開校されまして、本格的に、特に行政に強い法曹を目指した法曹教育が行なわれようとしております。そういう意味で、これからだんだんよくなるんじゃないかなという気がいたします。

それから、国民の立場からいいますと、大分伸び勝手がよくなつた。例えば、出訴期間といいますか、訴えを起こせるのは今まで三ヵ月です。そうすると、弁護士さんが一生懸命資料を当たつて

調べて いる間に三ヶ月なんかとつ くに過ぎま す。

それから、処分をするときに、もしも不服だったたらこういう手立てをできますよ、いつまでにうしなさいということを教える、情報提供する制

としては非常に意味があることだと思います。では、最後に、いいところばかりかといいますと、ちょっと一つ苦言を呈したい点があると思ひますが、積み残した問題があります。

まして、これから国民のためにすべきことはまだたくさんあると思います。その第一歩が、今度は土俵に乗せるようになつてきただけれども、では、本当に行政の中身のチェックができるのかという問題です。

話ではありません。裁判に勝つて権利が救済され
て何ぼの話です。それからいいますと、行政の基
準量についてきつちり基準なりなんなりが示され
かつたというのは、私は残念な気がいたします。

これは難しい問題があつて、法律適合性については審査できるけれども、公益適合性については審査できないというような議論がありますので、専門家じゃないのでそれほど詳しいことはわからんけれども、これについては何らかのもう少し手当てがあつてもよかつたんじゃないかなといふ気がします。

法できつちりすべきであると思います。そういう意味で、行政訴公改革は、司法改革だけではなく

て行政改革と接続点があると思います。

な財政行為については訴えを起こすことができま
す。同じようなものを国に認めるべきかどうか。
これは日本の三権分立の根本にかかわる問題だと
思います。

例えば、イラクへの自衛隊派遣、これの支出を
認めるかどうか、財政行為であるからというので
裁判を起こせるかどうか、そういう問題までかか
ります。

わってきます。ですから、これも非常に大きな問題で、宿題として残ったと思います。

そういう意味で、これから国民にとって使いやすく頼りになる行政訴訟制度をつくる、その第一歩がこの改正だと思います。一歩を踏み出さないと改革は進みません。そういう意味で、ぜひこの

一步を前進させていただきたいと思います。
どうも御清聴ありがとうございました。(拍手)
○塩崎委員長代理 ありがとうございました。
次に、水野参考人にお願いいたします。
○水野参考人 御紹介いただきました水野でござ
います。

○本題参考人 律師介いたときおした方里であります。
私は、弁護士いたしまして行政訴訟を何件か担当しております。それから行政訴訟検討会の委員を務めておりましたので、そういう立場から意見を申し上げたいと思います。
まず最初に、行政訴訟の現状はどうかということをございます。これは、ある意味では、今回の改正法の立法事実、なぜこういう改正ということが問題になるのかということにつながるわけでございますが、これは、我々弁護士の立場からいえますと、現在の行政訴訟はもう絶望的であると言ふしかないわけでござります。
まず最初に、訴えを起こすときに何に悩むかといいますと、まずだれを訴えるのかという被告の

選定ですね。そして、どういう内容の訴えをするのかと「うーん」とこつこつとまず悩むわけでありま

す。
実を言いますと、これは弁護士の先生方は御経験だと思いますけれども、訴状を出しまして、答弁書というものが参ります。答弁書が来るまでは、

ことがあって、こういう法律がある、こういう条例がある、こういう規則がある、そういう規則からすると、例えば権限が委任されておって、あなたた被告を間違っているよというようなことを言わされないかどうかということをびくびくしながら答弁書を待っている、これが実情でございます。原告でも間違えると云ふのが、行政訴訟の訴えの提起

起なんですね。
それから、訴状を出しまして、それじやすぐには本格的な裁判をやつていただけるかというと、それはそうはない。まず土俵に上げてもらうまでが大変なんですね。そもそもこれは訴訟にならぬじやなへかという冗弁はどうのは、必ず被告の

方から出てまいります。やれ原告適格がない、やれ处分性がないといったふうなことが出てまいりまして、いわゆる本案といいまして、中身の答弁も、そういうのは出てこない。裁判になるかならないかで実は何ヵ月もやるわけであります。裁判になるかならぬかということについて、例えば一審では裁判になると言つておった、高裁へ行きますと、いや、そもそもこんなものは裁判にならないよとういうようなことを言つて、逆転をするといったふうなことがござります。

私は大阪国際空港の事件を担当いたしました

は行政訴訟とも関係があるので紹介いたしますが、要するに、人格権に基づいて、夜間の九時から十時まで一時間の飛行を差しとめてほしい、こういう請求をしたんですね。一審、二審は、訴え自体は適法だということで認めた。最高裁へ行きまして、三回も弁論をやりました。第一小法廷で一回、大法廷で一回、またさらに大法廷で一回。

三回も最高裁で弁論を重ねた結果、そのあげくに、これはそもそも訴え 자체が間違っている、訴えができないなどいふんですね。こういう判断になつたわけであります。

こういつたのは、本当に、日本の行政に関する訴訟の制度がいかに貧困であるか、貧弱であるかということを示すものであります。つまり、裁判ができるかできないかということについて十何年もかかるって、最高裁の判決でも意見が分かれるというふうなのは、制度としてはおかしいですね。中身の勝ち負けなら別なんです。裁判ができるかできないかについて、十何年もかかるってようやく結論が出る。こういつた制度は、もう制度としてはおかしい、欠陥があるということをございます。ですから、まず土俵に上げてもらつまでが大変だということが一つ。

その次に、いよいよ土俵に上がつて相撲が始まつた。これは、大体が力が違うんですね。いわば横綱と幕下が相撲をしているみたいなものであります。それは、横綱の側にはいろいろな財力もそれから情報量も与えられておる。一方、幕下の方はそういうものがない。なかなか勝負にならない。そして、いよいよ判決ということで、今度は珍しく相撲に勝つたというふうに思つてそして判決を待ちますと、実は判決には負けておつた。つまり、相撲に勝つて勝負に負けた、こういつた例が幾つもあるわけでござります。

こういつた行政訴訟の欠陥というのはどこから来ておるのかということでござりますけれども、これはまず第一に、何といっても現在の行政事件訴訟法自体に、法律自体に欠陥がある、これを変えなければならない、これが今回の改正の一つの目的でございます。

もう一つはやはり、行政に対する司法が、最高裁判所を頂点としまして余りにも消極的であつた。つまり、裁判所の姿勢を変えてもらわなければならぬ。先ほど藤川さんが、世の中が変わつておる、それに応じて行政訴訟も変わつてもらわぬと困る、こうおつしやいましたけれども、まさ

にこれは、裁判官がそういういた実情をよく認識して、そして行政訴訟を変えていくという意識がなければ困る。今回の行政事件訴訟法の改正の中では、裁判所に対するそういうメッセージを強く出す、これが必要だろつと思うんですね。つまり、その二つが必要ではないかというふうに思うわけでございます。

ち出されました。これも結構なことだと思つておられます。

さらには、仮の救済制度を整備した。これは、今まで執行停止だけでしたけれども、いわゆる仮の義務づけ、仮の差しとめといった制度も設けることになったといったようなこと。

それから、処分の根拠となつた資料、裁決の記

ふうに考へて、いるところでござります。
もう一つは、藤川さんもおつしやいましたけれども、積み残し課題でございます。

り出されました。これも結構なことだと思つております。

さらには、仮の救済制度を整備した。これは、今まで執行停止だけでしたけれども、いわゆる仮の義務づけ、仮の差しとめといった制度も設けることになったといったようなこと。

それから、処分の根拠となつた資料、裁決の記録を提出するということが証明処分として認められた。

こういつたことで、今回の改正については私としては、検討会の委員としては手前みその感じがするかもわかりませんが、それなりの改革が提案できているのではないかというふうに思つていろいろのところでございます。

そこで、この法律案が成立した暁のこととござりますが、まず一つは、この法律がやはり実際に、この国会で審議された意思に従つて、実効のあるものとして活用されなければならぬといふふうに思います。そのためには、この法律がどういう趣旨で制定されたものかといつたふうなことについて十分周知する必要があるだろう。この周知の方法ということについて考えていただく必要があるのでなかろうかというふうに思うわけでございます。

もちろん、立法というのは、法律が成立した後、ひとり歩きするわけござります。裁判官が自分の独立の判断で、解釈でこれを判断するわけでござりますけれども、やはりそうはいつても、立法者の意思、立法をして社会の方向をある一定の方向に導こうというのは、これは立法府である国会の役割でありますから、国会がどういう意図での法律をつくったのかということを十分に知らるべきであるというのには極めて重要なことだらうというふうに思うわけでございます。

そのためには、例えばこういつた委員会での議論、これが十分に伝わることが重要でございますし、さらには、例えば附帯決議といったふうな形で立法者の意思を十分にお伝えいたくということが極めて重要になつてくるのではないかというふうに思うわけでございます。

ふうに考へておるところでござります。
もう一つは、藤川さんもおつしやいましたけれども、積み残し課題でございます。
検討会では、今回の改正案に盛り込まれた事項以外に、いろいろな問題について幅広く検討をいたしました。しかし、今回の改正案の段階までには、残念ながら時間切れで十分な成案を、意見の一致を見るところまでいかなかつたものが幾つもございます。そういった行政訴訟の根本的な改革についての議論を、さらに今後続けていく必要があるだろうというふうに思つておるわけでござります。
これは、一つには、そもそも行政訴訟の目的というものは何なのか、民事訴訟とは別に行政訴訟とどう区別するのか、行政訴訟の日とか、どこに理由があるのかという、行政訴訟の目的ということを根本的に考える必要があるだろうというふうに思ひますし、現在もなお取り消し訴訟というのが一つの大きな核になつておるといふことで、この行政訴訟制度のあり方自体を根本的に考えていく必要があるだろう。これはかなり根本的な議論でございますが、そういつたところから議論を進めていく必要があるだろうというふうに思ひます。
それから、藤川さんもおつしやいましたように、裁量審査の基準といったふうなことについても、これは何らかの明確な規定を設ける必要があるのではないかというふうに思ひますし、団体が訴えを起こせるという団体訴訟の導入、そういうことを検討する必要があるだらうと思います。
それから、これは今すぐにでもやろうと思つたらやれることでございまして、今回の改正案に盛り込むべきだと私なんかも主張したわけでござりますが、一つは訴え提起の手数料の問題でござります。
これは現在、民事訴訟費用法に準じておりますので、訴訟物の価額に応じて印紙を張るということになつておるわけでございまして、例えば一億円の課税処分の取り消し訴訟ということになります。

と、それに応じた印紙を張れということになつております。しかしながら、行政事件というのは、これはいわば個人の権利救済の面もございますが、ある意味では行政の違法をたたずという面もあるわけでございまして、そういう面からいたしますと、これは特別に一律の低額の印紙でいいという制度にするべきではないかというふうに思つてございます。

これは、例えば国税でいいますと、国税不服審判所というのがございまして、そこで不服審判をやる。この場合には印紙も何も要らないんですね。同じ国がやつておる、裁判所に準じたような国税不服審判所では印紙はただだ。ところが、裁判所に行きますと何百万も印紙を張らないかねというのはおかしい。

あるいは、例えば大型のダムとか道路とか、何百億もかかるような事業についての裁判をやるときには、これは算定不能ということで何千円の印紙でよろしい。ところが、今言いましたように、金額のあるものについては何百万といった大きな印紙を張らなければならない。これもまたバランス上おかしいわけでございまして、そういう意味からいたしますと、行政事件の手数料というのにはやはり一律低額すべきではないかというふうに思つます。

それから、弁護士費用の片面的敗訴者負担制度の導入ということをございます。これは、原告が裁判に勝つたという場合、これは裁判所によつて行政の違法がたたされたということになるわけでありますし、そもそも裁判まで起こして行政の違法をたたした、これはもともと行政が違法な行為をしたからということになるわけであります。その場合には、やはり原告が負担した弁護士費用といふのは、これは行政側で負担すべきではないかと、いうことでござります。こういった制度は、私はすぐでも実現可能な制度だというふうに思つておるわけでありまして、こういったものについても実現していく必要があるだろうというふうに思つます。

さらには、藤川さんも御指摘がありました納税者訴訟、こういったものも検討していく必要があると思つております。

こういったことを検討するための新たな組織というのをきつとつくる必要があるだろう。附則には五年後の見直しというのがございますが、これは、今回の改正がどこまで実効的なものになつてゐるかということの見直しだと思います。しかし私が今申しました、残された積み残しのテー

マというのは、これとは別でござりますから、やはり引き続きこれを検討していく必要があるだろうというふうに思います。

最後に、今回の改正案につきましては、極めて不十分じゃないかという御意見もちょうだいしております。しかしながら、私は、やはりかなりの部分が改革できるのではないかというふうに考えておるわけでございまして、改革の第一歩として、この法律、改正案をぜひこの国会で通していただきたいということをお願いいたしまして、意見陳述を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○柳本委員長　【塙崎委員長代理退席、委員長着席】

○柳本委員長　ありがとうございました。

以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○柳本委員長　これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松島みどりさん。

○松島委員　自民党の松島みどりでござります。

きょうは三人の参考人の方々、貴重な御意見、どうもありがとうございます。

国会議員の中には、法曹界出身者もいれば行政出身者もあります。私はそのどちらでもなく、この職につくまでは新聞記者として、それも藤川参考

人と違つて司法担当ではなく、主に経済記者として政治記者というのをやつてしまりました。さらに、国会議員になつて間もなく四年になります。この間、社会人になつてから、ずっと行政とい

うものを、非常に強い大きい存在である、かつ、一人一人の行政に携わる人、私が主に見てきたのは国家公務員、官僚でございますが、一人一人は良心的なつもりであつても、かなり誤謬、政策の誤り、通達の誤り、そしてまた実際に、運用面で実態を見ていない、国民から離れた部分があるということを多々感じてきた人間でございます。そういう立場におきまして、幾つか質問させていた

だきたいと思っております。

先ほど水野参考人が言われました、弁護士から見ると、行政訴訟、そして医療過誤、商品欠陥、これは非常に勝ち目がなかつたり、なかなか大変で、やる人間、引き受けける人間が少ないということをたしかおつしやいました。

そのうちの二つにかかわることなんですが、例えれば、素朴に三人の方に質問ですが、こういうこ

とは国民がというか、関係ある国民が裁判を起

そうとして、裁判でやつてもらえるのか。そして、今までの法律でどうだつたか、これから法律を改

正したらそれに明るさが見えるのかということを伺いたいのが二つございます。

一つは、医師の免許に関しまして、厚生労働省

がやつております医道審議会がございまして、医

師法に基づいて、問題のある医師の医師免許を剥奪したり、あるいは一定期間停止するというのがあ

るんです。

それはどういう人がかけられるかというと、診療報酬の不正請求とか、あるいは、単なるミス

ぐらいいじやからないようなんですかけれども、悪

質な場合とか、かなりひどい医療過誤を重ねたよ

うな場合、そしてそれ以外にも、医者としてじゃ

なくて、強制わいせつとか、飲酒運転で人をはね殺したとか、そういうときもかかるようなんですか

けれども、これはその医道審議会といふところで

医師の免許のありようを決めるところでございま

す。

例えば、ここに悪質な医療過誤、幾つか裁判になつてゐるようなことがござります。実際に自分

の子供あるいは自分の親、近親者の命を、むちや

くちやな、普通、通常あり得べき薬の何十倍ものものを投与されて死なされてしまったとか、体をめちゃくちゃにされたとか、そういう実際に刑事の事件あるいは民事事件になつてゐるような人が、例えば医道審議会でかけられない、からながい、あるいは、かかつたけれども余りにも処分が軽いんじゃないかというようなことを実際関与した人が思つた場合に、これは行政訴訟として裁判を起させるんだろうか。

つまり、これから多分その人は、自分及び家族についてそんな医者にかかることはないと想います。ただ、例えば停止が三年間だつたり、あるいは免許停止期間がなかつたりしたら、世の中のだけかにひどい悪を与えるのではないか。いわば消費者というか国民の一般として、これはひどいと怒りに燃えたとき、今までだと処分というのは、処分の対象となつた医師がそんなのひどいと言つて訴えることができて、一般的のそういうかかわりの人はできなかつたと思うんですが、こういうことが可能になるのかどうかと、いうことは一つ。もう一つは、これは医師の話じゃなくて、またちょっと似たようなことはござりますけれども、学校の先生。学校の先生でひどい人を普通に配置転換するというか、普通の公務員にする。これもひどい話で、学校の先生でひどい人を普通の公務員にされても公務員も困るんですけれども、私が国会議員になりましたから、長年課題であつたことがやつと法律が通りました。都道府県によつて、都道府県の教育委員会が任命権者としてやるわけですけれども、都道府県によつて、教育委員会によつてそれは厳しかつたり甘かつたりすると思います。

身近に見ていて、私どもよく有権者から言われるのが、ひどい教師がいる、それは、これは価値判断はいろいろですから、魔女狩りしていくとかなり多くの先生がやめなきやいけないような事態になるかもしれませんけれども、こういうことを地域の住民として、あるいは子供を持つ、自分の子供に対する対応などで、これもいろいろな程度

の差はあると思いますけれども、教育委員会がこの教師を取り上げないことが問題、あるいは、取り上げたけれどもちょっととかからなかつたことが問題とかそういうことを、これも行政訴訟の裁判としてできるのかどうか。

私は、素人の国民の代表として、今度行政訴訟法が使いやすくなると聞いたときの二つを思い浮かべたもので、三人の先生方にちょっと御意見なり感想なりを伺いたいと思つております。

関係のない方々、例えば、青森県のどこかの町のお医者さんが大変不當であるということで鹿児島県のどこかの町の人があくまで義憤に駆られて訴えを提起するということは、およそ想定はしておりません。それでは青森県のどこかなればどうかという話にだんだん詰まつてくるわけでござりますけれども、これは個別の事案によるだらうというふうに思ひます。

そこを抽象的に考えてもなかなか難しい話がござりますけれども、例えば、一つの村に一つの診療所しかない、そのお医者さんが問題で、そのお

日照被害などを起こす、それに対して、建築確認の段階でそれをとめる方法はないかという議論をしてきたんですが、今、先生のお話しのようになるとなどはだれも議論してこなかつたんです。私は、法律解釈はわかりません。ただ、心情的には、それは認めていいんじゃないかなという気はします。

例えば、非常に不適切な医療過誤、深刻な医療過誤を繰り返す、要するにリピーターといいますけれども、医療過誤のリピーターの患者さん、被害者、あるいはつきあい関係のない人はどちらかく、被害者

それから、塩野先生が御説明になりました法律の根拠法規あるいは関連する法規で考えるわけでござりますので、医師の場合ですと、医師法とかあるいは関連する法律、そういうたものを精査して、場合によればいわゆる原資適格が認められるという解釈も成り立つのかなと思いますが、ただ今直ちにこうだという確定的なお答えは、ちょっとしかねます。

○松島委員　どうもありがとうございました。

今、申上げました医師の話で申しますと、高

が、私、政府の説明員ではございませんので、余り個別の条文を引用しながら御説明するのもいかがかとは思いますけれども、最初に行政法を長く勉強してまいりましたなどと言つてしましましたものですから、私の知る限りのことを、考える限りのことを申し上げます。ただし、余り個別の事案というよりは、むしろ、今度の改正法案ではこうなつております、しかしこの場合の御質問については、ここはこういうふうになつてなかなか難しい、あるいは、これならばなるだろう、そういううやや抽象的、定性的なお話にさせていただきたいと思ひます。

今のお質問は、先ほど申しました義務づけ訴訟のうちの第三者に対する行政の公権力の行使を求めるというものでございまして、これを今度の条文で申しますと、三十七条の、三条からずっとございますけれども、三十七条の二あたりにその要件が書いてござります。

医者さん以外にはかかれないとつくづく思つた。しかし、この問題がどうも、あつた場合に、さて裁判所はどう考へてくれるかという問題で私は議論をする価値はあるだろうと、いうふうに思つておりますが、果たして勝つかどうか、これはなかなか難しいところだと思います。

ただし、そういう問題があることは事実でございまして、これは既に最高裁判所の判例で、ある士法の士について、その士をやめさせるべきである、あるいは、やめさせなかつたのが不適切であるという事件が最高裁判所まで行つていた記憶がございます。ただし、その場合には、訴えの利益、そういう形がないということで最高裁判所の判決は出たわけですが、けれども、今度はこういう形で制度が整いますと、その道が開ける、あるいは議論の対象になるということは言えようかと思います。

○藤川参考人 大変難しい御質問であるとともに、私も身につまされて、そうだろうなと思いま

がこれはどうもひどいじゃないかということに気が付いて、それは僕は医療法の問題じゃないかと。先ほど、三つあれの中に、残された問題でしたか、中には書きませんでしたけれども、行政実体法をもう少し直すべきだということを書きましたけれども、その実体法の中で、こういう患者、家族の人については医道審に訴えを起こすことができるということを書いて、そこで処理することが僕はふさわしいんじゃないかなという気がします。というのは、行政というのは非常に幅広いのですから、一律に、全部、こういう場合は認める、こういう場合は認めないと非常に難しいところがあると思いますので、そこまでやるべきだと思います。それから、二番目の問題教師。ではこれは学校教育法で、これはちょっと難しいし、まさにそのためには教育委員会もあるんですから、これはむしろ、行政の場なりなんなり、PTAの段階で処理することが望ましいんじゃないかなという気がする

野参考人 確かに、例えはその村で一つの診療所が開業する
だつたらという話があつたんだけれども、医者た
というのは免許一本で全国どこでも流れいくこと
とが、言い方で悪いですね、どこででも開業する
ことも、勤務することができます。ある地域でし
ばしば問題になつても、例えは医療の過疎の地域
だと、もうだれでもいいから来てくれというよう
なことがあります。そういう意味で、都会で起
した、そういう問題医師としてレッテルを張られ
ていても、医療的に過疎で恵まれないところだと
受け入れられる、そういうこともありますので、
すべての国民が被害者になるおそれがあるんじや
ないか、関係するおそれがあるんじゃないかなと
思つております。

今、三人の先生方からお話を伺いましたけれど
も、この行政訴訟といふものが非常に、行政とい
うものが国民一人一人から見えにくい、なおかつ
行政指導及び通達といふもの、私自身、一回生時

今のようなお詫びが、一つ、第三者に対するつまり大変不適切な医師あるいは不適切な教師に対して何らかの処分権限を発動すべきだということを開けました。しかし、この訴えは、法律上の利益を有する者に限り訴えることができるというふうな限定がございます。

それは、改正法全体が、個人の権利利益の救済に資するものあるいはその実効的な救済を図るものとのいうことを根本にしておりますので、およそ

義務づけ訴訟でこの議論をしてきたときには、御指摘のようなところは実は余りしてこなかつた。頭にありましたのは公害規制ですね。深刻な公害が起きていてるのに、行政がそれに対し規制権限を行使しない、そういう場合、公害の被害者から規制してくれという訴えを認めるべきではないか、それはそうだなと、それは非常に多かったんですね。例えばマンションで、周辺に非常に深刻な

お答えになつてゐるかどうかしりませんけれども、そういうふうに感じます。

○水野参考人 お一人の先生がもう回答されまして、それで、それにつけ加えることだけ申し上げます。

今度の義務づけ訴訟の要件には、もう一つ、重大な損害を生ずるおそれがあるというのそれが要件になつておりますね。したがつて、重大な損害があるというふうに言えるかどうかと、いうのがもう一つのポイントになるんだろうと思ひます。

代に、厚生労働省の課長通達と局長通達一本ずつを改めさせるために十ヵ月ぐらいかかったことがあります。

私は、国民健康保険でございますが、夫が会社の社会保険で、私自身がお金を払つて、しかも私自身しか受けられない健康保険証なのに夫名義で必ず来る、これはあんまりじゃないか。かつて女性の厚生政務次官が問題だと言つても直らなかつたらしいんですけども、私は、区役所、区長とそれから自民党的部会で公言して、十ヵ月不払いを

して、年金は払つて納めていますけれども、健康保険の不払いを十ヵ月やつて、もめにもめまくつて、そして本人への通知という当たり前といえば当たり前の形をつくったことがございます。

国会議員が国会議員という公権力を行使してもそれだけ大変なことでございまして、一般の方があやるには、できれば裁判とかの手続がないと、ただ文句を言つただけでは、行政の壁といふものはたかが通達やガイドラインでも崩せることができるません。どうか、また今後とも、使いやすい行政事件訴訟法をつくるために、先生方も含め私たちも努力を続けてまいりたいと思います。

○柳本委員長 御苦労さん。

柴山昌彦君。

○柴山委員 自由民主党の柴山昌彦と申します。

埼玉地区から今回の補選で当選させていただきましたが、従前、弁護士をしていたということでお水野参考人の先ほどの御説明で私の質問しようとしていたことがすべて解消されてしまったような部分もございまして、今さら何を聞けばいいのかという部分もあるんですねけれども、今回の政府の改正案については、特に実務家の目から見れば、先ほどおつしやった被告適格の緩和、あるいは争点整理の段階から証明処分という形で、行政の手持ち資料を積極的に開示するという形で、立証責任の転換を図ることなく武器対等ということになると近づこうとしている、このような点も含めて、また義務づけ訴訟の導入も含めて非常に評価できる点が多いとは考えております。

ただ、若干私としても疑問に思つてある点が残つていますので、これについて、ほとんど時間がないんですけれども、幾つか質問をさせていたただければと思います。

まず第一点は、従前、原告適格については非常にいろいろなところでさまざまな議論がなされていて、今回は原告適格の判断のための文言上の要件という形で補充が行われた。ただ、そこで示された四要件のうち、結局、從来の判例の整理だけ

で、実のあるのは最後の四番目の不利益の部分だけではないかというような声も聞こえてくるんです。

まず、三人の参考人の先生方にお聞きしたいのは、このような不利益あるいは原告の害される利益と、このよろうな問題をしんしゃくすることができるのか。関連事件訴訟法をつくるために、先生方も含め私たちも努力を続けてまいりたいと思います。

○柳本委員長 御苦労さん。

柴山昌彦君。

○柴山委員 自由民主党の柴山昌彦と申します。

埼玉地区から今回の補選で当選させていただきましたが、従前、弁護士をしていたということでお水野参考人の先ほどの御説明で私の質問しようとしていたことがすべて解消されてしまったような

部分もございまして、今さら何を聞けばいいのか

という部分もあるんですねけれども、今回の政府の

改正案

については、特に実務家の目から見れば、

先ほどおつしやった被告適格の緩和、あるいは争

点整理の段階から証明処分という形で、行政の

手持ち資料を積極的に開示するという形で、立証

責任の転換を図ることなく武器対等ということにならぬべく近づこうとしている、このような点も含めて、また義務づけ訴訟の導入も含めて非常に評価できる点が多いとは考えております。

ただ、若干私としても疑問に思つてある点が残つていますので、これについて、ほとんど時間がないんですけれども、幾つか質問をさせていたただければと思います。

まず第一点は、従前、原告適格については非常

にいろいろなところでさまざまな議論がなされていて、今回は原告適格の判断のための文言上の要件という形で補充が行われた。ただ、そこで示された四要件のうち、結局、從来の判例の整理だけ

的な考え方でございます。

今御指摘のありました、例えば環境の問題です。

私は三年ほど四国に赴任したことがあるんです
が、そのときに白砂青松の浜辺を埋め立てるとい
う問題がありました。埋め立てて工業用地をつく
る、そのときに、漁業補償、これは公有水面埋立
レクトにしんしゃくすることができるのか。関連
法規とかそういう問題をしんしゃくすることな
く、例えば処分の根拠法あるいは趣旨を共通にす
る法律以外の、例えば環境の問題あるいは騒音
景観、そういったものについても憲法上ダイレク
トに原告適格を判断するのにしんしゃくすること
が今度の改正法によってできるのかという点につ
いて、まず先生方にお聞きしたいと思います。

○塙野参考人 私は、行政法の定義として、憲法

的価値の実現の技術に関する法であるというふう
に講義もいたしましたし、教科書にも書いてあり
ます。その枠内で考えるということであれば、基
本権というものは当然にその考慮の対象になるとい
うことだと思います。

今御指摘のように、憲法十三条に基づく人格権
なり環境権という考え方からすると、私はそれを
認めていいのじやないかという気がします。そ
ういう行政訴訟法であるべきではないかという気
がいたしますので、その憲法上の権利あるいは憲
法上の利益がここに書きました考慮すべき利益と
いふことであると思います。

ドイツにおきましては、基本権の考慮義務とい
うものを原告適格の拡大の一つのてこにして動い
てまいりました。ただ、それでは、基本権が何で
もすべて、根拠法規の処分要件の解釈の問題でござ
いますから、それとおよそ関係のない基本権を
持ち出してきてこれで認めろといつても、それは
なかなかか裁判所としては認めがたいところであり
ましょうし、あるいは今度の四項目についても、
そこは憲法的なことは直接には書いてございません
けれども、およそ関係のないものを持ち出して
くるということにはならないのではないかと思いま
す。

しかし、繰り返して申しますけれども、憲法的
価値の実現の技術に関する法が行政法であるとい
ふことを御理解いただきたいと思います。

○藤川参考人 お答えいたします。

大変難しい問題で、私のような法律の素人には
答えられるかどうかわかりませんが、そうであつ
てほしいし、そうあるべきだというのが私の基本

でございますので、今おつしやる四について柔軟

に解釈していく必要があるだろうというふうに考
えています。もちろん、憲法に保障された具体

的な権利、そういうものも当然、先生のおつ
しやつた四のところで十分に考慮すべきものだと
いうふうに考えております。

○柴山委員 次に、義務づけ訴訟についてお伺い
したいと思います。

実は、私も弁護士時代に、この義務づけ訴訟と
いうものがあればややこしい国家賠償の請求なん
かしなくとも済むのになといふようなことで制度
化を非常に心待ちにしていた一人でございます。

ただ、今回の義務づけ訴訟については、各界から
これまでの考え方だと、それはダメですよとい
うことだと思います。

今御指摘のように、憲法十三条に基づく人格権
なり環境権という考え方からすると、私はそれを
認めていいのじやないかという気がします。そ
ういう行政訴訟法であるべきではないかという気
がいたしますので、その憲法上の権利あるいは憲
法上の利益がここに書きました考慮すべき利益と
いふことであると思います。

ドイツにおきましては、原子力発電所あるいは工場について、取り消し訴訟、これを起こす場合につい
ては、隣の住民が生命身体を害されるおそれがあ
るということで恐らく原告適格が認められる。た
だ、結局、原子力発電所あるいは工場について、
最新の技術水準に合うよう改善命令を出してく
れというような義務づけ訴訟を起こすためには、
处分が行われないことによって重大な損害を生じ
るおそれがあつて、かつ重大な損害を避けるため
にほかに適切な方法がないことなどというような
非常に厳しい要件が付加されているわけでござ
ります。

当然のことながら、取り消し訴訟よりもこう
いった改善命令の方が、少なくとも再考してくれ
という判断が直ぐにはすぐに出せるのではないかと
思うんですけれども、この要件の厳しさといふもの
について三人の参考人の先生方の御意見をお伺
いしたいと思います。

○塙野参考人 ただいまの御質問にすぐお答えす
る前に、先ほどの原告適格に関する四項目で、第

四番目のものについては從来の判例はない、それ
までは從来の判例のそのままではないかといふこと
でござりますけれども、第四番目も從来の判例
に見出することができます。それから、そのまま引

き写して從來の判例、既往の判例の固定化を考えているという御趣旨の御発言であれば、それは誤解であるということを申し上げておきたいと思います。

私は、検討会の間におきましても、判例評釈はやめてくださいと。この四項目はそれぞれ一つの視点を持つてきたものである、その視点の素材は既存の判例からとつたものですけれども、これをどう発展させ、どう組み合わせいくかは、それこそ裁判所、そして弁護士の役割であるといふに考えております。

それから、今のお話でございますけれども、これは原子力発電の施設の許可における許可の基準の問題をどう見るかということとも関係いたしまずが、現在の最高裁の判例ですと、当時の科学水準といふのは、つまり科学水準ですから常に新しい水準で見直す、そういう形になつておりますので、日本ではなかなか今のようない、新しい技術が発展してきたので、あるいは知見が発展してきたので、今までのではどうも危ないから、取り消し訴訟ではなくて義務づけ訴訟を出すということにはなかなかならないんすけれども、ドイツではまさにそういう議論をしております。第三者に対する義務づけ訴訟の典型的な例が原子力発電所等の停止命令でございます。

今の例ですと、私はまさにそのものずばりだと知見でもつて多少危険なものがあるということであれば、それはもう当然にこの三十七条の二は導き出せるということで、それを押しとどめるような議論は全くしたことがございません。

○藤川参考人　お答えいたします。
大変難しい問題で、私みたいな素人にはよくわからぬんですが、やはり考え方としては、考慮すべきことを考慮すべきでないことを考慮したというのは非常に問題であると思います。そういう意味において、現段階において考慮すべきことの内容として最新の技術水準を考えるというのは、それは当然のことだと思います。

ですから、現在の水準から見て欠陥があるとわかつたことについて、それについて差しとめるなり、あるいは補修を義務づけるなりというのは、周辺住民として僕は当然認められるべきことではあります。

以上でございます。

○水野参考人　御指摘の問題は、今回の義務づけ訴訟の要件では、一つは、一定の処分ということの解釈、これが問題にならうと思います。ただし、この一定の処分というのは、具体的な改善命令、

どういう改善命令をせよというところまで特定しないで、何らかの改善命令をせよというので一致しているところでございまして、そこの点はまずクリアできる。

それから、重大な損害については、これは原発のことですから生命身体にかかる、これは重大な損害に当たるだろと思ひますし、その損害を避けるために他に適当な方法があるかどうかといふことについては、これは極めて例外的な場合の問題もクリアできる。

原告適格が認められることについては、これは

んですが、またの機会に譲らせていただくことにしまして、次の質問は確認訴訟についてでござい

い行政行為についても、その違法の確認をすることによって、行政庁に対して何らかのインパクトを与えることができるのではないかということについては、私も賛成でございます。

ただ、この確認訴訟についても、やはり対世効がないという問題がある一方、また、確認の利益を厳格にとらえた場合に、それがどれほど救済に役に立つか。あるいは、確認訴訟で違法が確認されたにもかかわらず行政庁が何らその違法状態を是正することなく放置していた場合には、それをどうやって改めさせればよいのかというような問題があると思いますが、これについて、お三方の意見を最後にお伺いしたいと思います。

○塩野参考人　私どもが大変頭を悩ませてゐる論

いえども、日本の場合には、そこは割合従うといふことを指して、例えば民事訴訟でやれるからいいじやないかということにはならないといふことは、これまた確認されておりますから、この問題もクリアできる。

○柴山委員　今はわかりやすい事例で、恐らく、

つまり、日本の民訴あるいは民訴法学はドイツ

んですが、またの機会に譲らせていただくことと法を基礎に成り立つておりますけれども、ドイツの行政事件訴訟法でもこれだけ確認の利益を認めているではないかという資料が出てまいります。

そこで、そういうものについて、十行政訴訟の特殊性を考

えて、そういうことを参考にしながら、確認の利益

といふものについて、十分行政訴訟の特殊性を考

慮しながら判断していただきたいというのが裁判所に対する私の希望でございます。

それからもう一つ、それに従わない場合どうするか。これは、判決についてすべて同じようなことが起るわけでございまして、例えば取り消し

ます。たゞ、その拘束力に従わないで行動した場合にはどうな

か。例えばこれは、諸外国におきましては、裁判所侮辱罪的なものを使うとか、あるいは罰金を科するとか、そういう手立てをとつております

けれども、日本の場合には、そこは割合従うといふ慣例がございます。それで、今回の場合も、判決に對しての違反、それに従わないということに

ついては特段の措置は講じておりません。

ただ、確認訴訟の場合には、同じく、準用規定

におきまして行政主體あるいは行政機関に対する拘束力が働きますので、その拘束力が、従来の取

り消し判決の拘束力と同じような意味合いにおいて、行政機関においてそれを守るということを期

待しているという次第でございます。

○藤川参考人　お答えいたします。

以上でございます。

○水野参考人　お答えいたします。

だんだん専門的な話になつてきまして、不得意な分野でござりますけれども。

まず対世効の問題でござりますけれども、確認訴訟を求めた当事者が求めているものは何かといふと、要するに、違法の宣言、それによつて紛争の根源を絶つということだと思います。だから、

まず対世効の問題でござりますけれども、確認

訴訟を求めた当事者が求めているものは何かといふと、要するに、違法の宣言、それによつて紛争の根源を絶つということだと思います。だから、

まず対世効の問題でござりますけれども、確認

訴訟を求めた当事者が求めているものは何かといふと、要するに、違法の宣言、それによつて紛争の根源を絶つ][(

○水野参考人　お答えいたします。
不當な判決は出ないのであるうと思ひましたが、たゞ、要件論として、今みたいな厳しい要件がこの判決の効力につきましては、昭和三十七年の行政事件訴訟法制定に際して、六年もかけて、その時々にその判決の効力についての議論がなされました。それ以後は、学説、判例、かなり積み重ねておりましたけれども、今度の検討会においては、それがいろいろな事情で間に合わなかつたというふうに思つております。

○藤川参考人　お答えいたします。
だから、確認の利益について。これは一番頭の痛いところでございまして、これはだんだんに積み重ねていくよりしようがない。その場合の積み重ねとして、例えば行政事件訴訟法においていたしましたのはドイツの行政事件訴訟法における確認訴訟でございます。

さて、時間がほとんどないんですけども、まだ、納税者訴訟についてもお聞きしたかった

確認訴訟でございます。

たと思います。そういう意味で、判決主文の主觀的範囲といいますか及ぼす範囲をそれ以上に広げる必要があるのかな、取り消し訴訟と違つてあるのかなという気が私はちょっといたします。それはまあ素人の考えです。

それから、確認の利益のことのございますけれども、そもそも、憲法で裁判を受ける権利というのを認めていた以上、僕はかなり広くとつていいんじゃないいかという気がします。今までの行政訴訟法は、憲法で認められている裁判を受ける権利を勝手に裁判所というか法律の都合で切つていてわけですから、かなりもつと広げていんじやないかと思います。

それから、違法状態については、僕はこういうことだと思います。行政というのは公益を目的としておりますから、裁判所によつて違法と宣言されたものを追求することが果たして行政としていかがかという問題であり、行政はそういう意味で社会的な責任を追及されるんじゃないかと思います。

○水野参考人 先ほど塩野参考人が御答弁されたとおりでございりますので、それを援用させていただきます。

一つか加えさせていただきますと、先生の御質問では、当然に、例えば行政指導、そういうものの、そのものの違法確認ができるという前提で御質問されたと思います。私も、今回、確認訴訟の関係で、公法上の法律関係の確認というのが例示されましたけれども、法律関係に置き直せない場合においても、行政处分的なもの、例えば行政指導とかありましたけれども、そのものの違法確認を求めることができるというふうに今考えておりますので、そのことだけ加えさせていただきます。

○柴山委員 五分ほど時間がオーバーしてしまいました。後続の御質問の方に御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。

本當はもつと具体的な事例をとらえて申し上げたかつたんすけれども、初めての質問というこ

とで、多々不手際な点があつたことをおわびした
いと思います。
以上です。どうもありがとうございました。

○柳本委員長 御苦労さん。

○富田茂之君。

○富田委員 公明党的富田茂之でございます。

三人の参考人の先生方、きょうは貴重な御意見ありがとうございます。

特に塩野参考人は、実は、私、司法試験の勉強をしておりましたときに行政

法を専攻しておりまして、一橋大学だったものですから先生の講義は聞けなかつたんですが、先生

の講義ノートというのが東京大学の生協で売つて

おりまして、それを友人に購入してもらいまして勉強させていただきまして、それで何とか合格で

きましたので、きょうは質問できる機会をいただ

きまして本当に感動しております。

先ほど先生の方から、今回の改正事項、大きく四点あるんだということ、救済範囲の拡大がま

ず第一点、そして第二点として審理の充実、促進、三項目として行政訴訟をより利用しやすく、わかれやすくするための仕組みだ、四点目として本案

判決前における仮の救済制度の整備、この四点を挙げられて、審理の充実、促進のところをちょっとお話ししされませんでした。行政訴訟の活性化と

いう意味では、ここは目立たないけれども重要な点だというふうにおっしゃられたんですねが、私も

今回の改正の中で、実務面ではここが一番今後生きてくるんじゃないかなというふうに感じております。

裁判所が、釈明処分として、行政庁に対して裁

決の記録や処分の理由を明らかにする資料の提出を求める事ができるようになつた。これの解説

として、審理充実、促進の観点から、訴訟の早期の段階で処分の理由、根拠に關する当事者の主張及び争点を明らかにするため、新たに釈明処分の特則を定め、裁判所が行政庁に対して裁決の記録として、審理充実、促進の観点から、訴訟の早期

の段階で処分の理由、根拠に關する当事者の主張

を求める事ができるようになつた。これの解説

としておりまして、そのことだけ加えさせていただきます。

○水野参考人 先ほど塩野参考人が御答弁されたとおりでございりますので、それを援用させていただきます。

文書提出命令の特則というような考え方も多分議論されたと思うんですが、釈明処分を特則といつ形で規定されて、どうしてそういうふうになつてきましたのかという経緯と、今後、この特則が実際の裁判实务の中でのようにならかされていくことを、議論された先生方としては期待されているのか。また、逆に、こういう处分がされても行政庁の方で拒絶するということがあると思うんですかが、そういうたときの取り扱い等についてはどうあります。

○塩野参考人 私も先ほどちょっと申しましたよ

うに、審理の充実、促進というのが今回の行政事件訴訟法改正における重要な目玉の一つであると

いうふうに考えております。実務的には、むしろこれが一番きくのではないか。つまり、第三者の義務づけは、話としてなかなか、いろいろな事例があり興味を引かれるところですけれども、現実の多くの訴訟は取り消し訴訟における審理の充実、促進というところであろう、それをどう図るかと

いうことであろうかというふうに思つております。

そこで、今のお話の点についてでござりますけれども、一つは、経緯といたしましては、もちろん文書提出命令をどんどんやるべきだ、そちらの方の手当てをするべきだという議論もありまして、ただ、御案内のように、文書提出命令につきましては、昨今の民訴法の改正が動いている最中、動いていうのは、改正ができる、まさに運用を見守っているところでござりますので、しばらくそれを見ようではないかということが一つございました。

それからもう一つは、これは実は実務家の方から非常に強く出でた議論、これはというの、つまり、訴訟の場において、行政はなかなか資料を出さない、裁決の一件書類も出してこないといふことについて非常に強い不満があります。

どちらももう一つは、これは実は実務家の方から非常に強く出でた議論、これはというの、つまり、訴訟の場において、行政はなかなか資料を出さない、裁決の一件書類も出してこないといふことについて非常に強い不満があります。

けれども、そんなに資料を出さない行政庁であれば、どんどん心証を悪くしていけばよろしいのではないかなどいうことでござります。

○富田委員 武器対等の原則ではなくて、行政の

説明責任からこういうふうになられたという御説明ですが、実は、私、司法修習した法律事務所と

文書提出命令の特則というような考え方も多分議論されたと思うんですが、釈明処分を特則といつ形で規定されて、どうしてそういうふうになつてきましたのかという経緯と、今後、この特則が実際の裁判实务の中でのようにならかされていくことを、議論された先生方としては期待されているのか。また、逆に、こういう处分がされても行政庁の方で拒絶するということがあると思うんですかが、そういうたときの取り扱い等についてはどうあります。

○塩野参考人 私も先ほどちょっと申しましたよ

うに、審理の充実、促進というのが今回の行政事件訴訟法改正における重要な目玉の一つであると

いうふうに考えております。実務的には、むしろこれが一番きくのではないか。つまり、第三者の義務づけは、話としてなかなか、いろいろな事例があり興味を引かれるところですけれども、現実の多くの訴訟は取り消し訴訟における審理の充実、促進というところであろう、それをどう図るかと

いうことであろうかというふうに思つております。

そこで、今のお話の点についてでござりますけれども、一つは、経緯といたしましては、もちろん文書提出命令をどんどんやるべきだ、そちらの方の手当てをするべきだという議論もありまして、ただ、御案内のように、文書提出命令につきましては、昨今の民訴法の改正が動いている最中、動いていうのは、改正ができる、まさに運用を見守っているところでござりますので、しばらくそれを見ようではないかということが一つございました。

それからもう一つは、これは実務家の方から非常に強く出でた議論、これはというの、つまり、訴訟の場において、行政はなかなか資料を出さない、裁決の一件書類も出してこないといふことについて非常に強い不満があります。

けれども、そんなに資料を出さない行政庁であれば、どんどん心証を悪くしていけばよろしいのではないかなどいうことでござります。

○富田委員 武器対等の原則ではなくて、行政の

説明責任からこういうふうになられたという御説明ですが、実は、私、司法修習した法律事務所と

うことは必要であるというふうに賛同したわけでござります。

ただ、賛成の仕方はそれぞれ違いまして、一つは武器対等の原則ということの御説明で、これは弁護士の方がしょっちゅう言われることなんですね。

けれども、私は、どうも、いつも武器は行政庁が持つていて、弁護士の方は、原告の方は何も持っていないとおっしゃるんだけれども、税務訴訟なんかになりますと、どっちに資料がたくさんあるかというのはなかなかしんどいところかと思います。

しかし、私の説明は、これは武器の対等原

則というより、行政に対する行為規範の責務を改めて司法の場で確認したものだという理解でござります。

つまり、何かといいますと、それは、行政過程におきましては、説明責任、説明する責務ということが情報公開法によって明定されまして、行政過程における行政の公開性と説明責務というの

非常に強く行き渡つております。それが司法の過程の段になると途端に両者対等の当事者であると

いうのは、私は、それは国法の体制としては一貫しないのではないか、むしろこれは、この新しい制度は、私の頭の中では、武器対等の原則の実質化というよりは行政の説明責任の司法過程への投影であるというふうに理解をしております。

そして、それから最後に、これはやらなかつたたゞ、御案内のように、文書提出命令につきましては、昨今の民訴法の改正が動いている最中、動いていうのは、改正ができる、まさに運用を見

守っているところでござりますので、しばらくそれを見ようではないかということが一つございました。

それからもう一つは、これは実務家の方から非常に強く出でた議論、これはというの、つまり、訴訟の場において、行政はなかなか資料を出さない、裁決の一件書類も出してこないといふことについて非常に強い不満があります。

けれども、そんなに資料を出さない行政庁であれば、どんどん心証を悪くしていけばよろしい

ことがあります。

とにかく、御案内のように、文書提出命令につきましては、昨今の民訴法の改正が動いている最中、動いていうのは、改正ができる、まさに運用を見

守っているところでござりますので、しばらくそれを見ようではないかということが一つございました。

それからもう一つは、これは実務家の方から非常に強く出でた議論、これはというの、つまり、訴訟の場において、行政はなかなか資料を出さない、裁決の一件書類も出してこないといふことについて非常に強い不満があります。

けれども、そんなに資料を出さない行政庁であれば、どんどん心証を悪くしていけばよろしい

ことがあります。

とにかく、御案内のように、文書提出命令につきましては、昨今の民訴法の改正が動いている最中、動いていうのは、改正ができる、まさに運用を見

守っているところでござりますので、しばらくそれを見ようではないかということが一つございました。

それからもう一つは、これは実務家の方から非常に強く出でた議論、これはというの、つまり、訴訟の場において、行政はなかなか資料を出さない、裁決の一件書類も出してこないといふことについて非常に強い不満があります。

けれども、そんなに資料を出さない行政庁であれば、どんどん心証を悪くしていけばよろしい

ことがあります。

イソ弁として勤務した事務所が同じなんですが、その事務所が、多分この委員会は弁護士さん出身が多いんですが、国の指定代理人をやっていた弁護士さんで、県の訴訟事件も一手に引き受けている事務所なものですから、行政事件の被告側の代理人として随分仕事をしておりますし、やはり行政側はどんな資料も持っているんですね。

るわけではありません。およそすべて行政訴訟は
いう言い方をされるものですから、そうでもない
い場合があるのではないか、むしろ行政法学者と
しては説明責任を強調したい、そういう趣旨で申
述べてあるべきだ、など。

「行政訴訟の夜明けは近い」という文を書かれたなんですが、御本人の文章ですので覚えていらっしゃると思いますが、「杉作、日本の夜明けは近いぞ」という鞍馬天狗の言葉を引かれて、活力ある社会への土台づくりになるんだということで御指摘をいただいておりまして、本当にここに書かれていることはもうそのとおりだなと思います。このあたりは、二つあります。

これまで、私は素人ですけれども、私が初めて司法記者になつた当時、三十年ぐらい前でございまますけれども、日光の太郎杉事件というのがありますけれども、御存じだと思いますけれども、日光の国

県の事件が人をやるといふと、お話を幸運に皆
ごい安いんですけれども、弁護士が何もしなくて
も、文書課の皆さんなどがどつと資料を持ってきて、
この中から選んでくださいというような形でやる
ものですから、今回のこの釈明処分ができたとい
うことによって、今塩野先生が言われたように、
裁判実務の中で、出さなければ心証を悪くするし、
行政庁側の方もどんどん出していくようになると
思うんですね。

それ以外に、それでは、あちらこちら散らばつて
いるものをとにかく何でも出せ、出さないと観
明処分に反したということになりますと、これは
行政庁としてはなかなかやりにくいところがある
うと思います。

この趣旨はのとてき、しかも参考にして御意見をいただいたと思っていります。

裁量に對しての今回動きがなかつたということで御指摘がありましたが、ここは本当に難しいと思うんですね。やはり一番司法のチェック機能を強化するには裁量処分に対する審査基準をつくる必要があるだろうという御指摘ですけれども、私もこのとおりだと思うんですが、この部分を、裁量にも自由裁量とか羈束裁量とかいろいろ

半決で、少し半決だったなと思つてすけれども、考慮すべきことを考慮しなかつた、考慮すべきでないことを考慮した、それはいかぬぢやないかと感じます。そこで示された規範というか考え方でないことを考慮した、そういうものが一つあわざるといいます。

検討会の中で福井秀夫委員の意見というのか出
ておりましたけれども「資料の提出については、
処分の理由を明らかにする資料に限定せず、広く
訴訟の対象である行為をするに当つて行政庁が
利用した資料は、すべて提出を求めることができ
ることとすべきである。訴訟の争点を明確化する
ためには、単に「理由を明らかにする」資料のみ
ならず、行政庁の判断を左右したであろう参考
資料も含めて、適法な行政行為を基礎付ける資料
はすべて、法廷で明らかとすべきであるからであ
る。」というふうに意見を言われているんですが、
私もこの方がよかつたんではないか。

のではないかというふうに私は今のところ考えておりまして、まず、とにかく一步これを踏み出しへて、運用の過程でどこまで出てくるかということをごらんいただくのが得策かなというふうに思つております。

ろありますし、一律にやるというのはやはり厳しくなだらうなど。ただ、ここに踏み込まないと、これまで司法が行政に対してもチエックしていくかつたという批判はやはり免れないんじゃないかなと思うんです。

こここの部分について、きょう、藤川参考人は、個別行政法の中に司法救済システムをつくつたらどうだという、これは新たな指摘だと思うんですねが、これも含めまして、もう少しこういうふうに踏み込めるんではないかというような考え方方がございましたらせひ御教示いただきたいと思うんですが。

それであるとか、この間の憲法裁判で争はれたことによれば、公共事業なんかの場合、案がたくさんありますけれども、代替案に対する検討の問題であるとか、これはそのまま使えるかどうかわかりませんけれども、費用便益であるとか、さまざまな判断基準の新しい手法というのができていると田中さんも、そういうものを、僕は、一般法の中にどれだけ取りめるかよくわからないんですねけれども、そういうものをこの三十条の中に落とし込めないかなという問題意識でございます。

ただ、それが難しかつたら、先生御指摘のように、二項で書きました個別の立法、例えば環境大臣に、

こういうふうになると、広げ過ぎて何でもかんでも出せというふうになるからだめなんだというような議論が多分あつたと思うんですけれども、一たん広げてみて、中で選んで訴訟で使えばいいというふうに思うんですが、その点は、塩野先生また水野参考人は、どのようにこの検討会の中で思われて、今どのように考えられているか、御意見をいただければと思います。

○塩野参考人 先ほどの御質問に対しても一つ駆明させていただきますけれども、武器対等の原則、全くそれが意味のないことであるなどと言つてい

処分の際に参考にしたいろいろな資料を全部出すべきだというのは、非常にそのとおりだと思うんですね。

ただ、先生も御指摘のように、それではどこまで出すのかといったよつた議論がございまして、最終的にはそこまで詰め切れなかつたということをございますが、ぜひそういうふうなことになればいいというふうに私は考えております。

○富田委員 次に、藤川参考人にお尋ねしますが、調査室の方からちょっと資料をいただきまして、藤川参考人が二〇〇三年の一月五日の日経新聞に

○藤川参考人 お恥ずかしい、昔のそういうか一年前に書いた原稿にお目がとまりまして、大変光栄に存じます。

御指摘のとおりだと思います。先ほど申し上げましたように、入り口に入つても結局権利が救済されないと意味がないということをございます。そのとき、一番ブラックボックスになつていますのが裁量権です。行政裁量であるといつたら、今の三十条でいうと、逸脱かもしくは濫用以外には何ら及ばないということになつていて、これは大変問題であると思います。

り、あるいは公共事業でも結構ですけれども、そういう中で裁量の手続と基準を明示する、それについてなされたかどうかという司法審査をするという二段構えが僕はできるんじゃないかななどといふ氣がいたします。

以上でござります。

御指摘のとおりだと思います。先ほど申し上げましたように、入り口に入つても結局権利が救済されないと意味がないということでござります。そのとき、一番ブラックボックスになつていて、それが裁量権です。行政裁量であるといつたら、今の三十条でいうと、逸脱かもしくは濫用以外には何ら及ばないということになつています。これは大変問題であると思います。

いう二段構えが僕はできるんではないかなという気がいたします。
以上でございます。

意見を言つていただきましたが、実際、法科大学院は、この四月一日から動き出して、私の友人も教えているんですが、これは大変だと、いろいろなレベルの方が来て。

本当にこの人たちが専門性を持つた法曹になつていつていただけるのかというようなものもあるみたいですし、それよりも、私はこの委員会で何度も言つてはいるんですが、平成四年、五年以降、司法試験合格者をどつとふやして、その人たちに對する教育指導がきちんとされないまま、どんと弁護士が一番ふえちやつたわけですけれども。そういう中で、行政訴訟の専門性といふものについて、どういうふうに法曹を育てていつたらいいか、三人の先生方から、もしこういうのがあれば、一言ずついただけれどと思ひます。

○塩野参考人 今度の改正案の中では、裁判所の管轄についての定めがありまして、それは、一つは、今の専門的な裁判官を育てるということで集中部というのを設けよう、そういった構想で一つであります。

それから、今後のお話でございますけれども、私は、常々思つておりますのは、時に医師会等の皆さんとお話をいたしますと、卒後の教育といふもの、あるいはその後のいろいろな研修等々に大変熱心でございまして、それをどうして弁護士会の方は勉強されないので、もつと学んでいいのではないかとかいうふうに常々思つておりました。この機会に、ぜひ医師会における医師の免許を与えた後の研修制度についてもごらんいただきて、参考にしていただければというふうに思います。

○藤川参考人 御指摘のとおりだと思います。

ただ、私が思ひますに、司法試験法が改正になつて、選択科目、先生は先ほど行政法を選択されたと言つてはいましたけれども、行政法は司法試験科目から外れてしまつたんですね。卑近な例ですけれども、やはり試験科目に入らないと勉強しないんです。そういう意味で、今度は新司法試験がどうなるかわかりませんけれども、僕は、ぜひそこをしつかりやつてほしい。

それと、私も法科大学院に関心がありますのでいろいろ取材していますけれども、憲法と行政法の垣根がだんだん、何か法科大学院は授業数が少ないせいか、融合して教えられているケースがふえていてますね。僕は、あれは非常にいいことじゃないかと。先ほど御質問がありまして、柴山先生から御質問がありましたけれども、憲法上の権利をどういうふうに具体的に行政訴訟に実現していくのか、そういうような考え方、憲法訴訟という考え方を、今非常に法科大学院は実務的に教えているところがふえております。そういう意味で、新しい、行政法に強い法曹が生み出されるんじやないかと期待しております。

○木野参考人 司法試験の件については、今藤川さんがおっしゃったとおりでございますが、今度の新司法試験では、公法と民事法と刑事法と、三科目になりました。公法というのは、憲法と行政法なんですね。それで、実務教育をやるということでありますから、これはおのずと行政法が中心になるだろうというふうに思つておりまして、かなり行政なし行政訴訟に強い法曹がこれから生まれてくるのではないかというふうに思つております。

それから、弁護士会の研修が不十分じゃないかという塩野先生のおしかりをいたしましたけれども、弁護士会も、最近は非常に研修を重視しておりまして、例えば税務の研修を今始めているんですね。これは、税務の専門家を育てようということであつておりますから、これは大変熱心にたくさんの弁護士が参加しております。この行政事件訴訟法の改正が成立した暁には、これまたかなりの機会をとらえて、そういうった研修をするのは、私は別に会長ではございませんけれども、弁護士会では当然、行政事件訴訟の研修をするということは間違いないところでございますので、引き続きやっていきたいと思っております。

それから、弁護士会にも行政訴訟の支援をする窓口的なものを設けたらどうかということも、現在検討しております。

○富田委員 ありがとうございました。終わります。

○柳本委員長 御苦労さま。

辻恵君、民主党・無所属クラブの辻恵でござります。

本日は、三人の先生方、貴重な御意見をちょうだいしてありがとうございました。

行政行為、行政処分の適法性をチェックすべきであるというのは、行政訴訟の中心的な課題の一つではあると思うますが、この要請は必ずしも行政訴訟の場面だけではなくて、今の日本のいろいろな諸現象といいますか、やはり行政権がどんどんどんどん肥大化していく三権分立の原則が変容してきている、司法の役割、立法の役割、それぞれ変容してきているという意味において、この行政権の肥大化をどうチェックしていくのかといふのが、国のあり方、社会のあり方を考えいく上において非常に必要なことである。その手段として行政訴訟が位置づけられるべきであるし、それ以外にも行政の適法性のチェックの制度、システムというのは、もっとほかにいろいろ工夫されて、拡充されしかるべきかなという問題意識を持っております。

本日、まず塩野先生にお尋ねさせていただきましたが、確かに、救済範囲の拡大、審理の充実、促進、利用しやすく、わかりやすくするための仕組みの整備、仮の救済の制度の整備ということで提案されております。

ただ、例えば九条の原告適格の問題を見ますと、一項でやはり「法律上の利益を有する者」ということが依然として残つておる。二項で「当該法令と目的を共通にする関係法令」という限定が加えられている、これは必要性がないんではないかというような意見も多々あると思います。さらに、二十五条の執行停止についても要件が過重ではないかとか、細かくは申し上げませんけれども、三十七条の二の義務づけの訴えの要件や三十七条の四の差しとめの訴えの要件、そして三十七条の五

○塩野参考人 御質問の前にお話しになりました行政行為のチエックについては、何も司法的統制だけではないのではないかということについて、私も全く同感でございますし、行政手続法制がまさにそのチエックの一つとしてございますし、それから情報公開も、そういう面では横から支えているものでございます。

それから、行政行為ができる前の、される前の行政立法の透明性を図る必要がございますので、行政立法手続の充実ということも必要ですし、さらにもつと根本にさかのぼりますれば、法律、行政作用法において、国会におきましてその透明性を、運用に際しまして恣意的なあるいは濫用的なことが起こらないような形でのきめの細かな法律をつくる、あるいは要件を定めるということも重要なかと思います。

ところで、今回のものにつきまして、要件が厳し過ぎるというようなお話をございました。ただ、なかなか難しいものでございまして、何で義務づけ訴訟、差し止め訴訟、確認訴訟といふものが余り発達しなかつたということにつきましては、どうも裁判実務の方の方のお話を聞いていますと、要件がわからないので裁判所はなかなか踏み込めないんだと、今までの司法と行政の関係を前提にしてのお話でしようけれども、やはり要件が書いてあるともう一步進めるんだというようなお話をございました。

ですから、私も含めて行政訴訟検討会では、例えは義務づけ訴訟あるいは差し止め訴訟は、これは本案の問題なので、訴訟要件の問題ではなくて、何か具体的な根拠となるものはうかがうことができるのでしょうか。

すべて本案の請求権の成立の有無に係るものではないかと。その本案請求権の成立の有無は、これは個別の事例に従つて裁判所が開発していくべきものではないかという議論と、それから他方、それでは実際上動かないという議論、例えば現在の義務づけ訴訟における裁判所の三要件ぐらいを明文化してもらわないとなかなか動けないという議論、この両方がありました結果、現在のような形になつております。

現在のものも、請求権の要件を定めたのか、訴訟要件を定めたのか、これはこれから学者がいろいろ議論をするところでございまして、大変殘念なことでござりますけれども、日本の学説も、請求権の要件というのはどういうものか、差しとめの要件とは民法における差しとめの要件とどこがどう違うのかというようなことについて、あるいは、（略）

特に第三者に対しても公権力の発動を求めるというような、およそ民事では考えられないような給付があるかもしれませんけれども余りないようなことについて、要件をどう考えるかというのは、これは諸外国の請求権の要件を見ていかなければいけ

そういう意味で、今回はいろいろな考慮の果てに一つの案として出てきたものでございまして、出るたびに同じようなことを申し上げて大変恐縮なんですねけれども、まずこれで始めていただきたい、それで開発をしていただきたい、それでダメならば五年後にきちんと見直しをしていただきたい、そういう趣旨でございます。

○辻委員 裁判所が、結局のところ積極的にこの救済のために運用するということを期待するんだけれどおつしやられたと思いますが、これは検討会で、例えば解釈指針を入れるべきではないかというような議論もありましたが、それは適当でないということで取り上げられなかつたという経過がありますが、裁判官が、私の経験上は、やはり行政優位の思想みたいなのがかなり体質的にしみついている

支那の政治と社会 第二回

よるな面を非常に感じることがあるんです

れるのかどうなのかといふこともできればお聞か

せいただきたいと思いますけれども、そういう裁

判官は積極的な運用を期待するというときには裁判官へのアピールがどのようにこの法文の中であ

らわれているのか、そして具体的に裁判官のそういう体質的な問題を改善できるためにはどうすべ

きなのが、この点についてなどによつてお考へで
きつゝトヨミテ、おせり。

○塩野参考人 まず、ちょっと抽象的なお話をさ

かのほって大変恐縮でございますけれども、司法制度改革審議会の意見書には、法の理念に基づき

という言葉がございました。検討会では、法の理

念とはいかがなものか、これが法治主義・法治國家とは違うかどうかというような概念論争はいた

しかし、その根底に流れる法の理念といふのは、しませんでした。

やはり裁判官が法をつくると云ふことではございません。

す。立法者があれこれ余り細かくして裁判官の手足を縛る、あるいはここをこうせいと言うのでは

なくして、それはまた私の理解でござりますけれども、行政官に対してもう手を缚り、足を缚り、

しかし突き進むべきところは、ここを突き進めといふ旨、二三二つめ、ムセ二三首のてまゝ音

いう指示を与えるのか 私は立法者の本来の責務だと思いますけれども、裁判の場における救済法

理においては、これは裁判官の創造するものでござります。

それは、一つの例だけ申しますと、アメリカに

おきましてもデクレアトリージャッジメントあるいは行政手続法の法理が発展し、今制定法ができる

おりますけれども、それがどういうわけでできたかと一へうと、最初は、連邦議会がこうせつあらせ

いとしてつくったのではなくて、デクレアトリ

ジャッジメントでも、裁判所がどんどんいろいろなことをやってきて、余りいろいろなことが起こること

るので、では連邦法で統一してみよう、そういう発想となる。行政手続法もそういうべきです。

から発想いかる行政三統法もそぞろございまして、それから、ドイツの例でいいますと、原告適格

卷之三

第一類第三號

的に何か、そういう行政チエックとしての手段、方法について御意見があればお聞かせいただいたいと思います。

○藤川参考人 お答えいたします。

私は、やはり一番大切なことは情報の公開だと思います。

そういう意味で、情報公開法ができてきました。それから、それを使ってさまざま今裁判が起きています。特に、地方自治体での裁判というの是非常に内容のあるものが出てきています。

それからもう一つは、情報公開審査会、意外に今いい活動をしています。物によつては、えつ、こんなものまで。例えば、外務省関係で、この間びっくりするような資料が出てきましたけれども、そういう意味で、情報公開制度の充実というのが非常に重要だと思います。

○辻委員 最後に水野参考人に伺わせていただきたいと思いますが、先ほど、行政訴訟の欠陥の原因として、行政事件訴訟法自体の問題と、それから行政に対する司法の消極主義だということをおつしやいました。裁判所に対するメッセージが必要だと。では、この法案の中にメッセージが入っているのかどうなのか。では、具体的にどういうメッセージを発すべきなのかという点が一つあります。

もう一つは、積み残した課題を早急に実現させるべきだ、私も同感ですが、これは具体的にどう現実化させていけばいいのか。その辺についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○水野参考人 メッセージいたしましては、九条に二項をわざわざ置いた。それから、確認訴訟というのをわざわざ追加して置いた。これは、やはりもつと拡大していくこうというメッセージだと思います。

それから、先ほども申しましたように、ぜひ、この委員会の意思あるいは院の意思を附帯決議という形で裁判所に対してもう一つの訴訟、いふうに思いました。

それだけでしたか。（辻委員「見直しの現実化」と呼ぶ）見直しの制度についても、アメリカに行政会議というのがかつてあったようなんですね。これはやはり独立した形でないと、行政のあれと

いうのはなかなかできないということでございました。

○辻委員 終わります。ありがとうございました。

○柳本委員長 御苦労さま。

○松野(信)委員 民主党の松野信夫でございます。

三人の先生方、大変御苦労さまでございます。

私が最後ということで、もうしばらくおつき合いをいただきたいと存じます。

まず最初に、塩野参考人の方にお伺いしたいと

思います。

先ほど来から出でておりますが、原告適格の拡大の問題。

九条の第二項を新設するということで、この法案を読みますと、四つの要素を総合的に考慮しなさいというふうに条文としてはできているわけです。ただ、これで本当に原告適格が広がるのかなという疑問もなきにしもあらずで、率直に申し上げて、私は、一項の、この「法律上の利益」とい

う、ここをやはり本当は変えてほしかったなどといつて、従来は、個別法について個別の、それこそタコつぼの中で議論をしていて、あるいは解釈していたものが、そうではなくて横断的な立法ができる、そこそこやはり本当は変えてほしかったなどといつて、従来は、個別法について個別の、それこそタコつぼの中で議論をしていて、それは、例えれば都市計画なんか、あるいは河川法等々でもそう

いう問題が起こるかと思います。

○松野(信)委員 ありがとうございます。

具体的な例を挙げますと、藤川参考人のところが、最高裁の方がむしろ逆に広くとらえる。ところが、最高裁の方がむしろ逆に広くとらえる。それが率直なところですが、それはおきまして、現在の判例の状況を見ますと、どうも、むしろ下級審の方は結構厳しく原告適格を考えている。と

ころが、「もんじゅ」の訴訟あるいは新潟空港の訴訟あたりを見ますと、下級審では否定されてしまうのが原告適格が最高裁で認められる、こういうような動きもあるのですから、そういうような現在の判例の状況を踏まえて、この九条の二項ができるおかけで、例えば、この手のこういう種類の訴訟は原告適格が従来よりは広がるのではないかと

いう、例えはというようなことで、一定の種類の

訴訟など、もし可能でしたら挙げていただいて、この九条で拡大する方向性が示されるんじゃないかなというようなところで、もし御説明できればお願ひしたいと思います。

○塩野参考人 今の下級審と最高裁の判例の傾向につきましての分析は、私も全く同感でございました。そういうことでござりますので、ある方によりますと、この四項をつくつたので、結果的には最高裁のレベルにまで地裁のレベルが上がるのかな、それだけではないかという認識の方もおられるかもしれません。

しかし、私は、そうではなくて、今委員の御発言は多分そういう趣旨で御発言があつたよう

に、最高裁といえども、この四項目についてもう一度先ほど来のこの法律案のメッセージを真摯に受けとめれば、広がる可能性があるというのが私の認識でござります。

そこで、どういうものがそれなのかと言われますとなかなか難しいのですけれども、よく検討会で話題になりましたのは環境関係のもので、環境影響評価法という一種の横断的な立法がございました。横断的な立法をこの国会でおつくりになつたこと自体、私はそれは大変重要なことだと思いまして、従来は、個別法について個別の、それこそタコつぼの中で議論をしていて、それは、例えれば都市計画なんか、あるいは河川法等々でもそう

てきた。その横断的な立法をこの中で生かしていくのが一番典型的な例として思い浮かんでいるところでございまして、それは、例えば都市計画なんか、あるいは河川法等々でもそう

いう問題が起こるかと思います。

○松野(信)委員 ありがとうございました。

具体的な例を挙げますと、藤川参考人のところでもございました主婦連のジュース訴訟、そして近鉄特急料金の訴訟、藤川さんの方でこの二つを挙げておられて、この変化についていつていなかないか、こういう御指摘もありました。

確かに、この二つの訴訟、いずれも結論とすれば裁判所では原告適格は認めない、こういうふう

になつたわけですけれども、しかし、そうすると、例えば主婦連のジュース訴訟、表示がおかしい、間違つているじゃないか、消費者全部にかかるわけで、だけれども、どうも現在の裁判所の考え方からいけば、だれも表示の点について異議が述べられないということにもなりかねない。また、近鉄特急料金を値上げするという問題についても、近鉄の側は、値上げを認めてもらつたわけですから、これについて異議を言うはずはありません。

○塩野参考人 なかなかなことにもなりかねない。また、そういうことでござりますので、ある方によりますと、この事件の件で、結果的には原告適格なしというような、こういう形になつてしまつたわけですね。

それで、よろしければ、塩野参考人と藤川参考人のお二人に、例えば今申し上げたような主婦連の事件あるいは近鉄特急の事件、今までずっとなにかといふこと。それで、新しく例えば九条二項がつくられて原告適格が広がるような様相を呈しているわけで、例えば今申し上げたこの二つの事件などは、どういう影響がこの新しい法律では出てくるとお考えなのか。よろしければお二人に御説明いただければと思います。

○塩野参考人 なかなか私の方で個別案件について、判例評駁はしないでくださいと行政訴訟検討会で言ひながら、お答えするのはなかなかしんどいものがござります。

ただ、例えばの話ですけれども、情報公開表示請求権につきまして、かつて横浜地裁で、これはだれでも開けるんだから原告適格はないんだ、国民の全体の利益なんだ、公益的な利益だからこれ

はだめだといったものに対しまして、高裁判決で原告適格を認め、最高裁判所もそれを当然のごとく認めている例がござります。

これは、なぜそうなったかというと、だれでも文書を見れる、あるいは開示請求ができるんだけれども、その開示請求権は、先ほどのお話をございませんけれども、憲法の知る権利、あるいは行政、政府の説明責任に由来するものであつて、

これはもう個人の主観的権利としてこれは認められてるんだ、そういう理解だと私は思います。そういう目で主婦連の訴訟を見た場合にどう見るかというのが一つのポイントであろうと思います。

それからもう一二のポイントは、こういった非常に拡散したものについて、しかし、しっかりといた団体がいればその団体に訴訟を認めるべきだというのが一つの筋として出てくるわけで、それを解釈論のレベルでいくのか、あるいは立法論のレベルでいくのかという問題でございまして、現在までのところ、そういう主婦連のような団体について原告適格を認めるということには至つておりませんけれども、逆に申しますと、それならばということで、現在、こういった消費者についての訴訟について団体に訴訟適格を認めるという方向での議論が非常に進んでいるというふうに聞いております。私は、それは大変重要な筋ではないかというふうに思います。

それから、近鉄特急事件につきましては、これもまたいろいろ議論がございまして、では航空運賃で全国の人が、乗るかもしれないというので、札幌からどこかの運賃について東京の人気が争うかどうかというような、いろいろ議論がございます。ただ、この場合にはやはり利益の性質等々について裁判所はもう少しく見てもらいたいという気はいたします。およそ、近鉄に乗る人とある人は乗るかもしれないという人ではなくて、この近鉄にこの時間に乗るためにこの定期を買わなければならぬという人が登場しています。

そういう点では、例えば、最高裁でも、法定外公共物、現在では全部公共物になりましたけれども、法定外公共物の廃止問題につきまして、生活としてその道路を使っている人についてはそういうふうに認めているわけございまして、これは、先ほど来の御発言で出ております四項目について最高裁ですらそこまで行っている例もあら。そうすると、もう少しそれをここまで行けな

いかということのメッセージとして今度の四項目が生きてくればというふうに私は思つております。

私は、意見陳述の骨子の中で書きましたように、法律上の利益を有する者というのが残ったのが残念だというのはそういう趣旨でございまして、要するに、今までと、個々人の個別の利益が全体の利益の中に還元されるといいますか解消される場合にはだめですよという考え方があつたものですから、それがそのまま残るところと残念かなと思ったんだけれども、こういうような四つの考慮要素が入ってきまして、例えば私は法律の解釈ができませんからわかりませんけれども、例えばジュース訴訟は、あれは景表法ですよね。そうすると、景表法の目的、趣旨は何だろうといふもののを考えた場合、消費者の利益というのは当然その考慮すべき目的、趣旨の中に入つてくるのではないかなどという気がいたします。

當業法が根拠法だと思ひますけれども、その中の、それでは事業者だけでいいのかな、利用者の利益というものは考慮しなくていいのかな、それから、四項目の処分が違法になされた場合に害される利益、この中に消費者の利益が入つてこないかなとう気がいたします。

よつてもつて、先ほど塩野先生が御指摘になら

守つていいが、私、先ほどもちらつと言いました
ように、個別的な行政法、その中で、景表法なり
それから鉄道営業法の中にこの範囲の人について
はこういう申し立てができるという制度をつくる
か、それからまた、行政訴訟法一般の中に原告適
格を広げるか、三つのルートがあると思います。
それぞれ、僕は競合的に、複合して整備して構わ
ないんだと 思います。今度はそういう形で九条の
二項が設けられたので、一つの突破口ができるたん
じやないかなと思います。

尋ねしたいのですが、少し細かいところですが、この九条の二項の中の四つの要素のうち一つ、処分の根拠となる法令と目的を共通にする関係法令の趣旨及び目的、これを考慮しなさいと。

しかし、処分の根拠となる法令と目的を共通にしないきやだめだと、目的の共通という縛りが入っているものですから、どうも、いろいろ聞く中では、環境影響評価法はこれに入るかもしれないけれども、それ以外のものはなかなか具体的な法令が出てこない。何でこういう目的を共通にするというような形での縛りが入ったのか。もし検討会の中でこの辺の議論がございましたら、ちょっとその辺、御説明いただければと思います。

置き的なことを申し上げさせていただきたいと思
いますけれども、行政訴訟検討会の考え方及びそ
れを踏まえて立案されました九条二項、これでござ
りますけれども、個別法令における処分要件の
判定に際しての考慮事項につき一般的基準を定め
たものであるということは御理解いただいている
というふうに私は思います。

その際に、それでは当該根拠法の規定の文言の
みに頼るべきでないということが、あれが私は大
変立派なものでございまして、考え方にもそれら
しきことは書いてありましたけれども、あれだけ直
截に書いていないということで、私は、今度の
改正法案と考え方を比べますと、ああ、あそこは
なかなかよく書いたなというふうに大きく評価し
ているところでございます。

この基本的解釈権力を敷衍するものとして、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たって、今お話しの、目的を共通にする関係法令の趣旨及び目的を斟酌すべきことが定められているわけですが、ここで、目的を共通にする関係法令といふこの文言自体は「考え方」にも出ております。今回法案に初めて出てきたものではございません。それからさらに、これに素材を提供いたしました新潟空港訴訟の最高裁判決にもこれを見られるところでございまして、ですから、今

度初めて出てきて、何か考え方方に縛りをかけたと
いうものではございません。

整が法の趣旨、目的の中に含められている。つまり、第三者への考慮というものが処分要件とされている場合でありますので、そうしますと、関係法令としてはまず目的を共通にするものが想定されますので、そのことを、私の変な言葉ですけれども、必要的考慮事項として定めたものである。だから、最高裁としては新潟空港判決で出てきたけれども、下級審判決もすべてこれを十分、必要な考慮事項として考えたらどうかということではないかと、うううと思ひます。

仮に裸のまま関係法令といたしますと、関係法令とは何かというこれまでいろいろな解釈問題が生じて、かえって、関係法令なんだから、関係するのでうんと狭いということにもなりかねない。そこで、必要的考慮事項という形でまず押さええたということをございます。ただ、目的を共通にすら関係法令について定めているのも、原告適格の実質的拡大を配慮したものでござりますので、委員御指摘のように、これを限定的に解する必要は毛頭ありません。

検討会で、これとこれとこれということをそう詳しいものは言つておりますが、航空法とそれから航空機騒音による障害の防止、これは新潟空港のものでございますけれども、あと幹線道路の問題では、道路法と幹線道路の沿道の整備に関する法律なんというのが資料として出てきておりますので、御参考いただければと思います。ただ、限定期的に解するべきではない。

それから、処分要件の解釈は、これは最後に一つだけ申し上げておきたいんですけれども、最終的に処分要件の解釈は裁判所にゆだねられておりまます。本条項は、法律によって必要的参考要素を定めたものでございますので、具体的な処分要件の解釈に当たって、それ以外の要素、共通する目的以外の要素を裁判所の解釈権を行使しまして解釈

しても、それは法律違反とか憲法違反とかにはならない。むしろ、この改正法の趣旨から申しますと、積極的にそういったものとして処分要件の中に、ほかのいろいろなところを見渡して、こういふものはやはり入れるべきではないかというふうに解釈していただければ、それは共通する目的であろうとながうと、私は、それは関係ないといふふうに思つております。

以上でございます。

○松野(信)委員 满了めん。時間が来ているんですが、せっかく水野参考人においていただきましたので、一点だけお願ひしたいと思います。

水野参考人からもお話をありました裁量処分の取り消しの行訴法の三十条、要するに裁量権の逸脱あるいは濫用でない限り取り消せないと、これについてやはり一定の抑制をすべきだ、具体的にこういうふうにしたらしいというのが、しございましたら、御説明いただきたいと思いま

す。

○水野参考人 これは大変重要な課題でございまして、どういうふうな形でそれを明文化すべきかということについて若干の議論をしたんですね。ただ、実際に明文化するということになりますと大変難しい問題でございまして、私ども、今この場でこういうのはどうだというのは持ち合わせております。ですから、そのところは極めて重要ですから、きつととした議論をして明文化すべきだというふうに思つております。

○松野(信)委員 以上であります。ありがとうございます。

○柳本委員長 御苦労さま。

以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。(拍手)

及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

○野沢国務大臣 趣旨の説明を聴取いたします。野沢法務大臣。

不動産登記法案
不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

第三は、申請人から登記識別情報の提供がない場合の本人確認の手続について、登記官から登記代理人による適切な本人確認情報の提供がある場合は、登記官の判断により、事前通知を省略することができます。

第四は、登記の正確性を向上させるため、登記申請の際に、登記原因を証明する情報を必ず提供しなければならないものとしております。

第五は、紙の登記簿を原則とする現行の規定を改め、登記簿は磁気ディスクをもって調製することとするとともに、登記所に備えつける地図等につても電子化を図ることができることとしております。

また、執行妨害のため濫用されているとの指摘がある予告登記制度の廃止等の改正を行うこととしております。

なお、この法律の施行に伴い、政省令の制定等所要の手続が必要となりますので、その期間を考慮いたしまして、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

この法律案は、不動産登記法の施行に伴い、公示催告手続二回法律外百一十八の関係法律について、規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

以上が、これら法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決ください。

○柳本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○柳本委員長 午後二時十二分開議
休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お詫びいたします。

ただいま議題となっております両案審査のため、本日、政府参考人として法務省民事局長房村精一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○柳本委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。森岡正宏君。

○森岡委員 私は、自由民主党の森岡正宏でございます。

先ほど、野沢大臣の方から不動産登記法の改正について趣旨説明がございました。明治三十二年以来の全面改正だと言われておりますので、また、この中にはオンライン申請の導入ということが主でございまして、画期的な改正だと思うわけでございます。私も早くこれを成立させたいなどといいます。

この法律案は、不動産登記法の施行に伴い、公示催告手続二回法律外百一十八の関係法律について、規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

まず、今野沢大臣御不在でございますので副大臣伺いたいと思いますが、今回の改正法案の意義といふものはどこにあるのか、国民にとってオンライン申請がどういうメリットを及ぼすのか、

このところをお話しいただきたいと思います。

○実川副大臣 お尋ねの改正法案の意義、また国民にとってどのようなメリットがあるのか、そういう御質問でありますけれども、まず最初に、改正案の意義でございますけれども、情報処理技術の進歩その他の社会の変化に適合するためのオンライン申請の導入等、不動産登記制度を全面的に

○柳本委員長 次に、内閣提出、不動産登記法案

を通知することとし、これを次回の登記手続の

際の本人確認手段として用いることとしており

見直すことにより、登記の正確性を確保しつつ、国民の利便性の一層の向上を図るところにござります。

具体的には次のとおりでございます。

まず、インターネットを利用して登記所に出頭するで不動産登記の申請が可能になります。また、書面で申請する場合におきましても、登記所に出頭することなく郵送による申請が可能になります。さらに、登記識別情報を提供することができない場合におきましても、保証人を要することなく申請することができます。登記の利便性が向上されることになります。

他方、登記識別情報によります本人確認手続、事前通知手続の強化、さらには、登記原因証明情報の提供の必須化等の措置によりまして、登記の正確性が確保されることになります。

○森岡委員 今、年間二千万件ぐらいの登記があると言われております。登記所の職員が約一万二千人、うち登記官が三千五百人と伺いました。それを支える司法書士さんが一万八千人、土地家屋調査士さんが一万八千人ぐらい、同じようにいらっしゃる。

そこで、今回、オンラインの申請導入によりまして、どの程度の投資額が必要になるのかなど。私は、このe-Japan計画の一環として行政サービスの効率化を行うこと、これは大賛成でございます。しかし、費用対効果、この点を法務省はどう考えておられるのか。まだ全部の登記所がコンピューター化されていないなどということも聞きますし、人件費の削減などにつながるものだらうかということを心配しているわけでございまして、ここのこところを民事局長の方からお答えをいただきたいと思います。

○房村政府参考人 御指摘のように、オンライン申請を可能にするためには、オンライン申請のための新たなシステムを開発する必要があります。で、一定程度の費用が必要となるということは間違ひございません。

ただ、既に登記所の方では登記事務のコン

ピューター化そのものを進めておりまして、これは大体毎年数百億の費用を要しておりますが、そ

ういったコンピューター化全体の経費と比べます

と、オンライン申請のシステム開発の経費そのものは大した額ではないということが一つ言えま

す。
せっかくコンピューター化をする以上、そのメリットができるだけ広く国民に利用していただきたいというのが私どもの基本的な考え方でございま

す。
ますが、その一つの大きな手段が、オンライン申請を可能にすることによりまして、国民が登記所に出頭することなくいつでも登記の申請が可能になれる。これを受けますコンピューター化庁の方にとりましては、そのオンラインで来た情報を直接自動受け付けをしたり、あるいは、今まででは紙を見て職員が入力していたものを、直接来た情報をそのまま人力ができる。こういうような意味で、行政の効率化にも資するというところが非常にございます。

そういうことをあわせ考えますと、具体的な数値でお示しするのは困難でございますが、やはり国はのまま人力がかかる。こういうような意味で、行政の効率化にも資するというところが非常にございません。

そこで、オンライン申請を可能にするのではなく、こう思つております。

〔委員長退席 下村委員長代理着席〕

○森岡委員 この不動産登記法につきまして、昭和六十三年、また平成五年にも改正が行われております。そのときに、現代語化の推進、地図の整備、真実性確保の充実、そして日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会との協議などを求めた附帯決議が採択されております。これらが今回の改正にどう生かされているのか、そこそこころを副大臣から御説明をいただきたいと思います。

○実川副大臣 御指摘の附帯決議におきましては、不動産登記法の現代語化、地図の整備の促進、また資格者代理人の活用、さらには登記の真正を確保するための登記申請手続の改善及び関係団体

の意見を十分に聽取すること等が内容とされております。

今回の不動産登記法案は、法文のすべてを現代化するものでございまして、また、申請手続に

代理人によります本人確認情報の提供を必須化し、資格者関し登記原因証明情報の提供を制度的に位置づけること等の改正によりまして、登記の真実性を向上させることを図るほか、地図の電子化を制度的に可能にするものでございます。

また、今回の改正法案の立案の過程におきましても、日本司法書士会連合会及び土地家屋調査士会連合会から推薦されました委員を交えた研究会、また法制審議会におきます調査審議を経て

るほか、随時、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会と意見交換をしております。

したがいまして、今回の不動産登記法案の内容は、御指摘の附帯決議の趣旨に沿つたものであるというふうに考えております。

○森岡委員 今回の法案の中心的な改正と申しますと、登記申請のときに出頭主義はやめる、そして登記済み証は廃止する、ただし、書面による申請も認めるというのが今回の改正のポイントの一つだと思います。

○森岡委員 次に、不動産取引について伺いたい

めているわけでございますが、オンラインでの指定、どんどんどんどん進めていく、スピードを上げていくことが大変重要だと思うわけでござりますけれども、早くこの改正案の趣旨に沿つた現実が進んでいくよう私は願っているわけでございますが、法務省として、このオンライン申請と紙申請、両方併存しているけれども、どんなふうにこれから進めていくこうとしているのか。

もうオンライン申請の方をぐっと多くしていく

といふことを思つております。

○房村政府参考人 御指摘のように、連件登記申請がこれからも可能なのかどうか、今までと不動産登記が変わらないのか、この点について局長さんのお考えを聞きたいと思います。

○房村政府参考人 御指摘のように、一連の取引の流れがございます。そういう場合に、当事者といたしましては、最初の抵当権の抹消、それから

時代の流れからいきますと、やはりオンライン申請の方向に動いていくと私どもとしては思つておりますし、オンライン申請が可能になる登記所の指定もできるだけ速やかに拡大していきたい、こう思つていろいろところでございますが、ただ、残念ながら、やはり、国民多くの方がいらっしゃいます。

ますので、今すぐコンピューターを利用してオンライン申請をするのはなかなかしにくいというような方がまだまだいらっしゃることも事実でございます。

そこで考えまして、私どもとしては、当分の間はこの両者を併存させていくことで、国民の多くの方に御不便、御迷惑をおかけしないようになります。

にしたい、こう思つておりますが、長い目で見れば、方向としてはやはりオンライン申請の方向へ世の中は動いている、こういうぐあいには考えております。

○森岡委員 次に、不動産取引について伺いたい

めているわけでございますが、オンラインでの指定、どんどんどんどん進めていく、スピードを上げていくことが大変重要だと思うわけでござりますけれども、早くこの改正案の趣旨に沿つた現実が進んでいくよう私は願っているわけでございますが、法務省として、このオンライン申請と紙申請、両方併存しているけれども、どんなふうにこれから進めていくこうとしているのか。

もうオンライン申請の方をぐっと多くしていく

といふことを思つております。

○房村政府参考人 御指摘のように、連件登記申請がこれからも可能なのかどうか、今までと不動産登記が変わらないのか、この点について局長さんのお考えを聞きたいと思います。

○房村政府参考人 御指摘のように、一連の取引の流れがございます。そういう場合に、当事者と

所有権の移転、移転後の抵当権の設定、この登記が全部できて初めて一連の取引の目的が達成できる、こういうつもりでいるわけでございます。現行法のもとでの取り扱いをいたしましては、そういう場合には、この三つを一括して連件申請ということで申請をしていただきまして、三つの登記すべてができるというときに初めてこれを行う。例えば、最後の抵当権の設定登記ができないというときに、その前の二つの抵当権抹消と所有権移転だけを登記してしまうということはしない、こういう扱いをしております。

これはやはり、当事者の意思として、最後までできるから、初めて、現在ある抵当権を抹消したり所有権を移転するんだ、こういう当事者の意思に沿う扱いをしているわけでございますが、これは、今回オンライン申請を可能とする不動産登記法の改正をいたしました後も、オンライン申請におきましても、そういう形の従来の連件申請が可能な仕組みにするということで私ども考えておりますので、実務の扱いといたしましては従来どおりの取り扱いができるということになります。

○森岡委員 それで安心いたしました。
私はちょっと辛口のことを申し上げたいわけでございますが、私のような法律の素人がこの法案を見ておりますと、この法案の中には、「政令で定める」とか「法務省令で定める」という言葉が非常に多く出てくるんですね。不動産登記についての手続が非常に国民にわかりにくい法律になっているんじゃないかなという気がしてならないわけでございまして、立法府、すなわち国会議員が関与しないところで登記手続の重要な部分が決められていくんではないかというところに、私はちょっと不安を感じますと同時に、不満もあるわけございます。このところをどういうふうに考えておられるのか、局長さんのお話を伺いたいと思います。

○房村政府参考人 確かに、御指摘のように、今回

は、確かに一つの考え方としては、法律を見ればすべてのことがそこに書いてあるというのも一つの考え方だろとは思います。ただ、非常に技術的な、細目的な事項まですべて法律で書くといふことになりますと、どうしても法律の条文が非常にふえます。また、そういう意味で全体が見通しが悪くなつてくるということもございます。
そういうことから、今回は、不動産登記法の法文本体には法律上重要な事項、これを書いて、技術的な、細目的な事項はその下の政令とか省令に委任をする、こういうことによって、法律本体を読めば一番、登記手続の構造、また重要な事項がぱっと頭に入る、さらに細かいことを見たければ、さらには政令、省令を見ていく、こういう順番で手続全體を理解していただける、こういうことを考えまして、基本的に、申請権者であるとか申請義務者、あるいは登記事項、それから申請手続の原則、こういった制度の骨格や国民の権利義務に関する事項を不動産登記法本体に規定いたしまして、さらに、申請手続の細目であるとか登記所内部の事務処理に関する事項については政令あるいは省令にゆだねる、こういう形にしたわけでございます。
確かに、今回法律本体だけを見ておりますと、そういう意味で、政省令がわからなくてなかなか理解しにくいという感想をあるいはお持ちにならぬかもしれません、実際に利用していただくだけ登記の登記原因についても真実性を担保した原則として添付して提出することになつておりますが、まだ義務化まではしていなかつたわけです。今回の改正に当たりまして、やはりできる限りの登記原因証書と申しておりますが、これ

は、現行法のもとにおきましても、登記をするときに、その登記原因を証する書面といふことでは登記原因証書と申しておりますが、これ

は、現行法のもとにおきましても、登記をするときに、その登記原因を証する書面といふことでは登記原因証書と申しておりますが、これ

は、現行法のもとにおきましては、司法書士法あるいは土地家屋調査士法の施行規則によりまして、そういう司法書士あるいは土地家屋調査士の方

は、現行法のもとにおきましては、司法書士法あるいは土地家屋調査士法の施行規則によりまして、そういう司法書士あるいは土地家屋調査士の方

は、現行法のもとにおきましては、司法書士法あるいは土地家屋調査士法の施行規則によりまして、そういう司法書士あるいは土地家屋調査士の方

は、現行法のもとにおきましては、司法書士法あるいは土地家屋調査士法の施行規則によりまして、そういう司法書士あるいは土地家屋調査士の方

が業務としてそういう書類を作成した場合には、その書類に記名し、職印を押すべきである、こういう定めがございます。ですから、書面で提出する場合には、必ずそういった司法書士あるいは土地家屋調査士の方の氏名あるいは印が押さると、ということになりますがオンライン申請の場合に、現在そういう規定はございませんので、このような施行規則と同様の内容を持つ、いわば電子署名を職印として行っていただくというようなことを省令で定めるということを現在考えておりますので、そういういた措置がとられれば、御指摘のような機能を果たすのではないか、こう思つております。

○森岡委員 次に、今回の改正のポイントの一つ

は、登記の正確性確保であると思います。そのた

めに本人確認手続の方法が、一つには登記識別情

報の制度が導入されたということです、これは大変

重要なことだと考えております。

長年定着してまいりました登記済み証、すなわ

ち権利証、権利証と言われているのですね、こ

の制度がなくなつて登記識別情報に切りかわるこ

とに不安感を感じる向きもあると思います。私な

ども、実はちょっと不安だなという感じがしてお

るわけでございまして、法務省はなぜ登記済み証、

すなわち権利証の制度を廃止しようとしておられ

るのか。やはり田舎のおじいちゃん、おばあちゃん、自分の持つてある不動産がこれだけあるんだ

という安心感を登記済み証があることによつて

持つておられる方はたくさんいらっしゃるんじや

ないかなというふうに思うのですから、あえて

お伺いしたいと思います。

○房村政府参考人 御指摘のように、現在の登記

手続におきましては、登記申請がされて登記が完

了いたしますと、その当事者の提出いたしました

登記原因証書または申請書副本に登記官が登記が

済んだという登記済みの判を押しまして、これを

当事者に交付するわけでございます。その交付を

受けた当事者が次に登記を行うときには、自分が

間違いないその登記に表示されている者であるこ

とを証明するためにその登記済み証を提出していただく、こういう扱いをしているわけでございます。

そのようなことから、登記を行うためには登記

済み証が必要である。そういう意味で、これをしつかり持つて居る間は自分の権利が保全できる、そ

ういう意識をお持ちになつて国民の方々はこれを

権利証と呼びならわしているのではないかと思つております。そういう意味で、国民の間に定着

しておりますし、また本人確認の有力な手段とし

て機能しているわけでございます。

ただ、これは何分紙でございますので、オンライン

申請をするということになりますと、オンライン

申請には乗せようがないわけでございます。

そういうことから、今回、オンライン申請を広く

採用する場合に、どうも今までのままの登記済み証で

はオンライン申請と両立しないということから、

その対策を講ずる必要があるだろうということで

検討したわけでございます。

そこで、今の登記済み証には大きく二つの機能

がございまして、一つは、登記が済んだというこ

とを当事者に知らせる、まさに登記済みの判をこ

と押して渡すわけですね、そういう機能と、それが

ら次の登記のときの本人確認のための有力な手段

であるという、この二つの機能があるわけでござ

います。

この本人確認の手段の方につきましては、オン

ラインの申請で使えるということになりますと、

何らかの形でオンラインに乗せられる電子情報で

ある必要があるわけでござります。

そこで、登記

済み証、紙のものを電子化するというの不可

能でございますので、それにもかわるものとして登

記識別情報、いわば一種の暗証番号のようなもの

について次の登記を申請するときには、その登

記識別情報、いわば暗証番号ですが、これを一緒

に出していただく、そうしますと、機械的にチエッ

クをすれば、この番号を使っていいからこの最初の登記をした人であることに間違いないといふ

ます。

人確認が可能になるわけでございます。

ですから、そういった意味で、今多くの銀行取

引その他クレジットカード等でもいわゆるバ

ス

にしたのとしてこの登記識別情報を考えたわけ

でございます。

登記識別情報ということで、情報でございます。

で、他人に知られたりしてしまいますと悪用さ

れるおそれはございますが、他人に知られないよ

うにしっかりと保管をしていただければ、従来の登

記済み証と同等あるいはそれ以上に本人確認の手

段として有効であるということを私どもとしては

考えておりますので、これを使って本人確認をし

て、確実な登記の実現をしたい、こう思つている

わけです。

ですから、従来、登記が済みますと、その登記

済み証を権利証としてしっかりと保管して、

他人に貸したり、見せたりということのないよう

に、まあ保管には気を使つていてください必要がござ

りますが、そういうことさえやつただければ、

それで、逆に、登記識別情報にした場合には、紙

の申請の場面にも登記識別情報を本人確認手段と

して用いることが可能でございますので、そういう

ことを考えますと、ここで思い切つて切りかえ

るということの方が混乱が避けられるのではない

うございます。

先ほども申し上げましたように、時代の流れは

非常に早くオンライン化に向かうのではないか。

そう思いますと、今の時点で紙で持つていて、次に

オンラインでやると思うと。

先ほども申し上げましたように、時代の流れは

非常に早くオンライン化に向かうのではないか。

そう思いますと、今の時点で紙で持つていて、次に

オンラインでやるときにはそれが使えなくなつてしまつて、それが使えない

ことになります。

で、他人に知られたりしてしまいますと悪用さ

れるおそれはございますが、他人に知られないよ

うにしっかりと保管をしていただければ、従来の登

記済み証と同等あるいはそれ以上に本人確認の手

段として有効であるということを私どもとしては

考えておりますので、これを使って本人確認をし

て、確実な登記の実現をしたい、こう思つている

わけです。

ですから、従来、登記が済みますと、その登記

済み証を権利証としてしっかりと保管して、

他人に貸したり、見せたりということのないよう

に、まあ保管には気を使つていてください必要がござ

りますが、そういうことさえやつただければ、

それで、逆に、登記識別情報にした場合には、紙

の申請の場面にも登記識別情報を本人確認手段と

して用いることが可能でございますので、そういう

ことを考えますと、ここで思い切つて切りかえ

るということの方が混乱が避けられるのではない

うございます。

で、他人に知られたりしてしまいますと悪用さ

れるおそれはございますが、他人に知られないよ

うにしっかりと保管をしていただければ、従来の登

記済み証と同等あるいはそれ以上に本人確認の手

段として有効であるということを私どもとしては

考えておりますので、これを使って本人確認をし

て、確実な登記の実現をしたい、こう思つている

わけです。

ですから、従来、登記が済みますと、その登記

済み証を権利証としてしっかりと保管して、

他人に貸したり、見せたりということのないよう

に、まあ保管には気を使つていてください必要がござ

りますが、そういうことさえやつただければ、

それで、逆に、登記識別情報にした場合には、紙

の申請の場面にも登記識別情報を本人確認手段と

して用いることが可能でございますので、そういう

ことを考えますと、ここで思い切つて切りかえ

るということの方が混乱が避けられるのではない

うございます。

で、他人に知られたりしてしまいますと悪用さ

れるおそれはございますが、他人に知られないよ

うにしっかりと保管をしていただければ、従来の登

記済み証と同等あるいはそれ以上に本人確認の手

段として有効であるということを私どもとしては

考えておりますので、これを使って本人確認をし

て、確実な登記の実現をしたい、こう思つている

わけです。

ですから、従来、登記が済みますと、その登記

済み証を権利証としてしっかりと保管して、

他人に貸したり、見せたりということのないよう

に、まあ保管には気を使つていてください必要がござ

りますが、そういうことさえやつただければ、

それで、逆に、登記識別情報にした場合には、紙

の申請の場面にも登記識別情報を本人確認手段と

して用いることが可能でございますので、そういう

ことを考えますと、ここで思い切つて切りかえ

るということの方が混乱が避けられるのではない

うございます。

で、他人に知られたりしてしまいますと悪用さ

れるおそれはございますが、他人に知られないよ

うにしっかりと保管をしていただければ、従来の登

記済み証と同等あるいはそれ以上に本人確認の手

段として有効であるということを私どもとしては

考えておりますので、これを使って本人確認をし

て、確実な登記の実現をしたい、こう思つている

わけです。

ですから、従来、登記が済みますと、その登記

済み証を権利証としてしっかりと保管して、

他人に貸したり、見せたりということのないよう

に、まあ保管には気を使つていてください必要がござ

りますが、そういうことさえやつただければ、

それで、逆に、登記識別情報にした場合には、紙

の申請の場面にも登記識別情報を本人確認手段と

して用いることが可能でございますので、そういう

ことを考えますと、ここで思い切つて切りかえ

るということの方が混乱が避けられるのではない

うございます。

で、他人に知られたりしてしまいますと悪用さ

れるおそれはございますが、他人に知られないよ

うにしっかりと保管をしていただければ、従来の登

記済み証と同等あるいはそれ以上に本人確認の手

段として有効であるということを私どもとしては

考えておりますので、これを使って本人確認をし

て、確実な登記の実現をしたい、こう思つている

わけです。

ですから、従来、登記が済みますと、その登記

済み証を権利証としてしっかりと保管して、

他人に貸したり、見せたりということのないよう

に、まあ保管には気を使つていてください必要がござ

りますが、そういうことさえやつただければ、

それで、逆に、登記識別情報にした場合には、紙

の申請の場面にも登記識別情報を本人確認手段と

して用いることが可能でございますので、そういう

ことを考えますと、ここで思い切つて切りかえ

るということの方が混乱が避けられるのではない

うございます。

で、他人に知られたりしてしまいますと悪用さ

れるおそれはございますが、他人に知られないよ

うにしっかりと保管をしていただければ、従来の登

記済み証と同等あるいはそれ以上に本人確認の手

段として有効であるということを私どもとしては

考えておりますので、これを使って本人確認をし

て、確実な登記の実現をしたい、こう思つている

わけです。

ですから、従来、登記が済みますと、その登記

済み証を権利証としてしっかりと保管して、

他人に貸したり、見せたりということのないよう

に、まあ保管には気を使つていてください必要がござ

りますが、そういうことさえやつただければ、

それで、逆に、登記識別情報にした場合には、紙

の申請の場面にも登記識別情報を本人確認手段と

して用いることが可能でございますので、そういう

ことを考えますと、ここで思い切つて切りかえ

るということの方が混乱が避けられるのではない

うございます。

で、他人に知られたりしてしまいますと悪用さ

れるおそれはございますが、他人に知られないよ

うにしっかりと保管をしていただければ、従来の登

記済み証と同等あるいはそれ以上に本人確認の手

段として有効であるということを私どもとしては

考えておりますので、これを使って本人確認をし

て、確実な登記の実現をしたい、こう思つている

わけです。

ですから、従来、登記が済みますと、その登記

済み証を権利証としてしっかりと保管して、

他人に貸したり、見せたりということのないよう

に、まあ保管には気を使つていてください必要がござ

りますが、そういうことさえやつただければ、

それで、逆に、登記識別情報にした場合には、紙

の申請の場面にも登記識別情報を本人確認手段と

して用いることが可能でございますので、そういう

ことを考えますと、ここで思い切つて切りかえ

るということの方が混乱が避けられるのではない

うございます。

で、他人に知られたりしてしまいますと悪用さ

れるおそれはございますが、他人に知られないよ

うにしっかりと保管をしていただければ、従来の登

記済み証と同等あるいはそれ以上に本人確認の手

段として有効であるということを私どもとしては

考えておりますので、これを使って本人確認をし

て、確実な登記の実現をしたい、こう思つている

は印影その他で比較的容易に確認ができるわけでござります。

ところが、登記識別情報というのは、先ほども申し上げましたように、いわばパスワード、数字とアルファベットの組み合わせでございますので、それを見ても、これが適当にでっち上げられたものなのか、本物であるのかということはわからないわけです。それでは取引をするときの当事者として安心してできませんので、そのため、登記識別情報を、これは間違いなくこの登記の識別情報であるのかどうかということを登記所に確認ができる、こういう仕組みを用意しております。
そして印旨箇(きじき)載(の)り青(緑)報(ほう)の旨(のぞ)めに准(そん)忍(しのぶ)として、

それが専用ソフトの登記識別情報と登記所の方でそれを用意いたしまして、それをダウンロードしていくだけで、そのソフトを使って登記識別情報を登記所の方に送つていただき、登記所の方でそれをコンピューターでチェックして有効かどうかを判定する。これは他人に知られると困りますので、専用ソフトで暗号化した上で安全なようにしてやるということを考えております。

確認する時点でございますが、これはそれそれで、例えば、これから取引の話をして融資を受けて、その前にまずは間違いなくこの登記の持ち主かどうかを確認したいという時点、その最初の時点です。やるということでもちろんあるでしょうし、本当にこれからいざお金のやりとりをする、その時点でも確認をするということをあらうかと思います。実際にやはり取引をする立場の人たちからしますと、最終的に最後のお金をやりとりするその時点でも確認ができるものならそこでしたいということがあるのでないか。そういう意味で、私どもとしては、登記識別情報についてはいつでも確認をしていただけるようにしておくということだらうと思っています。

一方、例えば登記識別情報を他人に見られたと、いうようなことで、失効させるという手続も今回用意しておりますので、御指摘のように、一たん有効性確認をしたんだけれども、実際に取引のと

きになつたら失効してしまつてはいたということもありますので、登記としては、やはりその時点で失効している登記識別情報が来た登記は受けられないということにならうかと思ひます。

ですから、当事者の方々としては、やはり安全性を考えれば、ぎりぎりの段階でも再度チェックをするということは多分實際になさるのではないか。私どもとしては、そういう最後のぎりぎりのときに確認を求められたら、それはそれでちゃんと応ずるような体制を整えておくということになると思つております。

○森岡委員 私も、この登記識別情報の秘密保持と申しますか、セキュリティの問題は非常に心配をするわけでございまして、代理人が登記識別情報をどのようにして依頼人に渡すのか、また秘密保持をどのようにしようとしておられるのか。

例えば、登記所の中には、先ほどおっしゃったように、登記官を初めいろいろな職員の方がいらっしゃる。いろいろな人たちの目に触れるおそれがある。また、資格者代理人の方も多くの人の目に触れるおそれがある。そういうときに、この登記識別情報がほかの人に見られたり、また盗まれたことによつて勝手に登記されてしまう心配がある。この点をどんなふうにチェックしようとしておられるのか、教えていただきたいと思います。

○房村政府参考人 まずは、登記所内の扱いといつしましては、当然のことながら、資格を持つた者、非常に限定された者しか扱えないということにいたしますし、登記所内の端末に識別情報が出るということがないようにしております。画面に出ますと、それはだれかが見て盗み取るということが十分予想されますので、その点はシステム的

シールは一回はがしてしまふと簡単に接着でき

それから次に、御本人に対する通知でござりますが、まずは、紙で通知をする場合には、印刷をした上に目隠しシールを張りまして、この目隠しシールは一回はがしてしまふと簡単に接着でき

ない、無理に接着しても痕跡が残つて一たんあけたものであるということがわかるよう、そういうものにしたいと思つております。したがいまして、これを仮に代理人の方が受け取った場合でも、ひそかにはがして盗み書きをしておいてそれを本人に渡すとすることをすれば、痕跡がらわかつてしまふような仕組みにするつもりでございますので、そういう点で秘密は保たれるのではないか。

それから、オンラインで直接お知らせする場合、これは、先ほども申し上げましたが、暗号化をしてオンラインで通知をします。その暗号化した情報元に戻す、かぎと申しておりますが、このかぎは御本人が持つてあるかぎでしか解読できません。したがつて、オンライン申請を代理人の方がして、その代理人の方あてにオンラインで識別情報が送られた場合にも、それは暗号化された情報ですから代理人の方は何が何だかわからないわけでございます。

ですから、それをそのまま御本人に渡していただいて、御本人が自分の持つてある秘密かぎで解説をいたしまして、それを紙に書くなり、また電子情報のまま保存するなり、御本人が自分で管理をしていただければ、代理人の方のところは暗号のまま通り過ぎますので、秘密が漏れるおそれはない。

そういうようなできる限りの秘密を保てる方策を講じていくつもりでございます。

○森岡委員 限られた時間でございますので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

資格者代理人の問題でございますけれども、日本司法書士会連合会、そして日本土地家屋調査士会連合会の皆さん方もこの不動産登記法の改正に賛成して、ぜひ成立させてくださいという気持ちだということを伺っております。私は、今回の改正で、司法書士さんでありますとか土地家屋調査士の皆さん、また弁護士の皆さん、こういう資格者代理人の存在というものがますます大きくなるんじゃないかというふうに思つておるわけでござ

います。オンライン登記申請制度研究会、そして法制審議会でも、司法書士さんと土地家屋調査士の両代表の皆さん方が加わって審議されたという話を聞いております。

ところが、この法案の中に、「登記の申請の代理を業とすることができる代理人」とややこしい表現でございますが、「登記の申請の代理を業とすることができる代理人」と非常に間接的な表現でこの資格者代理人のことを使うたつているわけでございます。

なぜもつとストレートに法案に書けないものかな、ほかの法律にはこういう団体名を直接書くことがなかつたのかなというふうに、私など素人が思いますと、ちょっとと不思議に思うわけでございまして、過去の改正の附帯決議にも双方の団体名がはつきりと出ているのに、なぜ法案の中に示せないので、今次改正における資格者代理人の位置づけを法務省がどう考えておられるのかということをお伺いしたいと思います。これは政治家である中野政務官に伺いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○中野大臣政務官 森岡委員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の改正におきまして、法務省といたしましては、登記制度における資格者の役割の重要性を認識、評価いたしまして、資格者代理人による本人確認情報の提供を初めて制度化したものでございます。

委員御指摘の「登記の申請の代理を業とすることができる代理人」との表現といふものは、司法書士、土地家屋調査士及び弁護士を総称する概念でありまして、既に民事執行法に用いられておりますことから、できるだけ同じ概念といふものは同じ表現で用いようという法制的な観点からこのような表現を用いたものでございまして、ぜひ御了解願いたいと思うわけでございます。

法務省といたしましては、今回の法案におきましては、登記制度の中におけるいわゆる司法書士とか土地家屋調査士、弁護士さんという資格者代

はするつもりではございますが、やはり基本的に、登記官としては原本で確認をする、そういう職責は果たしていく必要があるだろう、こう思つておられます。

○森岡委員 地図のことについてちょっと伺いたいと思うわけでございます。

私は、十七条地図の作成現場に立ち会いまして、視察をさせていただいたことがございます。土地家屋調査士さんが、大変たくさんの方が出ていただいて、そして地図混亂地域、もう一人一人権利者に面接をしながら御苦労をなさっている、これは大変な作業だなというふうに思つせていただいわけございましたが、私は、本当にこれはどうとい仕事をやってくださっているなというふうにも思ひますし、日本の将来を考えますと、登記所の備えつけの地図が、もう早く、もっと早くスピードアップして整備されなきゃこれは大変なことになるなと思っておりますし、また、早くしてもらわなければ困るというふうにも思つておるわけございます。

今後の見通しを聞かせていただけませんか。

○房村政府参考人 御指摘の登記所備えつけ地図、これは土地の特定をするために極めて重要なものでございます。登記簿に幾らか権利関係を精密に書きましても、具体的にその土地建物がどこにあるかがわからなければ意味がありませんので、そういう意味で、この登記所備えつけ地図を整備するということは非常に重要なことだと思っておりますが、ただ残念ながら、現在、登記所に備えつけある地図のうち、そういういわゆる十七条地図と言われる精度の高いものはまだ五四%にとどまております。

特に都市部においては、その精度の高い地図の割合は非常に低いという指摘がされています。これについて、今御指摘のような十七条地図整備作業というものを、登記所も土地家屋調査士の方々の協力を得て進めておりますが、なかなか進んでいないというのが実情でございます。

そこで、実は昨年の六月に、内閣の都市再生本

部におきまして、民活と各省連携による地籍整備の推進、こういう方針が示されまして、この登記所備えつけ地図について、主として全国の都市部における地籍整備を今後十年間でおおむねなし遂げよう、こういう方針が示されたところでございます。

○森岡委員 國交省と法務省、その他関連する機関、団体が協力をいたしまして、この方針のもとに強力に今後地図の整備を進めていきたい、こう思つていろいろでございます。

○森岡委員 オンライン申請をやるからには、法案の中にもちよと触れておりますように、地図の電子化、これを早く進めるべきだと思うんですね。登記簿情報と地図双方が電子化されているという状態が非常に望ましいと思うわけでございますが、このタイムスケジュールをどの程度と考えておられるのか、どの程度で進めようとしておられるのか、法務省のお考えを聞かせていただけませんか。

○房村政府参考人 御指摘のように、現在のいわゆる登記簿の方のコンピューター化、これは多少時間がかかりましたが順調に進んでおりまして、あと数年ではほぼ完成するのではないか、こう思つておりますが、次の課題は地図の電子化ということだらうと思つています。

現行法のもとでは紙が地図でありまして、あくまで紙の地図を備えつけておく必要がありますが、一応法務省としては、現行法のもとにおきましても、紙の地図を電子化したデータを蓄積しております。

今回の改正法が成立いたしますと、地図そのものをもう電子化した地図として持てるということになりますので、地図情報システムと登記情報を連動させて、地図といわゆる権利の登記とを結びつけていく、あるいは表示の登記も含めてですが、そういうことも可能になります。

○森岡委員 今おっしゃるとおりだと思います。

しまして、今、年限的にいつまでにと申し上げる段階ではございませんが、登記所のコンピューター化あるいはオンライン化、その次の課題がまさに地図の電子化、そしてそれをオンラインで国民に提供できるようになる、こういうことだと思つて、今後精力的に取り組みたい、こう思つております。

○森岡委員 私たちも応援をさせていただきますが、ぜひスピードアップしていただけるようお願いしたいと思います。

次に、登記官による裁量審査について伺いたいと思います。

第二十四条でございますけれども、登記官による本人確認書が書かれておりまして、この中に、「疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、」調査しなければいかぬ、こう書いてあります。「疑うに足りる相当な理由」というのはどういうことを想定しておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○房村政府参考人 基本的には、登記の審査に当たりましては、提出された資料に基づいて判断をしていくわけですが、例えば警察とかあるいは当事者から、自分の知らない間にどうも勝手に登記がされそだだというような通報があることがあります。具体的にそいつた通報がある場合には、ここで言つている「疑うに足りる相当な理由がある」ということになろうかと思います。

あるいは、処理をしていて、例え偽造の印鑑証明をつけた申請があつた、ところが、それと同じ人が別件で申請をしている、そういうことがまたまたまその登記官がわかれれば、これもやはり疑うに足りる相当な場合と言えるのではないか、こう思つておりますので、そういった、具体的に相当この登記申請はおかしい、本人ではないのではないか、こういうことが言えるような場合といふことになろうかと思います。

○森岡委員 例え、売り主が、売つてしまつた後すぐに、もっと高い買い手があらわれたといたたまですね。そして、売り主の方から登記官に直接先ほども申し上げました地籍整備とも関連をいたたまですね。

電話が入つて、その登記に待つたをかけるようなケースがあるとします。それに登記官が動かされたり調査に入るというようになりますと、公正な取引が阻害されてしまうようには心配するわけでございまして、こういうことを防止するため、資格者代理人による申請の場合は、登記官が直接本人確認に乗り出すというようなことは、やはりこういうケースはよくないんじゃないかなというふうに思うわけでございまして、資格者代理人による申請の場合は原則としてこの第二十四条を発動すべきではないんじやないかというふうに私は考えるんですけども、房村局長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○房村政府参考人 資格者代理人の方は、もちろん相当一生懸命、本人確認をされていると思いますし、実際に、資格者代理人のところで発覚をして、登記申請に及ばないで防いだというような事案も何うことがございます。そういう意味で、やはり資格者代理人の方が本人確認をしているということは、登記官としても、その事案を判断するときの要素として当然考慮することになろうかと思います。

ただ、例え今はあつた、心変わりをして申し出があっただという、それが心変わりかどうかはやはり実際に調べてみないとわからないものですから、やはり登記官とすれば、そういう疑わしい事情があればまずは聞いてみて、その聞く相手は、もちろん資格者代理人も含めてだれにでも聞けるわけですから、そういうことをして、できるだけ迅速にかつ正しい登記をするということだらうと思います。

やはり資格者代理人の方も登記官の方も、国民のために正しい登記をするとということに関しては同じでござりますので、そこはお互いに協力し合つて、できるだけ多くの目で見て、そして違法な登記を防ぐ、こういうことで日本の登記の信頼性をお互いに守つていただきたい、こう考えておりま

す。

す。だけれども、登記官といえども人間でござりますので、非常に公正な手続を踏んでいただけがありがたいなと思うわけでございますけれども、登記官の個人的な、恣意的な運用、こういうものを防ぐような手立てというものは何か考えておられるのかどうか、その点をお聞かせいただけませんか。

○房村政府参考人 もちろん、この審査権限といふのは、正確な登記を実現するために与えられた権限でございますので、登記官がこれを濫用するようなことは厳に慎まなければいけない、こう思つております。

ただ、どんな場合にその疑うに足りる相当な理由があるかということを個別的に列挙するのはなかなか難しいかとは思いますが、しかし、今後こういった事例を集積していくこととなろうかと思ひますので、そういうもの的事例集をつくるとか、個別の案件について疑問があれば、その問い合わせに応じて適切な指導をしていくとか、私どもとしても、登記官のこの権限の行使が適正に行われるよう努めをし、かつ、そういう仕組みをつくっていきたい、こう思つております。

○森岡委員 時間が参りましたので、最後の質問にさせていただきたいなと思うのですが、オンライン申請という新しい制度を取り入れられるにつきまして、まだ国民の方はほとんど御存じないわけですね。これからどのように周知徹底そして広報活動を行う予定なのか。その点、法務省がどう考えておられるのかお聞かせいたい、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○房村政府参考人 まずは、今回の新しい制度の内容を説明したパンフレットを、法務局の窓口はもちろんのことですが、資格者の方々の協力を得て、司法書士会あるいは土地家屋調査士会等を通じて広く配布をしたい。また、法務省のホームページに当然掲載をして、国民の方に見ていただく。あるいは、登記所の窓口相談等で丁寧な説明をする。それから、説明会等を、要望のあるところには職員を派遣して適切に行っていく。こういうあ

らゆる努力をして、国民の方々に十分理解をしていただきたい、こう思つております。

○森岡委員 時間が参りましたので、これで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○柳本委員長 御苦労さま。
上田勇君。

○上田委員 公明党の上田勇でございます。

きょう、不動産登記法案につきまして御質問させていただきますが、この法案は、政府として、e-Japan戦略で、あらゆる行政手続をインターネット経由で可能にしよう、そういう電子政

府の実現を目指している中で、この登記申請手続きのオンライン化また情報の電子化を進めるためには必要な手続を定めたものでございますので、これは国民の権利の保護また利便の向上、そして経済活動の活性化、そういう観点から必要なものであり、かつ重要な内容のものだとうふうに認識をいたしております。

その前提で何点か、このオンライン化に伴う懸念あるいは地図の電子化に係るような内容につきまして、御質問させていただきたいとふうに考

えております。

まず、この法案では、登記情報の電子化に伴

まして、我々、多くが長年なれきました登記済

み証、いわゆる不動産の権利証といつたものがな

くなるわけでございます。これは、権利を保護し、

事実を確認するという意味からはいろいろな方策

がとられているんですが、やはりもうこの辺は

不安感、違和感が依然として残つてゐるところ

じやないかというふうに思ひます。

確かに、申請手続や情報の管理の点では、かな

り入念にさまざまな措置が講じられてゐることは認められるんですけども、ただ一方、今の登記

が本当に有効なものかどうかということを確認

する必要がどうしても生じますので、そういった

取引の前提として登記所の方にその有効性確認を

してお渡しになるということになるのではないか

す。だけれども、登記官といえども人間でござりますので、非常に公正な手続を踏んでいただけ

もありがたいなと思うわけでございます。

今後、どのような形で、そういう不動産取引、

これまで事実上成立してきたようなそういう慣行

がどういうふうに変わつていくかというふうにお考

えになつてゐるのか、まずお伺いしたいと思いま

す。

○房村政府参考人 御指摘のように、現在、実際の不動産取引におきましては、一般に司法書士等が立ち会いまして、売り主から登記申請に必要な委任状、印鑑証明書、そして御指摘の登記済み証、

ターネット経由で可能にしよう、そういう電子政

府の実現を目指している中で、この登記申請手

続のオンライン化また情報の電子化を進めるためには必要な手続を定めたものでございますので、こ

れは国民の権利の保護また利便の向上、そして経

済活動の活性化、そういう観点から必要なもの

であり、かつ重要な内容のものだとうふうに認

識をいたしております。

その前提で何点か、このオンライン化に伴う懸

念あるいは地図の電子化に係るような内容につき

まして、御質問させていただきたいとふうに考

えております。

まず、この法案では、登記情報の電子化に伴

まして、我々、多くが長年なれました登記済

み証、いわゆる不動産の権利証といつたものがな

くなるわけでございます。これは、権利を保護し、

事実を確認するという意味からはいろいろな方策

がとられているんですが、やはりもうこの辺は

不安感、違和感が依然として残つてゐるところ

じやないかというふうに思ひます。

確かに、申請手続や情報の管理の点では、かな

り入念にさまざまな措置が講じられてゐることは認められるんですけども、ただ一方、今の登記

が本当に有効なものかどうかということを確認

する必要がどうしても生じますので、そういった

取引の前提として登記所の方にその有効性確認を

してお渡しになるということになるのではないか

です。

○上田委員 ありがとうございます。

今いろいろと御説明をいただいたんですけれども、これは今までのやり方が一気に変わるということになりますので、やはり最初がどうしても重

要なんじゃないかというふうに思ひます。

これはやはり、不動産取引が円滑に進むためには、どうしても関係者のそうした不安や混乱を避けることが重要でありますので、今、司法書士などの専門家の皆さんもいろいろな方策を御検討されてゐるようございます。そうした専門職など

を活用したバックアップが、やはり特に導入段階

では必要なのではないかというふうに考えており

ますので、そうしたことでもぜひよろしくお願い

いたします。

ただ、先ほども申し上げましたが、登記識別情

報が本当に有効なものかどうかということになりま

す。今までの登記済み権利証には原本というよう

なもののがあって、それがただ一つ存在して

いた

のです。

それを持つてくることが一つの証明ということに

なつたんすけれども、識別情報にはそういうも

の

のはないわけですね。ですから、情報さえ正しければ、それがオリジナルなのか、あるいはどこから転記してきたもののかといったことの区別が、どういう形で知り得たものかというのは問われないんです。

そうなると、やはり、一番重要な所有権の移転の登記のときに、本当にそれでいいのかなどどうしても最後気にかかるところでございますが、そういう所有権の移転など特に重要なものについては、登記識別情報の提供があつた場合でも、こういう本人確認報告のような、もう一步入念な措置が必要なのではないのかなというふうに考えるんですが、その辺はどうのようにお考えでしょうか。

○房村政府参考人 確かに、御指摘のように、登記識別情報の場合には原本といふものはございませんので、ひそかにコピーをされてしまうと、これはもう本物と全く変わらない、そういう意味で、登記済み証の場合に比べて何となく不安の念を感じますので、ひそかに持たれるということ、ある意味では理解できないわけではありません。

ただしかし、逆に言いますと、従来の登記済み証、これについては、原本を見なくとも偽造することができる。登記事項を見て、それで登記官印を偽造すれば、原本を見ることなく登記済み証の偽造ということは可能なんですね。現に、法務局の窓口で年に何件かは登記官がそれを発見して警察等に告発をしております。

そういう意味では、登記識別情報というのは、確かにコピーとかそういう意味の怖さはございませんが、逆に、人に知らせない限りはおよそ偽造は不可能です。やはり十二けたのものを考えておりません。しかも、これがアルファベットと数字の組み合わせですから、要するに、アルファベット二十六文字、数字が〇から九までで十個、三十六の十二乗というそれだけの可能性がありますので、これを偽造するということはおよそ不可能でございます。

だく必要はあります、が、きちんと保管をされていたがいまして、保管の仕方に気をつけている

る限りは登記済み証よりも安全性は高い、こう思っています。

また、それと、決して登記識別情報だけで登記申請が可能になるわけではなくて、従来の紙ペースで言えば、もちろん印鑑と印鑑証明書が必要でございますし、電子的なオンラインでやる場合にございます。そういうふうに思っています。そういったものを総合して本人確認を行っていくということでございますが、一応そこまでそろそろ、所有権の登記、確かにある意味では非常に強力なものではございますが、これで足りるのではないか、こう思っているわけでございます。

その登記識別情報がない場合に、資格者の本人確認によってこれを代替するということを考えるわけでございまして、登記をしたときに来た登記識別情報そのものが提出されているにもかかわらず、さらにその本人確認をするということまで法律で求められる必要はないのではないかということ、今回、こういった制度にしております。

○実川副大臣 不動産登記制度は、不動産に関する権利を公示する制度でありますから、権利の目的である不動産の客観的な状態を正確に公示する必要があります。

登記簿には、不動産の現況を示すものとして、土地につきましては、その所在、地目、地積等が記載されますけれども、これだけでは土地を現地において特定することができますから、登記所には、各土地の区画及び地番を明確に表示する地図を備えつけることになつております。

したがいまして、地図は、登記簿の記録と相まって、登記された土地を正確に公示するためのものとして不動産登記制度の不可欠の構成要素と位置づけられております。

そこで、これまで地図の整備に鋭意努めてきておりますけれども、御指摘のとおり、精度の高い地図は登記所備えつけ図面の約四五%にとどまつておりますが、いまだ地図の整備が十分進んでおりまして、いまだ地図の整備が十分進んでおりましては言えない状況にございます。特に都市部につきましては、地図の整備がおくれております。そういう意味では、いろいろな措置について御説明をいたいたんですけど、これは運用を見ながら、本当に実際どういう措置が必要なのか、そういったことも引き続きやはり検討していくふうに思います。

次に、ちょっと地図の問題について何点かお伺

いしたいんです。

今回、この法案十四条に地図が規定されておりますけれども、不動産登記制度におきまして、この地図というのはどのように位置づけられているものなのか。また、先ほど答弁にもありましたが、残念ながら、現在、地図の整備と、いうものは余り進んでるというところではないというふうに承知をしておりますが、現状をどういうふうにお考えになっているのか、また、それを改善していくために今どういうようにお考えになつてているのか、基本的にところをお伺いしたいというふうに思います。

○上田委員 ゼビ、これは積極的に、さらに積極的に力を入れて進めていただきたいというふうに思います。

今回の改正によりまして、地図に関する制度は地図を電子化することができる制度になるわけでございます。こうなると、今は、権利の登記、表示の登記あるいは地図情報、それぞれがばらばらになつていてるわけでありまして、それを関連づけるといつてもなかなか容易なことではないんですねけれども、地図を電子化するとそういうことも関連づけられるようになつてくるのではないかと

思います。

○房村政府参考人 地図を電子化する場合のメリットでございますが、まず何よりも、紙の地図でございますと紙が傷んでしまう、登記所の場合、地図を非常にたくさん使うのですから、どんどん傷んでくる。電子的にやりますと、そういうおそれは全くございません。これがある意味では一番大きなメリットかと思います。

それから次に、土地につきまして、分筆とかあるのは合筆というような変化を生じさせる場合があるわけですが、これを電子的に処理しておりますと、分筆で新たに境界線を引く場合に非常に正確に引ける。図面ですとどうしても誤差が出てまいりますが、そういう誤差の範囲が非常に小さくなります。そういう意味で、精度の高い地図、これが維持できるということになります。

それから次に、電子化をいたしますと、御指摘のよう、登記の電子化とあわせて連動をさせてその情報をさまざま形で使うことが可能になります。これが維持できるということになります。

それから次に、電子化をいたしますと、御指摘のよう、登記の電子化とあわせて連動をさせてその情報をさまざま形で使うことが可能になつてくる。国民に対して、登記情報、地図情報を開示する方法にいたしましても、オンラインでの公

土交通省とが連携をいたしまして、全国の都市部におきます登記所備えつけ地図の整備事業を強力に推進することになつております。法務省といたしましても、地図の整備に積極的に取り組むこととしております。

開が可能になつてくる、そういうことがござります。

そのほか、この電子化によつてさまざまの使い方が今後考えられようかと思つておりますので、そういう意味で、今回の法改正をきっかけに地図についての電子化も強力に推し進めたい、こう思つてゐるところでございます。

○上田委員 現在も登記所に備えられている地図で電子的に管理されているというのもござります。今回の改正によつて法律上の制度として地図の電子化を位置づけるということと、今までやつてきたように事実上地図を電子的に管理している、この違いといふのはどういうところがあるんでしょうか。

○房村政府参考人 御指摘のように、現行法のもとにおきましても、紙の地図が備えつけ地図とはいうものの、それを電子化いたしましてデータの形で管理をすると、いうことも進めております。

ただ、この場合は、あくまで紙の地図が法律の要求する地図でございますので、紙に出力したものを必ず地図として備えつけておかないといけない、こういうことになりますし、建前としては、写しの交付もそれに基づく写しを交付するということにならざるを得ないわけでございますが、これを電子情報の形で地図を管理できるということになりますと、もう電子情報だけで紙の地図は不要になりますので、必要に応じて端末に出力をするというような形で地図を確認できる、あくまでデータの形で保存管理をすることが可能になる、証明書につきましても電子的なデータから直接証明書を作成することも可能になる、こういう違ひが出てこようかと思つております。

○上田委員 今回の不動産登記法の改正によりまして、今後は新たな本人確認制度になるわけありますけれども、そういう新たな制度のもとで、専門職であります土地家屋調査士の役割というの非常に重要なではないかというふうに思つております。今度の法改正によりまして、この土地家屋調査士の皆さん、どのような役割を果たすこ

とが期待されているのか、見解を伺いたいと思います。

○房村政府参考人 表示登記につきましては、基本的に土地家屋調査士の方々がそのほとんどの事件の代理をされておられるということになります。そういう事務処理に当たりまして、土地家屋調査士の方々は、土地家屋調査士法の求める職責を果たすために、本人確認を適切にした上で申請の登記をしていただいている、こういううぐあいに理解しております。

そういうことから、今回の法改正のもとで、登記識別情報の提供ができない場合の本人確認について、司法書士あるいは弁護士と並びまして、土地家屋調査士の方々についても本人確認制度を適用いたしまして、土地家屋調査士の方々が行った本人確認情報を適切に提供していただいた場合には、事前通知をすることなく登記手続ができると

いうことを定めておりまして、このことによりまして、土地家屋調査士の方々が適切な本人確認情報を提出することによりまして、登記事務の効率化及び不正な登記の防止が図られる、こういうことにならうかと思います。

○上田委員 ありがとうございます。

先ほど地図の整備の促進についてお伺いをしたんですけれども、この地図の整備が促進されると、やはどうしても重要なところといふのは境界線の確定の部分でありますと、従来もこの、境界線を確定するといったところに大きな時間と労力がかかつってきたわけでござります。今後、先ほど都市再生本部で今後十年間で地図を整備するということでありましたけれども、実際に境界線を確定していく、特に都市部、密集地ではなかなか容易なことではないんじやないかといふふうに思つんすけれども、そういう土地境界紛争を迅速に解決いたしますと、あくまで不満がある場合には、やはどうしても重要なところといふのがなるのではないか、こう思つてます。

その新しい制度の枠組みでござりますが、御指摘の土地家屋調査士の方々については、まさに境界についての専門的知識を有する方々でありますので、こういった方々をどういう形で活用するか、ということが今回の検討内容の非常に大きな柱にもなっておりますので、今後とも関係団体の意見も踏まえて検討を進めていきたい、こう考えております。

○上田委員 今、境界確定について、紛争解決のための新しい方策を考えているということございましたけれども、今、土地家屋調査士会では、

○房村政府参考人 境界紛争の関係でござりますが、実は、現行法のもとでは、境界紛争が起きたときにその境界を確定する直接的な法の規定はございません。これは、そういうことから、境界について紛争が起きますと、裁判所に境界確定訴訟を起こして、そこで確定をすると、いうのが實際上、実務の慣行になつているわけでござります。

ところが、これは訴訟でございまして、訴訟特有の問題があつて多少時間がかかるということが指摘をされるわけですが、それ以上に、訴訟当事者が必ずしも境界について十分な資料を持つていなくて、あるいは訴訟であるということから境界についての専門的知識を有する者が審理に関与する制度的な仕組みがとられていない、あるいは登記手続との連携が図られていない、またはそういう当事者が訴訟を起さざる限り権限で確定する手段がない、こういうような問題点が指摘されています。

そういうことから、法務省では、法律や実務の専門家から成ります境界確定制度に関する研究会といふものを開催いたしまして、境界について専門的知識を有する者を活用し、簡易迅速に土地の境界を確定する制度を創設することについて現在検討を進めているところでござります。これができますと、そういつた境界に関する争いをそこでまず迅速に解決いたしまして、あくまで不満がある場合には、やはどうしても重要なところといふことは、やはりそもそも当事者の合意が調わなくても公的に境界を確定していくことを目指しているわけでござります。

先ほど御説明いたしました法務省で現在検討しております境界紛争の解決機関でござりますが、これはいわば行政機関が公権力の作用として境界を確定するということを考えおりまして、必ずしも当事者の合意が調わなくても公的に境界を確定していくことを目指しているわけでござります。

そういう意味で、土地家屋調査士会で設立をされております当事者の合意に基づいて解決をする場合に初めて裁判所に行くというようなことが可能になるのではないか、こう思つてます。

○上田委員 今、境界確定について、紛争解決のための新しい方策を考えているということございましたけれども、今、土地家屋調査士会では、

土地境界センターにおいて、事実上、そういう専門的な知識を生かしながら、当事者間の合意を前提として、境界紛争の解決、境界の確定などのそういう推進をしているわけでありますけれども、今御検討いただいている新しいそういう境界確定制度と今こういう土地家屋調査士会などが自主的に行つてゐるそういう制度、その関係といふのはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○房村政府参考人 御指摘のように、現在、愛知、大阪、東京、福岡、この順番で各土地家屋調査士会が境界紛争解決センターを設立いたしまして、弁護士会の協力も得て、民間の裁判外紛争解決機関として、当事者から境界問題に関する相談を受け、また当事者の合意による紛争の解決を促進する、こういう機能を果たしていると承知しております。これは非常に貴重な試みだと思っております。

（略）

ほど御答弁にもあつたように、地図が整備されて

いるのが約半分ということあります。これを、やはり現況が正しく掌握できている、把握できて

いるということは非常に重要な、基礎的な資料でありますので、いろいろな今方策についても御検討いただいているということあります。

それで、最後になりますけれども、この法案では、登記事務の実務上のルールについては、その多くはやはり政省令、あるいはまた、実際にはその下の通達等にゆだねられるのかもしれません、そういうような構成になつております。法案の中でもかなり事細かく規定されている部分もありますが、実際にそれを、事務手続の話でありますので、そうしたルールについてはさらに詳細な点を決めていかなければならぬんだというふうに思います。

そうした実務上のルールを制定するに当たって

は、やはり実務に最も精通をしている土地家屋調査士あるいは司法書士といった専門職の方々と十分、意見をよく聞いていただく、そして、実際に

そうした職務を遂行されている方々のやりやすい

というふうに思います。

○房村政府参考人 御指摘のように、この法案、技術的、細目的な事柄については、相当、政令あるい

ういうルールの制定を考えいただきたいといふうに思いますけれども、御見解をお伺いしたい

といふうに思います。

○房村政府参考人 御指摘のように、この法案、

技術的、細目的な事柄については、相当、政令成

るいは省令にゆだねております。今後、法律が成

立いたしました場合には急いでその政省令の制定をいたしたいと思つておりますが、これは、何よ

りも円滑な登記事務処理が可能になるようによ

うことを考えておりますので、当然、現場に精通

した方々の意見を十分伺つて、その適切な処理が

可能になるような仕組みを制定したい、こう思つておりますので、御指摘のとおり、意見を十分伺つておきたい、こう思つております。

合が多いと思います。

そこで政務官にお尋ねしたいんですが、司法書士さんや土地家屋調査士等が代理申請している割合は全体のうちどのくらいの件数になるのか、割合になるのか、教えていただきたいと思います。

【森岡委員長代理退席、委員長着席】

不動産登記法は、国民生活や経済活動の基盤でありますので、そうしたさまざまな方策をぜひ引き続き積極的に進めていただきたいというふうに思います。

そこで、最後になりますけれども、この法案では、登記事務の実務上のルールについては、その多くはやはり政省令、あるいはまた、実際にはその下の通達等にゆだねられるのかもしれません、そういうような構成になつております。法案の中でもかなり事細かく規定されている部分もありますが、実際にそれを、事務手続の話でありますので、そうしたルールについてはさらに詳細な点を決めていかなければならぬんだというふうに思

います。

今回の改正法案の理念はどんなものなのか、それから二番目に、不動産登記制度にとって最も大切なものは何と考へていらっしゃるか、この二点について副大臣にお尋ねしたいと思います。

○実川副大臣 今回の改正案の理念は何か、それから最も大切なものは何か、この二点お尋ねでござりますけれども、不動産登記は、国民の重要な財産でありまた経済活動の基盤となる不動産についての権利を公示することによりまして、不動産取引の安全と円滑に資することを目的としたもの

となります。

また、もう少し申し上げますと、類型別の割合の具体的な例といたしまして、例えば、所有権移転等については九四・六%、それから抵当権の設定については九九・三%、登記の抹消については九三・九%、それから表示の登記については九

九・二%がこのいわゆる代理人によるところの登記申請として行われているというのが現状でございます。

○漆原委員 大変大きな実績だと私は思つております。したがつて、登記申請における本人確認の

場面では、実際は司法書士さんや土地家屋調査士等の資格者代理人が重要な役割を今日まで果たしてこられたというふうに私は考えております。

そこで、これらの資格者代理人の皆さんを今后制度上もきちっと活用していくべきではないかといふうに私は考えておるんですが、民事局長はいかがでございましょうか。

○漆原委員 不動産登記の信頼性を確保するためのオンライン申請の導入等、不動産登記制度を全面的に見直すことによりまして、登記の正確性を確保しつつ、また国民の利便性の一層の向上を図るところにござります。

また、不動産登記制度にとって最も大切なものは、不動産に関する権利を正確かつ迅速に公示するとともに、国民にとりまして最も利用しやす

い制度にしていくことを考えております。

○漆原委員 現在の登記申請は本人でもできると

いうことになっているわけですね。ただ、実際に

は、専門家である司法書士さんとかあるいは土地家屋調査士さんの皆さんが代理申請をしている場

そういう実績を踏まえまして、今回の改正法におきましては、登記識別情報を提供することがで

きない場合に、資格者代理人の方々に本人確認をしていただいてその本人確認情報を提供していた

手続ができるようにしておりますし、従来不動産登記法上定めがなかった資格者代理人の役割について、新たな役割を担つていただくということを省略することができます。

○漆原委員 今局長がおつしやつた改正法案の二十三条四項、これは資格者代理人の本人確認情報の提供に特別な効果を認めている条文でございま

すけれども、その根拠としては、やはり今までのこの皆さんの実績というふうに考えていいんで

明確にしております。

○漆原委員 今局長がおつしやつた改正法案の二十三条四項、これは資格者代理人の本人確認情報の提供に特別な効果を認めている条文でございま

すけれども、その根拠としては、やはり今までのこの皆さんの実績というふうに考えていいんで

明確にしております。

○漆原委員 今局長がおつしやつた改正法案の二十三条四項、これは資格者代理人の本人確認情報の提供に特別な効果を認めている条文でございま

すけれども、その根拠としては、やはり今までのこの皆さんの実績というふうに考えていいんで

明確にしております。

○漆原委員 今局長がおつしやつた改正法案の二十三条四項、これは資格者代理人の本人確認情報の提供に特別な効果を認めている条文でございま

すけれども、その根拠としては、やはり今までのこの皆さんの実績というふうに考えていいんで

明確にしております。

○漆原委員 不動産登記の信頼性を確保する

う観点から、資格者でない者が登記申請を業として行つことは現在禁止されているわけですね。そ

れで、この資格者代理人であるかどうかの確認はどのような手段で、あるいはどのような形態で行

うのか。ここはやはりしっかりと押さえおかないと、今おつしやつたように、せつから信頼、業法

で任務遂行規定があつて、だから特別な権限を与えてるんだという、これが崩れるわけですから、

この人は資格者代理人なのかどうかという確認は一体どのようにするのか、そこのところはいかが

でしようか。

○房村政府参考人 御指摘のように、本当にその資格者が代理をしているのかどうかということを

確認するということは今後必要になるわけでございますが、方法といたしましては幾つか考えられます。まずオンライン申請の場合でございます。これにつきましては、資格者団体の方で個々の資格者について電子証明書を発行するという計画があると伺っておりますので、そういう制度が実際に運用されるということになりますと、資格者が申請をするときにその電子証明書を利用していくだければ、こちらとして間違いなく資格者の方が申請しているということが確認できるようになります。

それから、紙ベースで、窓口に申請書を提出するという場合でございますが、これは現在でも資格者団体が身分証明書等を発行しているというところがございますので、そういったものを提示していただくということ、あるいは、これも計画として、印鑑証明書を発行するということを計画されてるというようなことも伺いますので、仮にそういった資格者団体が印鑑証明書を発行するということであれば、その印鑑証明書を添付して、その印鑑を押捺して提出していただければそれで確認ができる。

こういった幾つかの方法が考えられますし、今後とも、資格者団体とも協議をして、適切に確認できるような事務の運用をしていきたい、こう思っています。

○漆原委員 資格者代理人の本人確認情報、これは今後法務省令で定めるというふうになつてゐるわけですね。この省令の内容は、私は非常に大きなポイントだろうというふうに思つてゐるんです

が、もしも資格者代理人が不正行為をした場合にどう対処されるのか、また、その行為によつて損害が、不動産の場合は大変大きな損害になることがあります。

○房村政府参考人 今回の資格者による本人確認の制度は、現在、資格者の方々が登記申請の際に申請の本人確認を行つて、こういう実績を

考慮して設けるものでございますので、現実に行われている本人確認の実態を踏まえたものとした

よ

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

○房村政府参考人 御指摘のように、登記官が本人確認の権限を行使するということになります。その間は登記が実行できないわけでございます。

通常、登記の実行を求める当事者は一刻も早く登記をしてほしい、こう思っているわけでござりますので、そういう意味で、登記官の権限行使により余り延びるのは好ましくないということはそのおりだと思つております。

そういうことから、この本人確認権限を行使するのは、「申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由」という要件を今回法律で定めておりまして、登記官がむやみやたらとこの確認を行うということではなくて、合理的な理由がある場合に限定をしているわけでございます。この「申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由」といいますと、法文上かなり高度の疑いが要求されることはほかの条文と比較いたしますと明らかだろうと思います。これだけの理由がある場合に、それが解消しないのに、一定期間が過ぎたから登記をしるということは、やはり登記の真実性担保の観点からはちょっと認めがたいだううと思います。

やはり当事者に対する迷惑を最小限のものにするために、本人確認をする場合には、できるだけ迅速に行つて、早く結論を出して登記をするといふことが登記官には求められる事はもう御指摘のとおりだと思いますが、法律で一律に期間を定めるとか、そういう形式的な形で処理を強制するということはやはり好ましくないのではないか、より適切な運用によつて登記の真実性と迅速な処理を両立するような形で運用をしていきたい、こう思つております。

○漆原委員 先ほど局長がおっしゃつたように、

資格者代理人は、それぞれ、各業法による法的義務を負つて登記の申請業務をしてゐるわけですね。したがつて、そのような業務に基づいて登記申請を行つてゐる資格者代理人による申請とそれ

以外の申請とは、場合によつては区別して取り扱つてもいいのではないかというふうに思つます。

例えば、住所変更があるケースで登記識別情報の提供ができない場合に行つて登記を行つております旧住所地への事前通知も不要とする運用など、こういうことを行つてもいいのではないかなどいうふうに私は考へるのですが、この点の運用についてはいかがでしようか。

○房村政府参考人 御指摘のように、司法書士の方にしろ、土地家屋調査士の方にしろ、登記に関する専門知識を持つていらっしゃるわけですが、そういう方が代理人にについている申請について、これを審査する場合に、やはりおのずからそういう方がついていない場合と違う扱いがされるることは、それは現場の処理としてあり得るだらうと思つております。

ただ、それを法制的にどこまで認めるかということになりますと、やはり個別に検討する必要がございますが、たゞいま御指摘の、旧住所への通知、これでございます。この旧住所への通知を今回法的な制度として認めましたのは、要するに、住所の変更をいたしまして、その上で成り済ました。

うと思つております。

そういうことから、本人確認の場合に、現住所へ通知するのはもとよりのこと、所有権に関する登記の申請の場合で住所が変更されているときには旧住所にも通知をする、このことによつて、そういう住所変更を利用して成り済ますということを防ごうとしているわけでございます。

資格者代理人の方が本人確認をしている場合に、例えば、典型的な例で申しますと、免許証とかそういう公の証明書を使つて確認をすることができると思うのではないかというふうに思つますが、私も同じく、実際に実務にかかわつておられる司法書士会や土地家屋調査士会あるいはまた弁護士会などと十分検討して、現場が使いやすい制度づくりをすべきではないかというふうに思うのです。

○房村政府参考人 御指摘のように、今回の法改正によりまして、従来にない新しいいろいろな仕組みを導入しております。これをやはり円滑に運

うことではなかなか手が回らない。

そういう意味で、現にこの目の前にいる人がこの住所にいるんだろうということまでは確認できても、それがそもそも成り済ましなんだ、旧住所

から勝手に住所移転しちゃつてあるんだというところまで本当に調べようと思うと、これはなかなか大変でございますし、そこまでのことをすべて本人確認情報として要求すると、これはまた専門資格者の方々に対する負担が重くなる、そういうこともございますので、そういった旧住所への通知は、やはり省略しないで、登記所の方から行う。これは、向こうで本人がいなければ直ちに返りますので、それであれば問題なく登記できます。

○漆原委員 以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○柳本委員長 御苦勞さま。

次回は、明十二日水曜日午前九時十五分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会をいたします。

午後四時七分散会

不動産登記法

不動産登記法

不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)

の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条～第五条)

第二章 登記所及び登記官(第六条～第十条)

第三章 登記記録等(第十一条～第十五条)

第四章 登記手続

第一節 総則(第十六条～第二十六条)

第二節 表示に関する登記

第一款 通則(第二十七条～第三十三条)

第二款 土地の表示に関する登記(第三十

四条～第四十三条)

第三款 建物の表示に関する登記(第四十

四条～第五十八条)

第一款 通則(第五十九条～第七十三条)

第二款 所有权に関する登記(第七十四

用するためには、実際に登記申請の代理を業としている方々、この方々がこの制度をうまく使える、こういう仕組みにすることが何より重要だらうと思つています。

そういう意味で、これから政令あるいは省令を制定し、また、登記所での運用というものを私ども決めていくわけですが、その過程におきましては、これを使う資格者団体と十分意見交換をして、その方々が適切にこの制度を使えるように、こういう観点から努力をしていきたい、こう思つています。

第三款 用益権に関する登記 (第七十八条)	十六 更正の登記 登記事項に錯誤又は遗漏がある場合に当該登記事項を訂正する登記をいう。
第四款 担保権等に関する登記 (第八十三条)	十七 地番 第三十五条の規定により一筆の建物ごとに付す番号をいう。
第五款 信託に関する登記 (第九十七条第一項百四十四条)	十八 地目 土地の用途による分類であつて、第三十四条第二項の法務省令で定めるものをいう。
第六款 仮登記 (第一百五条第一百十一条)	十九 地積 一筆の土地の面積であつて、第三十四条第二項の法務省令で定めるものをいう。
第七款 仮処分に関する登記 (第一百五十二条)	二十 表題登記 表示に関する登記のうち、既にさ れた不動産について表題部に最初にされる登記をいう。
第八款 官庁又は公署が関与する登記等	二十一 家屋番号 第四十五条の規定により一 個の建物ごとに付す番号をいう。
(目的)	二十二 区分建物 一棟の建物の構造上区分さ れた部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものであつて、建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)以下「区分所有法」という)第二条第三項に規定する専有部分であるもの(区分所有法第四十二条の規定により共用部分とされたものと含む)をいう。
第一条 この法律は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もつて取引の安全と円滑に資することを目的とする。(定義)	二十三 附属建物 表題登記がある建物に附属する建物であつて、当該表題登記がある建物と一体のものとして一個の建物として登記されるものをいう。
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	二十四 抵当証券 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第一条第一項に規定する抵当証券をいう。
一 不動産 土地又は建物をいう。	(登記ができる権利等)
二 不動産の表示 不動産についての第二十七条第一号、第三号若しくは第四号、第三十四一条第一項各号、第四十三条第一項、第四十四条第一項各号又は第五十八条第一項各号に規定する登記をいう。	二 地上権 永小作権
三 表示に関する登記 不動産の表示に関する登記をいう。	三 地役権
四 権利に関する登記 不動産についての次条各号に掲げる権利に関する登記をいう。	四 先取特権
五 登記記録 表示に関する登記又は権利に関合に当該登記事項を変更する登記をいう。	五 賃借権
	六 質権
	七 抵当権
	八 採石権 (採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)に規定する採石権をいう。第五十条及び第八十二条において同じ。)
	九 採石権 (採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)に規定する採石権をいう。第五十条及び第八十二条において同じ。)
	十 表題部所有者 所有権の登記がない不動産の登記記録の表題部に、所有者として記録されている者をいう。
	十一 登記名義人 登記記録の権利部に、次条各号に掲げる権利について権利者として記録されている者をいう。
	十二 登記権利者 権利に関する登記をすることにより、登記上、直接に利益を受ける者をいい、間接に利益を受ける者を除く。
	十三 登記義務者 権利に関する登記をすることにより、登記上、直接に不利益を受ける登記名義人をいい、間接に不利益を受ける登記名義人を除く。
	十四 登記識別情報 第二十二条本文の規定により登記名義人が登記を申請する場合において、当該登記名義人自らが当該登記を申請していることを確認するために用いられる符号その他の情報であつて、登記名義人を識別することができるもの。
	十五 変更の登記 登記事項に変更があつた場合に当該登記事項を変更する登記をいう。

(登記所)

第六条 登記の事務は、不動産の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（以下単に「登記所」という。）がつかさどる。

2 不動産が二以上の登記所の管轄区域にまたがる場合は、法務省令で定めるところにより、法務大臣又は法務局若しくは地方法務局の長が、当該不動産に関する登記の事務をつかさどる登記所を指定する。

3 前項に規定する場合において、同項の指定がされるまでの間、登記の申請は、当該二以上の登記所のうち、一の登記所にすることができる。（事務の委任）

第七条 法務大臣は、一の登記所の管轄に属する事務を他の登記所に委任することができる。（事務の停止）

第八条 法務大臣は、登記所においてその事務を停止しなければならない事由が生じたときは、期間を定めて、その停止を命ずることができる。（登記官）

第九条 登記所における事務は、登記官（登記所に勤務する法務事務官のうちから、法務局又は地方法務局の長が指定する者をいう。以下同じ。）が取り扱う。（登記官の除斥）

第十条 登記官又はその配偶者若しくは四親等内の親族（配偶者又は四親等内の親族であった者を含む。以下この条において同じ。）が登記の申請であるときは、当該登記官は、当該登記をすることができない。登記官又はその配偶者若しくは四親等内の親族が申請人を代表して申請するときも、同様とする。（登記記録等）

(登記)

第十一條 登記は、登記官が登記簿に登記事項を記録することによって行う。（登記記録の作成）

第十二条 登記記録は、表題部及び権利部に区分

(登記記録の滅失と回復)

第十三条 法務大臣は、登記記録の全部又は一部が滅失したときは、登記官に対し、一定の期間を定めて、当該登記記録の回復に必要な処分を命ずることができる。

(地図等) 第十四条 登記所には、地図及び建物所在図を備え付けるものとする。

2 前項の地図は、一筆又は二筆以上の土地ごとに作成し、各土地の区画を明確にし、地番を表示するものとする。

3 第一項の建物所在図は、一個又は二個以上の建物ごとに作成し、各建物の位置及び家屋番号を表示するものとする。

4 第一項の規定にかかわらず、登記所には、同項の規定により地図が備え付けられるまでの間、これに代えて、地図に準する図面を備え付けることができる。

5 前項の地図に準する図面は、一筆又は二筆以上上の土地ごとに土地の位置、形状及び地番を表示するものとする。

6 第一項の地図及び建物所在図並びに第四項の地図に準する図面は、電磁的記録に記録することができる。

(法務省令への委任)

第十五条 この章に定めるもののほか、登記簿及び登記記録並びに地図、建物所在図及び地図に準する図面の記録方法その他の登記の事務に関する必要な事項は、法務省令で定める。

(当事者の申請又は嘱託による登記)

第十六条 登記は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

2 第二条第十四号、第五条、第六条第三項、第二十一条及びこの章（この条、第二十七条、第二十

八条、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第二十

第四十一条、第四十三条から第四十六条まで、第五十一条第五項及び第六項、第五十三条第二項、第五十六条、第五十八条第一項及び第四項、第五十九条第一号、第三号から第六号まで及び第八号、第六十六条、第六十七条、第七十二条まで、第九十三条第一項第二号から第四号まで、第二項及び第三項、第七十六条、第七十八条から第九十六条、第九十七条、第九十八条第二項、第一百一条、第一百二条、第一百六条、第一百八条、第一百十二条、第一百四条から第一百七十二条まで並びに第一百八条第二項、第五項及び第六項を除く。）の規定は、官庁又は公署の嘱託による登記の手続について準用する。

第七十三条第一項第二号から第四号まで、第二項及び第三項、第七十六条、第七十八条から第九十六条、第九十七条、第九十八条第二項、第一百一条、第一百二条、第一百六条、第一百八条、第一百十二条、第一百四条から第一百七十二条まで並びに第一百八条第二項、第五項及び第六項を除く。）の規定は、官庁又は公署の嘱託による登記の手続について準用する。

(受付)

第十九条 登記官は、前条の規定により申請情報が登記所に提供されたときは、法務省令で定めることにより、当該申請情報に係る登記の申請の受付をしなければならない。

2 同一の不動産に関する二以上の申請がされた場合において、その前後が明らかでないときは、これらの申請は、同時にされたものとみなす。

3 登記官は、申請の受付をしたときは、当該申請に受付番号を付さなければならない。この場合において、同一の不動産に関し同時に二以上の申請がされたとき（前項の規定により同時にされたものとみなされるときを含む。）は、同一の受付番号を付するものとする。

(登記の順序)

第二十条 登記官は、同一の不動産に関し権利に関する登記の申請が二以上あつたときは、これらの登記を受付番号の順序に従つてしまなければならない。

(登記識別情報の通知)

第二十一条 登記官は、その登記をすることによって申請人自らが登記名義人となる場合において、当該登記を完了したときは、法務省令で定めるところにより、速やかに、当該申請人に

対し、当該登記に係る登記識別情報を通知しなければならない。ただし、当該申請人があらかじめ登記識別情報の通知を希望しない旨の申出をした場合その他の法務省令で定める場合は、この限りでない。

(申請の方法)

第十八条 登記の申請は、次に掲げる方法のいずれかにより、不動産を識別するために必要な事項、申請人の氏名又は名称、登記の目的その他

の登記の申請に必要な事項として政令で定める情報（以下「申請情報」という。）を登記所に提供してしなければならない。

1 法務省令で定めるところにより電子情報処理組織（登記所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と申請人又はその代理人の使用に係る電子計算機などを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法

2 申請情報を記載した書面（法務省令で定めるところにより申請情報を全部又は一部を記載しない。ただし、前条ただし書の規定によ

る）を提出する方法

り登記識別情報が通知されなかつた場合その他の申請人が登記識別情報を提供することができないことにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

(事前通知等)

第二十三条 登記官は、申請人が前条に規定する申請をする場合において、同条ただし書の規定により登記識別情報を提供することができないときは、法務省令で定める方法により、同条に規定する登記義務者に対し、当該申請があつた旨及び当該申請の内容が真実であると料するときは法務省令で定める期間内に法務省令で定めるところによりその旨の申出をすべき旨を通知しなければならない。この場合において、登記官は、当該期間内にあつては、当該申出がない限り、当該申請に係る登記をすることができる。

2 登記官は、前項の登記の申請が所有権に関するものである場合において、同項の登記義務者の住所について変更の登記がされていては、法務省令で定める場合を除き、同項の申請に基づいて登記をする前に、法務省令で定める方法により、同項の規定による通知のほか、当該登記義務者の登記記録上の前の住所において、当該申請があつた旨を通知しなければならない。

3 前二項の規定は、登記官が第二十五条(第十号を除く。)の規定により申請を却下すべき場合には、適用しない。

4 第一項の規定は、同項に規定する場合において、次の各号のいずれかに掲げるときは、適用できる代理人によつてされた場合であつて、登記官が当該代理人から法務省令で定めるところにより当該申請人が第一項の登記義務者であることを確認するために必要な情報の提供を受け、かつ、その内容を相当と認めること。

二 当該申請に係る申請情報(委任による代理

人によつて申請する場合にあつては、その権限を証する情報)を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録について、公証人(公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第八条の規定により公証人の職務を行う法務事務官を含む)から当該申請人が第一項の登記義務者であることを確認するために必要な認証がされ、かつ、登記官がその内容を相当と認めるとき。

(登記官による本人確認)

第三十四条 登記官は、登記の申請があつた場合において、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由があると認めたときは、次条の規定により当該申請を却下すべき場合を除き、申請人又はその代表者若しくは代理人に対し、出頭を命ぜ、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、当該申請人の申請の権限の有無を調査しなければならない。

2 登記官は、前項に規定する申請人又はその代表者若しくは代理人が遠隔の地に居住しているとき、その他相当と認めるときは、他の登記所の登記官に同項の調査を嘱託することができる。

(申請の却下)

第三十五条 登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、登記の申請を却下しなければならない。ただし、当該申請の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでない。

一 当該申請が登記の申請の代理を業とすることができる代理人によつてされた場合であつて、登記官が当該代理人から法務省令で定めるところにより当該申請人が第一項の登記義務者であることを確認するために必要な情報の提供を受け、かつ、その内容を相当と認めること。

三 申請に係る登記が既に登記されていると

四 申請の権限を有しない者の申請によると

き。

五 申請情報又はその提供の方法がこの法律に基づく命令又はその他の法令の規定により定められた方式に適合しないとき。

六 申請情報の内容である不動産又は登記の目的である権利が登記記録と合致しないとき。

七 申請情報の内容である登記義務者(第六十五条、第七十七条、第八十九条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第九

十三条又は第一百十条前段の場合にあつては、九

登記名義人)の氏名若しくは名称又は住所が登記記録と合致しないとき。

八 申請情報の内容が第六十一条に規定する登記原因を証する情報の内容と合致しないとき。

九 第二十二条本文若しくは第六十一条の規定又はこの法律に基づく命令若しくはその他の法令の規定により申請情報と併せて提供しなければならないものとされている情報が提供されないとき。

十 第二十三条第一項に規定する期間内に同項の申出がないとき。

十一 表示に関する登記の申請に係る不動産の表示が第二十九条の規定による登記官の調査の結果と合致しないとき。

十二 登録免許税を納付しないとき。

十三 前各号に掲げる場合のほか、登記すべきものでないときとして政令で定めるとき。

(政令への委任)

第十六条 この章に定めるもののほか、申請情報の提供の方法並びに申請情報と併せて提供することが必要な情報及びその提供の方法その他の登記申請の手続に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 表示に関する登記

第一款 通則

(表示に関する登記の登記事項)

第二十七条 土地及び建物の表示に関する登記の

登記事項は、次のとおりとする。

一 登記の年月日

二 所有权の登記がない不動産(共用部分(区分所有法第四条第二項に規定する共用部分を含む。以下同じ。)である旨の登記又は団地共用部分(区分所有法第六十七条第一項に規定する団地共用部分をいう。以下同じ。)である旨の登記がある建物を除く。)については、所

有者の氏名又は名称及び住所並びに所有者が二人以上であるときはその所有者ごとの持分するためるために必要な事項として法務省令で定めるもの

四 前三号に掲げるもののほか、不動産を識別するためのために必要な事項として法務省令で定めるもの

五 職権による表示に関する登記は、登記官が、職

六 権で行うことができる。

七 登記の年月日

八 所有权の登記がない不動産(共用部分(区分所有法第四条第二項に規定する共用部分を含む。以下同じ。)である旨の登記又は団地共用部分をいう。以下同じ。)である旨の登記がある建物を除く。)については、所

有者の氏名又は名称及び住所並びに所有者が二人以上であるときはその所有者ごとの持分するためのために必要な事項として法務省令で定めるもの

九 登記の年月日

一 登記の年月日

二 所有权の登記がない不動産(共用部分(区分所有法第四条第二項に規定する共用部分を含む。以下同じ。)である旨の登記又は団地共用部分をいう。以下同じ。)である旨の登記がある建物を除く。)については、所

有者の氏名又は名称及び住所並びに所有者が二人以上であるときはその所有者ごとの持分するためのために必要な事項として法務省令で定めるもの

四 前三号に掲げるもののほか、不動産を識別するためのために必要な事項として法務省令で定めるもの

五 職権による表示に関する登記は、登記官が、職

六 権で行うことができる。

七 登記の年月日

八 所有权の登記がない不動産(共用部分(区分所有法第四条第二項に規定する共用部分を含む。以下同じ。)である旨の登記又は団地共用部分をいう。以下同じ。)である旨の登記がある建物を除く。)については、所

有者の氏名又は名称及び住所並びに所有者が二人以上であるときはその所有者ごとの持分するためのために必要な事項として法務省令で定めるもの

九 登記の年月日

一 登記の年月日

二 所有权の登記がない不動産(共用部分(区分所有法第四条第二項に規定する共用部分を含む。以下同じ。)である旨の登記又は団地共用部分をいう。以下同じ。)である旨の登記がある建物を除く。)については、所

有者の氏名又は名称及び住所並びに所有者が二人以上であるときはその所有者ごとの持分するためのために必要な事項として法務省令で定めるもの

四 前三号に掲げるもののほか、不動産を識別するためのために必要な事項として法務省令で定めるもの

五 職権による表示に関する登記は、登記官が、職

六 権で行うことができる。

七 登記の年月日

八 所有权の登記がない不動産(共用部分(区分所有法第四条第二項に規定する共用部分を含む。以下同じ。)である旨の登記又は団地共用部分をいう。以下同じ。)である旨の登記がある建物を除く。)については、所

有者の氏名又は名称及び住所並びに所有者が二人以上であるときはその所有者ごとの持分するためのために必要な事項として法務省令で定めるもの

九 登記の年月日

一 登記の年月日

二 所有权の登記がない不動産(共用部分(区分所有法第四条第二項に規定する共用部分を含む。以下同じ。)である旨の登記又は団地共用部分をいう。以下同じ。)である旨の登記がある建物を除く。)については、所

有者の氏名又は名称及び住所並びに所有者が二人以上であるときはその所有者ごとの持分するためのために必要な事項として法務省令で定めるもの

九 登記の年月日

一 登記の年月日

となつた場合における当該合体後の建物についての合体時の所有者又は当該合体後の建物が区分建物以外の表題登記がない建物である場合において当該合体時の所有者から所有権を取得した者」と、同条第二項中「区分建物である建物を新築した場合」とあり、及び前条第一項中「区分建物が属する一棟の建物が新築された場合又は表題登記がない建物に接続して区分建物が新築されて一棟の建物となつた場合」とあるのは「いずれも表題登記がない二以上の建物が合体して一個の区分建物となつた場合」と、同項中「当該新築された一棟の建物又は当該区分建物が属することとなつた一棟の建物」とあるのは「当該合体後の区分建物が属する一棟の建物」と読み替えるものとする。

3 第一項第一号、第二号又は第六号に掲げる場合において、当該二以上の建物（同号に掲げる場合にあつては、当該三以上の建物）が合体して一個の建物となつた後当該合体前の表題登記がない建物の所有者から当該合体後の建物について合体前の表題登記がない建物の所有権に相当する持分を取得した者は、その持分の取得の日から一月以内に、合体による登記等を申請しなければならない。

4 第一項各号に掲げる場合において、当該二以上の建物（同項第六号に掲げる場合にあつては、当該三以上の建物）が合体して一個の建物となつた後に合体前の表題登記がある建物の所有者又は合体前の所有権の登記がある建物の所有権の登記名義人となつた者は、その者に係る表題部所有者についての更正の登記又は所有権の登記があつた日から一月以内に、合体による登記等を申請しなければならない。

（合体に伴う権利の消滅の登記）

第五十条 登記官は、所有権等（所有権、地上権、永小作権、地役権及び採石権をいう。以下この款及び第一百八十二条第五項において同じ。）の登記以外の権利に関する登記がある建物について合体による登記等をする場合において、当該合体

による登記等の申請情報と併せて当該権利に関する登記に係る権利の登記名義人（当該権利に関する登記が抵当権の登記である場合において、抵当証券が発行されているときは、当該抵当証券の所持人又は裏書人を含む。）が合体後の建物について当該権利を消滅させることについて承諾したことを証する情報が提供されたとき（当該権利を目的とする第三者の権利に関する登記がある場合にあっては、当該第三者が承諾したこと）を証する情報を併せて提供されたとき（当該権利が消滅した旨を登記しなければならない）。

（建物の表題部の変更の登記）

第五十一条 第四十四条第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる登記事項について変更があつたときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人（共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合にあっては、所有者）は、当該変更があつた日から一月以内に、当該登記事項に関する変更の登記を申請しなければならない。

2 前項の登記事項について変更があつた後に表題部所有者又は所有権の登記名義人となつた者は、その者に係る表題部所有者についての更正の登記又は所有権の登記があつた日から一月以内に、当該登記事項に関する変更の登記を申請しなければならない。

3 第一項の登記事項について変更があつた後に共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記があつたときは、所有者（前二項の規定により登記を申請しなければならない者を除く。）は、共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がされた日から一月以内に、当該登記事項に関する変更の登記を申請しなければならない。

した者（前項の規定により登記を申請しなければならない者を除く。）は、その所有権の取得の日から一月以内に、当該登記事項に関する変更の登記を申請しなければならない。

5 建物が区分建物である場合において、第四十一条第一項第一号（区分建物である建物に係るものに限る。）又は第七号から第九号までに掲げる登記事項（同号に掲げる登記事項にあっては、法務省令で定めるものに限る。次項及び第五十三条第二項において同じ。）に関する変更の登記は、当該登記に係る区分建物と同じ一棟の建物に属する他の区分建物についてされた変更の登記としての効力を有する。

6 前項の場合において、同項に規定する登記事項に関する変更の登記がされたときは、登記官は、職権で、当該一棟の建物に属する他の区分建物について、当該登記事項に関する変更の登記をしなければならない。

（区分建物となつたことによる建物の表題部の変更の登記）

第五十二条 表題登記がある建物（区分建物を除く。）に接続して区分建物が新築されて一棟の建物となつたことにより当該表題登記がある建物が区分建物になつた場合における当該表題登記がある建物についての表題部の変更の登記の申請は、当該新築に係る区分建物についての表題登記の申請と併せてしなければならない。

2 前項の場合において、当該表題登記がある建物の表題部所有者は、所有権の登記名義人は、当該新築に係る区分建物の所有者に代わって、当該新築に係る区分建物についての表題登記を申請することができる。

3 いすれも表題登記がある二以上の建物（区分建物を除く。）が増築その他の工事により相互に接続して区分建物になつた場合における当該表題登記がある二以上の建物についての表題部の変更の登記の申請は、一括してしなければならない。

4 前項の場合において、当該表題登記がある二

以上の建物のうち、表題登記がある一の建物の表題部所有者又は所有権の登記名義人は、表題登記がある他の建物の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの者の相続人その他の一般承継人に代わって、当該表題登記がある他の建物について表題部の変更の登記を申請することができる。

(建物の表題部の更正の登記)

第五十三条 第二十七条第一号、第二号若しくは第四号(同号にあっては、法務省令で定めるものに限る)又は第四十四条第一項各号(第二号及び第六号を除く)に掲げる登記事項に関する更正の登記は、表題部所有者又は所有権の登記名義人(共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合にあっては、所有者)以外の者は、申請することができない。

2 第五十五条第五項及び第六項の規定は、建物が区分建物である場合における同条第五項に規定する登記事項に関する表題部の更正の登記について準用する。

(建物の分割、区分又は合併の登記)

第五十四条 次に掲げる登記は、表題部所有者又は所有権の登記名義人以外の者は、申請することができない。

一 建物の分割の登記(表題登記がある建物の附属建物を当該表題登記がある建物の登記記録から分割して登記記録上別の一建物とする登記をいう。以下同じ。)

二 建物の区分の登記(表題登記がある建物又は附属建物の部分であつて区分建物に該当するものを登記記録上区分建物とする登記をいう。以下同じ。)

三 建物の合併の登記(表題登記がある建物を登記記録上他の表題登記がある建物の附属建物とする登記又は表題登記がある区分建物を登記記録上これと接続する他の区分建物である表題登記がある建物若しくは附属建物を併して一個の建物とする登記をいう。以下

同じ。)

2 共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物についての建物の分割の登記又は建物の区分の登記は、所有者以外の者は、申請することができない。

3 第四十条の規定は、所有権等の登記以外の権利に関する登記がある建物についての建物の分割の登記又は建物の区分の登記をするときについて準用する。

(特定登記)

第五十五条 登記官は、敷地権付き区分建物(区分建物に関する敷地権のある建物をいう。第七十三条第一項及び第三項、第七十四条第二項並びに第七十六条第一項において同じ。)のうち特定登記(所有権等の登記以外の権利に関する登記であつて、第七十三条第一項の規定により敷地権についてされた登記としての効力を有するものをいう。以下この条において同じ。)があるものについて、第四十四条第一項第九号の敷地権が区分所有者の有する専有部分と分離して処分することができるものとなつたことにより敷地権の変更の登記」とあるのは「当該建物の合体又は合併により当該建物が敷地権のない建物となる場合における合体による登記等又は建物の合併の登記について準用する。この場合において、同項中「第四十四条第一項第九号の敷地権が区分所有者の有する専有部分と分離して処分することができるものとなつたことにより当該建物の合体又は合併により当該建物が敷地権のない建物となる場合における合体による登記等又は当該建物の合併の登記」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は、特定登記がある建物の減失の登記について準用する。この場合において、同項中「第四十四条第一項第九号の敷地利用権が区分所有者の有する専有部分と分離して処分することができるものとなつたことにより当該建物の合体又は合併により当該建物が敷地権のない建物となる場合における合体による登記等又は当該建物の合併の登記」と読み替えるものとする。

5 第一項各号に掲げる登記事項についての変更の登記又は更正の登記は、当該共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記が当該建物の所有者以外の者は、申請することができない。

6 共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物について共用部分である旨又は団地共用部分である旨を定めた規約を廃止した場合には、当該建物の所有者は、当該規約の廃止の日から一月以内に、当該建物の表題登記を申請しなければならない。

7 前項の規約を廃止した後に当該建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から一月以内に、当該建物の表題登記を申請しなければならない。

8 第二節 権利に関する登記
第一款 通則
(権利に関する登記の登記事項)
第五十九条 権利に関する登記の登記事項は、次のとおりとする。
一 登記の目的
二 申請の受付の年月日及び受付番号
三 登記原因及びその日付

4 登記に係る権利の権利者の氏名又は名称及
び住所並びに登記名義人が二人以上であると
ある旨の登記は、当該共用部分又は団地共用部
分である旨の登記がある建物の合併の登記
である旨の登記がある建物の合併の登記は、す
ることができる。

5 第二節 権利に関する登記の制限
第五十六条 次に掲げる建物の合併の登記は、す
ることができる。
一 共用部分である旨の登記にあつては、
当該団地共用部分を共用すべき者の所有する
建物又は当該建物が区分建物であるときは、
当該建物が属する一棟の建物の
建物以外の一棟の建物に属する建物の区分
所有者の共用に供されるものであるときは、
当該建物の目的であつた土地」とあるのは「当該
敷地の目的であつた土地」と、「当該承諾に係
る建物又は土地」とあるのは「当該敷
地権の目的であることを証する情報を提供され
たことを証する情報を提供されたとき
(当該特定登記に係る権利を目的とする第三者
の権利に関する登記がある場合にあっては、當
該第三者が承諾したことを証する情報を併せて
提供されたとき)に限る。は、法務省令で定める
ところにより、当該承諾に係る建物又は土地に
ついて当該特定登記に係る権利を消滅させること
を承諾したことの証する情報を提供されたとき
(当該特定登記に係る権利を目的とする第三者
の権利に関する登記がある場合にあっては、當
該第三者が承諾したことを証する情報を併せて
提供されたとき)に限る。は、法務省令で定める
ところにより、当該承諾に係る建物又は土地に
ついて当該特定登記に係る権利を消滅した旨を
登記しなければならない。

6 前項の規定は、特定登記がある建物について
敷地権の不存在を原因とする表題部の更正の登
記である旨の登記がある建物の合併の登記
である旨の登記がある建物の合併の登記は、す
ることができる。

記について準用する。この場合において、同項

中「第四十四条第一項第九号の敷地利用権が区
分所有者の有する専有部分と分離して処分する
ことができるものとなつたことにより敷地権の
変更の登記」とあるのは「当該更正の登記」と読み
替えるものとする。

3 第一項の規定は、特定登記がある建物の合体
又は合併により当該建物が敷地権のない建物と
なる場合における合体による登記等又は建物の
合併の登記について準用する。この場合において、
同項中「第四十四条第一項第九号の敷地利用
権が区分所有者の有する専有部分と分離して
処分することができるものとなつたことにより
敷地権の変更の登記」とあるのは「当該建物の
合体又は合併により当該建物が敷地権のない建
物となる場合における合体による登記等又は建
物の合併の登記」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は、特定登記がある建物の減失
の登記について準用する。この場合において、
同項中「第四十四条第一項第九号の敷地利用
権が区分所有者の有する専有部分と分離して
処分することができるものとなつたことにより
敷地権の変更の登記」とあるのは「当該建物の
合体又は合併により当該建物が敷地権のない建
物となる場合における合体による登記等又は建
物の合併の登記」と読み替えるものとする。

5 第一項各号に掲げる登記事項についての変更
の登記又は更正の登記は、当該共用部分である
旨の登記又は団地共用部分である旨の登記があ
る建物の所有者以外の者は、申請することができ
ない。

6 共用部分である旨の登記又は団地共用部分
である旨の登記がある建物について共用部分であ
る旨又は団地共用部分である旨を定めた規約を
廃止した場合には、当該建物の所有者は、当該
規約の廃止の日から一月以内に、当該建物の表
題登記を申請しなければならない。

7 前項の規約を廃止した後に当該建物の所有権
を取得した者は、その所有権の取得の日から一
月以内に、当該建物の表題登記を申請しなけれ
ばならない。

互に異なる建物の合併の登記

三 表題部所有者又は所有権の登記名義人が相
互に持分を異にする建物の合併の登記

四 所有権の登記がない建物と所有権の登記が
ある建物との建物の合併の登記

五 所有権等の登記以外の権利に関する登記が
ある建物(権利に関する登記であつて、合併
後の建物の登記記録に登記することができる
ものとして法務省令で定めるものがある建物
を除く。)の建物の合併の登記

三 表題部所有者又は所有権の登記名義人が相
互に持分を異にする建物の合併の登記

四 所有権の登記がない建物と所有権の登記が
ある建物との建物の合併の登記

五 所有権等の登記以外の権利に関する登記が
ある建物(権利に関する登記であつて、合併
後の建物の登記記録に登記することができる
ものとして法務省令で定めるものがある建物
を除く。)の建物の合併の登記

三 表題部所有者又は所有権の登記名義人が相
互に持分を異にする建物の合併の登記

四 所有権の登記がない建物と所有権の登記が
ある建物との建物の合併の登記

五 所有権等の登記以外の権利に関する登記が
ある建物(権利に関する登記であつて、合併
後の建物の登記記録に登記することができる
ものとして法務省令で定めるものがある建物
を除く。)の建物の合併の登記

三 表題部所有者又は所有権の登記名義人が相
互に持分を異にする建物の合併の登記

四 所有権の登記がない建物と所有権の登記が
ある建物との建物の合併の登記

五 所有権等の登記以外の権利に関する登記が
ある建物(権利に関する登記であつて、合併
後の建物の登記記録に登記することができる
ものとして法務省令で定めるものがある建物
を除く。)の建物の合併の登記

三 表題部所有者又は所有権の登記名義人が相
互に持分を異にする建物の合併の登記

四 所有権の登記がない建物と所有権の登記が
ある建物との建物の合併の登記

五 所有権等の登記以外の権利に関する登記が
ある建物(権利に関する登記であつて、合併
後の建物の登記記録に登記することができる
ものとして法務省令で定めるものがある建物
を除く。)の建物の合併の登記

三 表題部所有者又は所有権の登記名義人が相
互に持分を異にする建物の合併の登記

四 所有権の登記がない建物と所有権の登記が
ある建物との建物の合併の登記

五 所有権等の登記以外の権利に関する登記が
ある建物(権利に関する登記であつて、合併
後の建物の登記記録に登記することができる
ものとして法務省令で定めるものがある建物
を除く。)の建物の合併の登記

三 表題部所有者又は所有権の登記名義人が相
互に持分を異にする建物の合併の登記

四 所有権の登記がない建物と所有権の登記が
ある建物との建物の合併の登記

五 所有権等の登記以外の権利に関する登記が
ある建物(権利に関する登記であつて、合併
後の建物の登記記録に登記することができる
ものとして法務省令で定めるものがある建物
を除く。)の建物の合併の登記

三 表題部所有者又は所有権の登記名義人が相
互に持分を異にする建物の合併の登記

四 所有権の登記がない建物と所有権の登記が
ある建物との建物の合併の登記

五 所有権等の登記以外の権利に関する登記が
ある建物(権利に関する登記であつて、合併
後の建物の登記記録に登記することができる
ものとして法務省令で定めるものがある建物
を除く。)の建物の合併の登記

きは当該権利の登記名義人との持分

があるときは、その定め

六 共有物分割禁止の定め（共有物若しくは所

有権以外の財産権について民法（明治二十九

年法律第八十九号）第二百五十六条第一項た

だし書（同法第二百六十四条において準用す

る場合を含む。）の規定により分割をしない旨

の契約をした場合若しくは同法第九百八条の

規定により被相続人が遺言で共有物若しくは

所有権以外の財産権について分割を禁止した

場合における共有物若しくは所有権以外の財

産権の分割を禁止する定め又は同法第九百七

三条第三項の規定により家庭裁判所が遺産であ

る共有物若しくは所有権以外の財産権につい

てした分割を禁止する審判をいう。第六十五

七 民法第四百二十三条その他の法令の規定に

より他人に代わって登記を申請した者（以下

「代位者」という。）があるときは、当該代位

者の氏名又は名称及び住所並びに代位原因

八 第二号に掲げるもののほか、権利の順位を

明らかにするために必要な事項として法務省

令で定めるもの

（共同申請）

第六十条 権利に関する登記の申請は、法令に別

段の定めがある場合を除き、登記権利者及び登

記義務者が共同してしなければならない。

（登記原因証明情報の提供）

第六十一条 権利に関する登記を申請する場合に

は、申請人は、法令に別段の定めがある場合を除き、その申請情報と併せて登記原因を証する

情報を提供しなければならない。

（一般承継による申請）

第六十二条 登記権利者、登記義務者又は登記名

義人が権利に関する登記の申請人となることが

できる場合において、当該登記権利者、登記義

務者又は登記名義人について相続その他の一般

承継があつたときは、相続人その他の一般承継

人は、当該権利に関する登記を申請することができる。（判決による登記等）

第六十三条 第六十条、第六十五条又は第八十九

条第一項（同条第二項において準用する場合を

含む。）の規定にかかわらず、これらの規定によ

り申請を共同してしなければならない者の一方

に登記手続をすべきことを命ずる確定判決によ

る登記は、当該申請を共同してしなければなら

ない者の他方が単独で申請することができる。

2 相続又は法人の合併による権利の移転の登記

は、登記権利者が単独で申請することができる。（登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等）

第六十四条 登記名義人の氏名若しくは名称又は

住所についての変更の登記又は更正の登記は、

登記名義人が単独で申請することができる。

2 抵当証券が発行されている場合における債務

者の氏名若しくは名称又は住所についての変更

がない。

第六十五条 共有物分割禁止の定めに係る権利の

変更の登記の申請は、当該権利の共有者である

すべての登記名義人が共同してしなければなら

ない。

（権利の変更の登記又は更正の登記）

第六十六条 権利の変更の登記又は更正の登記

は、登記上の利害関係を有する第三者（権利の

変更の登記又は更正の登記につき利害関係を有

する抵当証券の所持人又は裏書人を含む。以下

この条において同じ。）の承諾がある場合及び當

該第三者がない場合に限り、付記登記によつて

することができる。

（登記の抹消）

第六十七条 登記官は、権利に関する登記に錯誤

又は遗漏があることを発見したときは、遅滞な

く、その旨を登記権利者及び登記義務者（登記

権利者及び登記義務者がない場合にあっては、

登記権利者は、登記義務者の所在が知

れないとため登記義務者と共同して権利に関する

登記名義人。第三項及び第七十一条第一項において同じ。に通知しなければならない。ただし、お

いて同一の登記権利者、登記義務者又は登記名義人がそれ二人以上あるときは、その一人に対し通知すれば足りる。

2 登記官は、前項の場合において、登記の錯誤又は遗漏が登記官の過誤によるものであるときは、遅滞なく、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局の長の許可を得て、登記の更正をしなければならない。ただし、登記上の利害関係を有する第三者（当該登記の更正をしたときは、その旨を登記権利者及び登記義務者に通知しなければならない。この場合においては、第一項たゞし書の規定を準用する。）がある場合には、当該第三者の承諾があるときに限り、第一項及び前項の通知は、代位者にもしなければならない。この場合においては、第一項たゞし書の規定を準用する。

2 第一項に規定する場合において、登記権利者が前項の登記の更正をしたときは、その旨を登記権利者及び登記義務者に通知しなければならない。この場合においては、第一項たゞし書の規定を準用する。

3 第一項に規定する場合において、登記権利者が先取特権、質権又は抵当権の被担保債権が消滅したことを証する情報をとして政令で定めるものを提供したときは、第六十条の規定にかわらず、当該登記権利者は、単独でそれらの権利に関する登記の抹消を申請することができる。

3 第一項に規定する場合において、登記権利者が前項の登記の抹消を申請することができる。

2 前項の場合において、公示催告手続ニ関スル法律（明治二十三年法律第二十九号）第七百六十九条第一項に規定する除権判決があつたときは、第六十条の規定にかかわらず、当該登記権利者は、単独で前項の登記の抹消を申請することができる。

3 第一項に規定する場合において、登記権利者が登記の抹消を申請することができる。

登記の抹消を申請することができないときは、公示催告手続ニ関スル法律（明治二十三年法律第二十九号）第七百六十九条第一項に規定する除権判決があつたときは、第六十条の規定にかかわらず、当該登記権利者は、単独で前項の登記の抹消を申請することができる。

2 前項の場合において、公示催告手続ニ関スル法律（明治二十三年法律第二十九号）第七百六十九条第一項に規定する除権判決があつたときは、第六十条の規定にかかわらず、当該登記権利者は、単独で前項の登記の抹消を申請することができる。

3 第一項に規定する場合において、登記権利者が登記の抹消を申請することができる。

らない。

4 登記官は、第一項の異議を述べた者がないと
き、又は前項の規定により当該異議を却下した
ときは、職権で、第一項に規定する登記を抹消
しなければならない。

(抹消された登記の回復)

第七十二条 抹消された登記（権利に関する登記
に限る。）の回復は、登記上の利害関係を有する
第三者（当該登記の回復につき利害関係を有す
る抵当証券の持人又は委託人を含む。以下この
条において同じ。）がある場合には、当該第三
者の承諾があるときに限り、申請することがで
きる。

（敷地権付き区分建物に関する登記等）

第七十三条 敷地権付き区分建物についての所有
権又は担保権（一般の先取特権、質権又は抵当
権をいう。以下この条において同じ。）に係る権
利に関する登記は、第四十六条の規定により敷
地権である旨の登記をした土地の敷地権につい
てされた登記としての効力を有する。ただし、
次に掲げる登記は、この限りでない。

一 敷地権付き区分建物についての所有権又は
担保権に係る権利に関する登記であつて、区
分建物に関する敷地権の登記をする前に登記
されたもの（担保権に係る権利に関する登記
にあっては、当該登記の目的等（登記の目的、
申請の受付の年月日及び受付番号並びに登記
原因及びその日付をいう。以下この号におい
て同じ。）が当該敷地権となつた土地の権利に
ついてされた担保権に係る権利に関する登記
の目的等と同一であるものを除く。）

二 敷地権付き区分建物についての所有権に保
る仮登記であつて、区分建物に関する敷地権
の登記をした後に登記されたものであり、か
つ、その登記原因が当該建物の当該敷地権が
生ずる前に生じたもの。

三 敷地権付き区分建物についての質権又は抵
当権に係る権利に関する登記であつて、区分
建物に関する敷地権の登記をした後に登記さ

れたものであり、かつ、その登記原因が当該
建物の当該敷地権が生ずる前に生じたもの

四 敷地権付き区分建物についての所有権又は
質権若しくは抵当権に係る権利に関する登記
であつて、区分建物に関する敷地権の登記を
した後に登記されたものであり、かつ、その
登記原因が当該建物の当該敷地権が生じた後
に生じたもの（区分所有法第二十二条第一項
の規定により区分所有者の有する専有部
分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離
して処分することができない場合（以下この
条において「分離処分禁止の場合」という。）
を除く。）

2 第四十六条の規定により敷地権である旨の登
記をした土地には、敷地権の移転の登記又は敷
地権を目的とする担保権に係る権利に関する登
記をすることができない。ただし、当該土地が
敷地権の目的となつた後にその登記原因が生じ
たもの（分離処分禁止の場合を除く。）又は敷地
権についての仮登記若しくは質権若しくは抵当
権に係る権利に関する登記であつて当該土地が
敷地権の目的となる前にその登記原因が生じた
ものは、この限りでない。

3 敷地権付き区分建物には、当該建物のみの所
有権の移転を登記原因とする所有権の登記又は
当該建物のみを目的とする担保権に係る権利に
関する登記をすることができない。ただし、當
該建物の敷地権が生じた後にその登記原因が生
じたもの（分離処分禁止の場合を除く。）又は當
該建物のみの所有権についての仮登記若しくは
当該建物のみを目的とする質権若しくは抵当権
に係る権利に関する登記であつて当該建物の敷
地権が生ずる前にその登記原因が生じたもの
は、この限りでない。

（所有権の保存の登記）

第七十四条 所有权の保存の登記

第二款 所有权に関する登記

一 表題部所有者又はその相続人その他の一般
承継人

二 所有権を有することが確定判決によつて確
認された者

三 収用（土地収用法（昭和二十六年法律第二
百十九号）その他の法律の規定による収用を
いう。第百八条第一項及び第三項から第五
項までにおいて同じ。）によつて所有権を取得
した者

四 地上権付き区分建物についての所有権又は
質権若しくは抵当権に係る権利に関する登記
であつて、区分建物に関する敷地権の登記を
した後に登記されたものであり、かつ、その
登記原因が当該建物の当該敷地権が生じた後
に生じたもの（区分所有法第二十二条第一項
の規定により区分所有者の有する専有部
分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離
して処分することができない場合（以下この
条において「分離処分禁止の場合」という。）
を除く。）

2 第四十六条の規定により敷地権である旨の登
記をした土地には、敷地権の移転の登記又は敷
地権を目的とする担保権に係る権利に関する登
記をすることができない。ただし、当該土地が
敷地権の目的となつた後にその登記原因が生じ
たもの（分離処分禁止の場合を除く。）又は敷地
権についての仮登記若しくは質権若しくは抵当
権に係る権利に関する登記であつて当該土地が
敷地権の目的となる前にその登記原因が生じた
ものは、この限りでない。

3 敷地権付き区分建物には、当該建物のみの所
有権の移転を登記原因とする所有権の登記又は
当該建物のみを目的とする担保権に係る権利に
関する登記をすることができない。ただし、當
該建物の敷地権が生じた後にその登記原因が生
じたもの（分離処分禁止の場合を除く。）又は當
該建物のみの所有権についての仮登記若しくは
当該建物のみを目的とする質権若しくは抵当権
に係る権利に関する登記であつて当該建物の敷
地権が生ずる前にその登記原因が生じたもの
は、この限りでない。

（所有権の登記の登記事項等）

第七十六条 所有权の保存の登記においては、第
五十九条第三号の規定にかかわらず、登記原因
及びその日付を登記することを要しない。ただ
し、敷地権付き区分建物について第七十四条第
二項の規定により所有権の保存の登記をする場
合は、この限りでない。

2 登記官は、所有权の登記がない不動産につい
て嘱託により所有権の処分の制限の登記をする
ときは、職権で、所有権の保存の登記をしなけ
ればならない。

3 前条の規定は、表題登記がない不動産につい
て嘱託により所有権の処分の制限の登記をする
ときは、職権で、所有権の保存の登記をしなけ
ればならない。

（所有権の登記の抹消）

第七十七条 所有权の登記の抹消は、所有権の移
転の登記に限り、所有権の登記名義

人が単独で申請することができる。
第三款 用益権に関する登記

（地上権の登記の登記事項）

第七十八条 地上権の登記の登記事項は、第五十
九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとす
る。

一 地上権設定の目的

二 地代又はその支払時期の定めがあるとき
は、その定め

三 存続期間又は借地借家法（平成二年法律第
九十号）第二十二条前段の定めがあるとき
は、その定め

四 地上権設定の目的が借地借家法第二十四条
第一項に規定する建物の所有であるときは、
その旨

五 民法第二百六十九条ノ二第一項前段に規定
する地上権の設定にあつては、その目的であ
る地下又は空間の上下の範囲及び同項後段の
定めがあるときはその定め

（永小作権の登記の登記事項）

第七十九条 永小作権の登記の登記事項は、第五
十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりと
する。

一 小作料

二 存続期間又は小作料の支払時期の定めがあ
るときは、その定め

三 民法第二百七十二条ただし書の定めがある
ときは、その定め

四 前二号に規定するもののほか、永小作人の
権利又は義務に関する定めがあるときは、そ

の定め

（地役権の登記の登記事項等）

第八十条 承役地（民法第二編第六章の承役地を
いう。以下この条において同じ。）についてする
地役権の登記の登記事項は、第五十九条各号に
掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 要役地（民法第二編第六章の要役地をいう。
以下この条において同じ。）

二 地役権設定の目的及び範囲

三 民法第二百八十五条第一項ただし書若しくは第二百八十五条第一項ただし書の別段の定め又は同法第二百八十六条の定めがあるときは、その定め	二 採石権の内容又は採石料若しくはその支払時期の定めがあるときは、その定め
2 前項の登記においては、第五十九条第四号の規定にかかわらず、地役権者の氏名又は名称及び住所を登記することを要しない。	第四款 担保権等に関する登記
3 要役地に所有権の登記がないときは、承役地に地役権の設定の登記をすることができない。	(担保権の登記の登記事項)
4 登記官は、承役地に地役権の設定の登記をしたときは、要役地について、職権で、法務省令で定める事項を登記しなければならない。(質借権の登記等の登記事項)	第八十三条 先取特権、質権若しくは転質又は抵当権の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。
第八十一条 賃借権の登記又は賃借物の転貸の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるものほか、次のとおりとする。	一 債権額(一定の金額を目的としない債権については、その価額)
二 存続期間又は賃料の支払時期の定めがあるときは、その定め	二 債務者の氏名又は名称及び住所
三 賃借権の譲渡又は賃借物の転貸を許す旨の定めがあるときは、その定め	三 所有権以外の権利を目的とするときは、その目的となる権利
四 敷金があるときは、その旨	四 二以上の不動産に関する権利を目的とするときは、当該二以上の不動産及び当該権利を担保する質権若しくは転質又は抵当権の登記にあっては、本邦通貨で表示した担保額
五 貸貸人が財産を処分する能力又は権限を有しない者であるときは、その旨	2 登記官は、前項第四号に掲げる事項を明らかにするため、法務省令で定めるところにより、共同担保目録を作成することができる。
六 土地の賃借権設定の目的が建物の所有であるときは、その旨	(債権の一部譲渡による担保権の移転の登記等の登記事項)
七 前号に規定する場合において建物が借地借家法第二十四条第一項に規定する建物であるときは、その旨	第八十四条 債権の一部について譲渡又は代位弁済がされた場合における先取特権、質権若しくは転質又は抵当権の移転の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、当該譲渡又は代位弁済の目的である債権の額とする。
八 借地借家法第二十二条前段、第三十八条第一項前段若しくは第三十九条第一項又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五十六条の定めがあるときは、その定め	(不動産工事の先取特権の保存の登記)
(採石権の登記の登記事項)	第八十五条 不動産工事の先取特権の保存の登記においては、第八十三条第一項第一号の債権額として工事費用の予算額を登記事項とする。
第八十二条 採石権の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。	(建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記)
一 存続期間	第八十六条 建物を新築する場合における不動産工事の先取特権の保存の登記については、当該建物の所有者となるべき者を登記義務者とみなす。この場合においては、第二十二条本文の規定は、適用しない。
2 前項の登記においては、第五十九条各号及び第八十三条第一項各号(第三号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。	二 採石権の内容又は採石料若しくはその支払時期の定めがあるときは、その定め
3 新築する建物並びに当該建物の種類、構造及び床面積は設計書による旨	二 登記義務者の氏名又は名称及び住所
4 前項第一号の規定は、所有権の登記がある建物の附属建物を新築する場合における不動産工事の先取特権の保存の登記について準用する。(建物の建築が完了した場合の登記)	三 担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、その定め
5 前項第一号の規定は、所有権の登記がある建物の建築が完了したときは、当該建物の所有者は、遅滞なく、所有権の保存の登記を申請しなければならない。	四 民法第三百九十八条ノ十四第一項ただし書は、順位を変更する当該抵当権の登記名義人が共同してしなければならない。
6 前項第一号の規定は、第五十九条各号及び第八十三条第一項各号(第一号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。	五 民法第三百九十八条ノ十四第一項ただし書の定めがある場合の当該定めの登記の申請について準用する。(抵当権の順位の登記等)
7 前項第一号の規定は、第五十九条各号及び第八十三条第一項各号(第一号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。	六 担保すべき債権の範囲及び極度額の定めがあるときは、その定め
8 前項第一号の規定は、第五十九条各号及び第八十三条第一項各号(第一号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。	二 民法第三百七十七条ただし書の定めがあるときは、その定め
9 前項第一号の規定は、第五十九条各号及び第八十三条第一項各号(第一号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。	三 担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、その定め
10 前項第一号の規定は、第五十九条各号及び第八十三条第一項各号(第一号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。	四 担保すべき債権の範囲及び極度額の定めがあるときは、その定め
11 前項第一号の規定は、第五十九条各号及び第八十三条第一項各号(第一号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。	五 民法第三百七十七条ただし書の定めがあるときは、その定め
12 前項第一号の規定は、第五十九条各号及び第八十三条第一項各号(第一号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。	六 担保すべき債権の範囲及び極度額の定めがあるときは、その定め
13 前項第一号の規定は、第五十九条各号及び第八十三条第一項各号(第一号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。	七 担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、その定め
14 前項第一号の規定は、第五十九条各号及び第八十三条第一項各号(第一号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。	八 担保すべき債権の範囲及び極度額の定めがあるときは、その定め
15 前項第一号の規定は、第五十九条各号及び第八十三条第一項各号(第一号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。	九 担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、その定め
16 前項第一号の規定は、第五十九条各号及び第八十三条第一項各号(第一号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。	一 担保すべき債権の範囲及び極度額の定めがあるときは、その定め
17 前項第一号の規定は、第五十九条各号及び第八十三条第一項各号(第一号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。	二 担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、その定め
18 前項第一号の規定は、第五十九条各号及び第八十三条第一項各号(第一号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。	三 担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、その定め
19 前項第一号の規定は、第五十九条各号及び第八十三条第一項各号(第一号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。	四 担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、その定め
20 前項第一号の規定は、第五十九条各号及び第八十三条第一項各号(第一号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。	五 担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、その定め
21 前項第一号の規定は、第五十九条各号及び第八十三条第一項各号(第一号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。	六 担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、その定め
22 前項第一号の規定は、第五十九条各号及び第八十三条第一項各号(第一号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。	七 担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、その定め
23 前項第一号の規定は、第五十九条各号及び第八十三条第一項各号(第一号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。	八 担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、その定め
24 前項第一号の規定は、第五十九条各号及び第八十三条第一項各号(第一号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。	九 担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、その定め

かわらず、当該根抵当権の登記名義人が単独で申請することができる。ただし、同項第三号又は第四号の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合における申請は、当該根抵当権又はこれを目的とする権利の取得の登記の申請と併せてしなければならない。

(抵当証券に関する登記)

第九十四条 登記官は、抵当証券を交付したときは、職権で、抵当証券交付の登記をしなければならない。

2 抵当証券法第一条第二項の申請があつた場合において、同法第五条第二項の嘱託を受けた登記所の登記官が抵当証券を作成したときは、当該登記官は、職権で、抵当証券作成の登記をしなければならない。

3 前項の場合において、同項の申請を受けた登記所の登記官は、抵当証券を交付したときは抵当証券交付の登記を同項の申請を却下したときは抵当証券作成の登記の抹消を同項の登記所に嘱託しなければならない。

4 第二項の規定による抵当証券作成の登記をした不動産について、前項の規定による嘱託により抵当証券交付の登記をしたときは、当該抵当証券交付の登記は、当該抵当証券作成の登記をした時にさかのばってその効力を生ずる。

(質権の登記等の登記事項)
第九十五条 質権又は転質の登記の登記事項は、第五十九条各号及び第八十三条第一項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 存続期間の定めがあるときは、その定め
二 利息に関する定めがあるときは、その定め
三 運約金又は賠償額の定めがあるときは、その定め

四 債権に付した条件があるときは、その条件

五 民法第三百四十六条ただし書の別段の定めがあるときは、その定め

六 民法第三百五十九条の規定によりその設定行為について別段の定め（同法第三百五十六条又は第三百五十七条に規定するものに限

る。）があるときは、その定め

七 民法第三百六十二条において準用する同法第三百七十条ただし書の別段の定めがあるときは、その定め

2 第八十八条第二項及び第八十九条から第九十

三条までの規定は、質権について準用する。この場合において、第九十条及び第九十一条第二項中「第八十八条」とあるのは「第九十五条第五十九条各号に掲げるもののほか、買主が支払った代金及び契約の費用並びに買戻しの期間の定めがあるときはその定めとする。

(買戻しの特約の登記の登記事項)

第九十六条 買戻しの特約の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、買主が支払った代金及び契約の費用並びに買戻しの期間の定めがあるときはその定めとする。

2 第五款 信託に関する登記

(信託の登記の登記事項)

第九十七条 信託の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 委託者、受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所

二 信託管理人（信託法（大正十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する信託管理人をいう。第二百二条において同じ。）があるときは、その氏名又は名称及び住所

三 信託の目的

四 信託財産の管理方法

五 信託の終了の事由

六 その他の信託の条項

2 登記官は、前項各号に掲げる事項を明らかにするため、法務省令で定めるところにより、信託目録を作成することができる。

(信託の登記の申請方法)
第九十八条 信託の登記の申請は、当該信託による権利の移転又は保存若しくは設定の登記の申請と同時にしなければならない。

2 委託者から受託者に対し信託財産となるべき不動産に関する権利が処分された場合における信託の登記については、当該受託者を登記権利者として、当該信託の変更の登記を登記所に嘱託しなければならない。

者とし、当該委託者を登記義務者とする。

3 信託法第十四条の規定による信託財産に属する不動産又は同法第二十七條の規定により復旧して信託財産に属する不動産に関する権利についての信託の登記は、受託者が単独で申請することができる。

(代位による信託の登記の申請)

第九十九条 受益者又は委託者は、受託者に代わって信託の登記を申請することができる。

(受託者の更迭による登記等)

第一百条 受託者の任務が死亡、法人の解散、破産手続開始の決定、後見開始若しくは保佐開始の審判又は裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第二百二条第二項において同じ。）の解任命令により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する不動産についてする受託者の更迭による権利の移転の登記は、第六十条の規定にかかわらず、新たに選任された当該受託者が単独で申請することができる。

2 受託者が二人以上ある場合において、そのうち少なくとも一人の受託者の任務が前項に規定する事由により終了したときは、信託財産に属する不動産についてする当該受託者の任務の終了による権利の変更の登記は、第六十条の規定にかかるはず、他の受託者が単独で申請することができる。

(職権による信託の変更の登記)

第一百一条 登記官は、信託財産に属する不動産について信託法第五十条の規定による受託者の更迭又は任務の終了により権利の移転又は変更の登記をするときは、職権で、当該信託の変更の登記をしなければならない。

2 第二十二条第一項ただし書の規定により受託者の固有財産となつた場合における信託の登記の抹消の申請は、当該権利の変更の登記の申請と同時にしなければならない。

3 信託財産に属する不動産に関する権利が信託法第二十二条第一項ただし書の規定により受託者の固有財産となつた場合における信託の登記の抹消の申請は、当該権利の変更の登記の申請と同時にしなければならない。

2 第六款 仮登記

(仮登記)

第一百五条 仮登記は、次に掲げる場合にすることができる。

一 第三条各号に掲げる権利について保存等があつた場合において、当該保存等に係る登記の申請をするために登記所に対し提供しなければならない情報であつて、第二十五条第九号の申請情報と併せて提供しなければならないものとされているもののうち法務省令で定めるものを提供することができないとき。

2 第二十二条裁決所は、信託管理人を選任し、若しくは解任したとき、受託者を解任したとき、又は信託財産の管理方法を変更したときは、遅滞なく、当該信託の変更の登記を登記所に嘱託し

なければならない。

2 主務官庁は、信託管理人を選任したとき、受託者を解任したとき、又は信託の条項を変更したときは、遅滞なく、当該信託の変更の登記を登記所に嘱託しなければならない。

(信託の変更の登記の申請)

第一百三条 前二条に規定するもののほか、第七十七条第一項各号に掲げる登記事項について変更があったときは、受託者は、遅滞なく、当該信託の変更の登記を申請しなければならない。

(信託の登記の抹消)

第一百四条 信託財産に属する不動産に関する権利が移転又は消滅により信託財産に属しないこととなつた場合における信託の抹消の申請は、当該権利の移転の登記又は当該権利の登記の抹消の申請と同時にしなければならない。

(信託の登記の抹消)

第一百四条 信託財産に属する不動産に関する権利が信託財産に属する不動産に関する権利が移転し、又は消滅した場合についての信託の抹消の申請は、当該権利の移転の登記又は当該権利の登記の抹消の申請と同時にしなければならない。

2 前項の規定は、信託の終了により信託財産に属する不動産に関する権利が信託財産に属する不動産に関する権利が移転し、又は消滅した場合についての信託の抹消の申請と同時にしなければならない。

3 信託財産に属する不動産に関する権利が信託法第二十二条第一項ただし書の規定により受託者の固有財産となつた場合における信託の登記の抹消の申請は、当該権利の変更の登記の申請と同時にしなければならない。

2 第六款 仮登記

(仮登記)

第一百五条 仮登記は、次に掲げる場合にすることができる。

一 第三条各号に掲げる権利について保存等があつた場合において、当該保存等に係る登記の申請をするために登記所に対し提供しなければならない情報であつて、第二十五条第九号の申請情報と併せて提供しなければならないものとされているもののうち法務省令で定めるものを提供することができないとき。

2 第二十二条第三条各号に掲げる権利の設定、移転、変更又は消滅に関する請求権（始期付き又は停止条件付きのものその他将来確定することが見込まれるものとされるものを含む。）を保全しようとする

<p>登記記録に記録されている事項の概要を記載し書面の交付を請求することができる。</p> <p>3 前二項の手数料の額は、物価の状況、登記事項証明書の交付に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める。</p> <p>4 第一項及び第二項の手数料の納付は、登記印紙をもつてしなければならない。ただし、法務省令で定める方法で登記事項証明書の交付を請求するときは、法務省令で定めるところにより、現金をもってすることができる。</p> <p>5 第一項の交付の請求は、法務省令で定める場合を除き、請求に係る不動産の所在地を管轄する登記所以外の登記所の登記官に対してもすることができる。</p> <p>(地図の写しの交付等)</p> <p>第百一十条 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、地図、建物所在図又は地図に準ずる図面(以下この条において「地図等」という。)の全部又は一部の写し(地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)の交付を請求することができる。</p> <p>2 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、地図等(地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの)の閲覧を請求することができる。</p> <p>(登記簿の附属書類の写しの交付等)</p> <p>第百一十一条 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記簿の附属書類(電磁的記録を含む。以下同じ。)のうち政令で定める図面の全部又は一部の写し(これらの図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)の交付を請求することができる。</p> <p>2 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記簿の附属書類(電磁的記録を含む。以下同じ。)のうち政令で定める図面の全部又は一部の写し(これらの図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)の交付を請求することができる。</p>
<p>(登記識別情報の安全確保)</p> <p>第百二十三条 登記官は、その取り扱う登記識別情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の登記識別情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 登記官その他の不動産登記の事務に従事する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所に勤務する法務事務官又はその職にあつた者は、その事務に關して知り得た登記識別情報の作成又は管理に関する秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(行政手続法の適用除外)</p> <p>第百二十四条 登記官の処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第一章及び第三章の規定は、適用しない。</p> <p>(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)</p> <p>第百二十五条 登記簿等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。</p> <p>(登記簿の附属書類の写しの交付等)</p> <p>第百二十六条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続等(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第二条第十号に規定する手続等をいう。)については、同法第三条から第六条までの規定は、適用しない。</p> <p>(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)</p> <p>第百二十七条 登記簿等に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。</p> <p>(審査請求)</p> <p>第百二十八条 登記官の処分を不当とする者は、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局の長に審査請求をすることができる。</p> <p>2 審査請求は、登記官を経由してしなければならない。</p> <p>(審査請求事件の処理)</p> <p>第百二十九条 登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。</p> <p>2 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、その請求の日から三日以内に、意見を付して事件を前条第一項の法務局又は地方法務局の長に送付しなければならない。</p> <p>3 前条第一項の法務局又は地方法務局の長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない。</p> <p>4 前条第一項の法務局又は地方法務局の長は、前条の処分を命ずる前に登記官に仮登記を命ずることができる。</p> <p>(行政不服審査法の適用除外)</p> <p>第百三十条 登記官の処分に係る審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第一百六十号)第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第七項まで、第二十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、適用しない。</p>
<p>(第七章 罰則)</p> <p>(秘密を漏らした罪)</p> <p>第百三十一条 第百二十三条第二項の規定に違反して登記識別情報の作成又は管理に関する秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>(虚偽の登記名義人確認情報の提供した罪)</p> <p>第百三十二条 第二十三条第四項第一号(第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による情報の提供をする場合において、虚偽の情報提供した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>(不正に登記識別情報を取得した罪)</p> <p>第百三十三条 登記簿に不実の記録をさせることとなる登記の申請又は嘱託の用に供する目的で、登記識別情報を取得した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。情を知つて、その情報を提供した者も、同様とする。</p> <p>2 不正に取得された登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。</p> <p>(検査の妨害等の罪)</p> <p>第百三十四条 第二十九条第二項(第十六条第二項において同じ。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。第二十九条第二項の規定による文書若しくは電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの(提示をせず、若しくは虚偽の文書若しくは電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの)を提示し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者も、同様とする。</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第百三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第百三十二条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p>
<p>(第七章 罰則)</p> <p>(秘密を漏らした罪)</p> <p>第百三十一条 第百二十三条第二項の規定に違反して登記識別情報の作成又は管理に関する秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>(虚偽の登記名義人確認情報の提供した罪)</p> <p>第百三十二条 第二十三条第四項第一号(第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による情報の提供をする場合において、虚偽の情報提供した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>(不正に登記識別情報を取得した罪)</p> <p>第百三十三条 登記簿に不実の記録をさせることとなる登記の申請又は嘱託の用に供する目的で、登記識別情報を取得した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。情を知つて、その情報を提供した者も、同様とする。</p> <p>2 不正に取得された登記識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。</p> <p>(検査の妨害等の罪)</p> <p>第百三十四条 第二十九条第二項(第十六条第二項において同じ。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。第二十九条第二項の規定による文書若しくは電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの(提示をせず、若しくは虚偽の文書若しくは電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの)を提示し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者も、同様とする。</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第百三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第百三十二条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p>

第十六条第一項第二号中「土地登記簿」を「土地ノ登記記録」に、「記載セラレ」を「記録セラレ」に改め、同項第三号中「証明書」を「提供二係ル証明情報」に改め、同条第二項を次のように改める。

所有権保存ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ前項各号ノ内何レノ規定ニ依リテ登記ヲ申請スルモノナルカラフ申請情報ノ内容トス此ノ場合ニ於テハ其ノ申請情報ト併セテ登記原因ヲ証明スル情報ヲ提供スルコトヲ要セズ

第十七条中「申請書ニ其ノ承諾書」を「其ノ申請情報ト併セテ其ノ第三者ノ承諾ヲ証スル情報」に、「ノ體本ヲ添附スベシ」を「ガアリタルコトヲ証スル情報ヲ提供スベシ」に改める。

第十八条第一項中「登記用紙」を「登記記録」に改め、同項ただし書中「記載」を「記録」に改め、同条第三項を削る。

第十九条第一項中「登記用紙」を「登記記録」に、「捺印スベシ」を「ヲ明カナラシムル措置ヲ為スベシ」に改め、同条第二項中「登記用紙ヲ閉鎖シ」を「滅失ノ登記ヲシ」に、「朱抹シ」を「抹消スル記号ヲ記録シ」に、「捺印スベシ」を「ヲ明カナラシムル措置ヲ為スベシ」に改める。

第二十条第一項中「分合」を「分割若ハ合併」に、「第十五条第一号及第二号」を「第十五条第一項各号」に改める。

第二十一条を次のように改める。

第二十二条立木ノ目的トスル抵当権設定ノ登記ニ於テハ不動産登記法第五十九条各号、第八十三条第一項各号並ニ第八十八条第一項各号及第二項各号ニ掲ゲタル事項ノ外施業方法ヲ登記トス

前項ノ登記ニ於テハ法務省令ヲ以て定ムル事項ノ外同項ニ規定スル事項ヲ申請情報ノ内容トス

第二十二条を削る。

(立木に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第十二条前条の規定による改正後の立木に関する法律第十三条及び第十四条の規定は、新不動

産登記法附則第三条第一項の規定による指定を受けた事務について、その指定の日から適用する。

2 前項の指定がされるまでの間は、同項の指定を受けていない事務については、前条の規定による改正前の立木に関する法律第十三条及び第十四条の規定は、なおその効力を有する。

3 第一項の指定がされるまでの間ににおける前項の事務についての前条の規定による改正後の立木に関する法律第十六条第一項第二号、第十八条第一項及び第十九条第一項の規定の適用については、これらの規定中「登記記録」とあるのは、「登記用紙」とする。

4 前三项に定めるものほか、前条の規定による立木に関する法律の一部改正に伴う登記の手続に関し必要な経過措置は、法務省令で定める。(抵当証券法の一部改正)

第十三条 摘当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条 不動産登記法第八条、第十条、第二十三条第一項、第三項及第四项、第二十四条、第二百十九条第一項、第三項及第四项、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百二十九条第一項乃至第三項並ニ第二百三十条ノ規定ハ抵当証券ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ同法第一項乃至第三項第一項第二号を次のように改める。

二 抵当権ノ登記識別情報ノ内容ヲ記載シタル書面

第三条第三項中「登記簿ノ體本」を「登記事項証明書」に改める。

第四条第六号を次のように改める。

六 抵当証券発行ノ定アル旨、債権額及元本又ハ利息ノ弁済期並ニ利息ニ關スル定アルトキ、債務ノ不履行ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償ニ関スル定アルトキ、債権ニ条件ヲ付シタルトキ、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三百七十七条但書ノ別段ノ定アルトキ又ハ元本若ハ利息ノ支払場所ノ定ア

ノ付シタルトキを「付シ」に改め、同項ただし書中「於テ」の下に「登記官ガ定メタル相当ノ期間内ニ」を加え、「即日」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 申請ノ権限ヲ有セザル者ノ申請ニ因ル

トキ

第七条第一項第三号中「ノ記載」を「ノ記録」に改める。

第十三条中「第二号及」を削る。

第十六条中「不動産登記法」を「不動産登記法(平成十六年法律第 号)」に改める。

第十八条中「第五十六条又ハ」を削る。

第二十三条中「第六十七条」を「第七十二条」に改める。

第二十八条中「記載シ」を「記録シ」に改める。

2 前項の場合における前条の規定による改正後の抵当証券法第十三条の規定の適用については、同条中「第三号」とあるのは、「第二号及第三号」とする。

3 前項に定めるものほか、前条の規定による抵当証券法の一部改正に伴う抵当証券の交付手続に関し必要な経過措置は、法務省令で定める。(農村負債整理組合法の一部改正)

第十五条 農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

二二十四条第一項中「乃至第二十三条」を「乃至第十五条」に改める。

三 第四条第一項中「登記記録に記録されてゐる事項の全部又は一部を証明した書面(以下「登記事項証明書」という。)」トアリ並ニ同条第三項及第四項中「登記事項証明書」トアルハ「抵当証券の控えの體本又は抄本」ト、同法第二十一条第二項及第三項中「登記簿の附属書類」トアリ並ニ同法第二百二十五条及第二百二十七条中「登記簿等」トアルハ「抵当証券の控え及びその附属書類」ト読替フルモノトス(抵当証券法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

二十三中「第二十二条」を「第十五条、第十七条乃至第二十三条の二」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第十七条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第一百三十二号)の一部を次のように改正する。

二十三中「第二十二条」を「第十五条、第十七条乃至第二十三条の二」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第十八条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

二十三中「第二十二条」を「第十五条、第十七条乃至第二十三条の二」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第十九条 この法律の施行前にされた抵当証券の交付の申請については、なお従前の例による。

二 新不動産登記法による改正前の不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)以下「旧不動産登記法」という。第六十条第一項若しくは第六十一条の規定により還付され、若しくは交付された登記済証(新不動産登記法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた登記の申請について旧不動産登記法第六十条第一

項又は第六十一条の規定により還付され、又は交付された登記済証を含む)又は新不動産登記法附則第六条第三項の規定により読み替えて適用される新不動産登記法第二十一条若しくは第二百七条第二項の規定により交付された登記済証を提出して抵当証券の交付の申請がされたときは、登記識別情報の内容を記載した書面の提出がされたものとみなして、前条の規定による改正後の抵当証券法第三条第一項第二号の規定を適用する。

四六

7 第五項後段の場合において、不動産登記法（平成十六年法律第 号）第十六条第二項（他の法令において準用する場合を含む。）

において準用する同法第十八条の規定による嘱託をするときは、その嘱託情報と併せて第四項の文書が同項の納税者又は特別徴収義務者に到達したことを証する情報を提供しなければならない。この場合においては、同法第一百六十二条第一項の規定にかかわらず、登記義務者の承諾を得ることを要しない。

第三百四十二条第十号及び第十一号中「土地登記簿」を「登記簿」に改め、同条第十二号及び第十三号中「建物登記簿」を「登記簿」に改める。

第三百四十三条第二項中「土地登記簿若しくは」を「登記簿又は」に改め、「又は建物登記簿」を「登記簿」に改め、同条第十二号及び第六项並び第十三号中「建物登記簿」を「登記簿」に改める。

第三百四十九条の三の三第三項及び第四項並びに第三百五十二条の二第四項及び第七項中「土地登記簿」を「登記簿」に改め、同条第六项中「土地登記簿」を「登記簿」に改める。

第三百六十八条の見出し中「因る」を「よる」に改め、同条第五項中「第八十条第一項若しくは第三百五十二条の二第二項及び第七項中「土地登記簿」を「登記簿」に改める。

第三百六十九条の三の三第三項及び第四項並びに第三百五十二条の二第二項及び第七項中「土地登記簿」を「登記簿」に改め、同条第六项並びに第三百五十二条の二第二項及び第七項中「土地登記簿」を「登記簿」に改める。

第三百六十九条第一項若しくは第三項若しくは第三項、第八十一条第一項若しくは第三項、第三百六十八条の見出し中「因る」を「よる」に改め、同条第一項中「第八十条第一項若しくは第三百五十二条の二第二項及び第七項中「土地登記簿」を「登記簿」に改める。

第三百六十九条第一項若しくは第三項若しくは第三項、第九十三条ノ五第一項若しくは第三項若しくは第九十三条ノ十一」を「第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十二条、第四十七条第一項、第五十二条第一項（共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。）、第二項若しくは第三項若しくは第五十七条」に、「すでに」を「既に」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三百八十二条第一項中「土地登記簿」を「登記簿」に、「第七十八条の規定により登記する

事項」を「第二十七条第三号及び第三十四条第一項各号に掲げる登記事項」に、「永い」を「長い」に改め、同条第二項中「土地登記簿」を「登記簿」に改め、同条第三項中「建物登記簿」を「登記簿」に、「第九十一条の規定により登記する

事項」を「第二十七条第三号及び第四十四条第一項各号に掲げる登記事項」に改め、同条第三項中「建物登記簿」を「登記簿」に改め、同条第七項中「土地登記簿又は建物登記簿」を「登記簿」に改める。

第三百八十二条第二項中「永い」を「長い」に改め、同項ただし書中「記載し」を「記録し」に改め、同項の登記は、不動産登記法（平成十六年法律第 号）第六十六条の規定

にかかわらず、付記登記によつてすることができる。

第三百八十二条第二項から第九項までの規定中「土地登記簿」を「登記簿」に改める。

第三百八十二条第二項から第九項までの規定中「土地登記簿」を「登記簿」に改め、同項ただし書中「記載し」を「記録し」に、「始めて所有権の登記」を「所有権の保存」の登記に、「始めてした所有権の」を「当該」に改める。

第三百八十二条第二項から第九項までの規定中「土地登記簿」を「登記簿」に改め、同項ただし書中「記載し」を「記録し」に改め、同項の登記は、不動産登記法（平成十六年法律第 号）第六十六条の規定

にかかわらず、付記登記によつてすることができる。

第三百八十二条第二項から第九項までの規定中「土地登記簿」を「登記簿」に改め、同項ただし書中「記載し」を「記録し」に改め、同項の登記は、不動産登記法（平成十六年法律第 号）第六十六条の規定

にかかわらず、付記登記によつてすることができる。

第三百八十二条第二項から第九項までの規定中「土地登記簿」を「登記簿」に改め、同項ただし書中「記載し」を「記録し」に改め、同項の登記は、不動産登記法（平成十六年法律第 号）第六十六条の規定

にかかわらず、付記登記によつてすることができる。

第三百八十二条第二項から第九項までの規定中「土地登記簿」を「登記簿」に改め、同項ただし書中「記載し」を「記録し」に改め、同項の登記は、不動産登記法（平成十六年法律第 号）第六十六条の規定

にかかわらず、付記登記によつてすることができる。

第三百八十二条第二項から第九項までの規定中「土地登記簿」を「登記簿」に改め、同項ただし書中「記載し」を「記録し」に改め、同項の登記は、不動産登記法（平成十六年法律第 号）第六十六条の規定

らない。ただし、採石権の存続期間の更新の登記の申請については、この限りでない。

第三十一条第四項中「第五十六条第一項及び第六十六条第一項」を「第六十八条」に、「承諾書等」を「承諾」に、「登記に」を「登記の抹消に」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の変更の登記は、不動産登記法（平成十六年法律第 号）第六十六条の規定

にかかわらず、付記登記によつてすることができる。

第三十二条農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「土地登記簿」を「登記簿」に改める。

（宗教法人法の一部改正）

第三十二条宗教法人法（昭和二十六年法律第一百六十二条）の一部を次のように改正する。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第三十二条農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

（商品取引所法の一部改正）

第三十二条商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

（港湾運送事業法の一部改正）

第三十四条港湾運送事業法の一部を次のように改正する。

（宗教法人法の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条新不動産登記法附則第三条第一項の規定による指定がされるまでの間における同項の規定による指定を受けていない事務についての前条の規定による改正後の宗教法人法第六十八条の規定の適用については、同条中「登記記録」とあるのは「登記用紙」と、「権利部」とあるのは「甲区事項欄」とする。

（第三十三条 新不動産登記法附則第三条第一項の規定による指定がされるまでの間における同項の規定による指定を受けていない事務についての前条の規定による改正後の宗教法人法第六十八条の規定の適用については、同条中「登記記録」とあるのは「登記用紙」と、「権利部」とあるのは「甲区事項欄」とする。）

第三十五条国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「の外、商業登記簿の謄本」を「のほか、当該申請者の登記事項証明書」に改める。

（国土調査法の一部改正）

第三十五条国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「記載され」を「代り土地の表示」を「基づいて」に、「表示の変更」を「氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記」に改める。

第三十七条第三項中「記載され」を「代り土地の表示」を「基づいて」に、「表示の変更」を「氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記」に改める。

第三十八条第三項中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第三十九条第三項中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

（道路運送法及び鉄道事業法の一部改正）

第三十六条第三項及び第四十八条第四項中「登記簿の謄本」を「当該申請者の登記事項証明書」に改める。

（道路運送法及び鉄道事業法の一部改正）

改める。

(正)

第三十八条 投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正

(昭和二十六年法律第百九十八号) の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「会社登記簿の謄本」を「認可申請者の登記事項証明書」に改める。

第一百七十九条第四号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第一百八十二条中「第一条」を「第一条の二」に、「第十六条まで、第十七条第一項及び第二項」を「第十五条まで、第十七条第一項、第二項及び第四項」に改め、「第百十三條の二から第一百十三條の六まで」を削り、「この場合において」の下に「同法第十七条第四項中「事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」とあるのは「事項」と「前二項」とあるのは「同項」とを加える。

(土地収用法等の一部改正)

第三十九条 次に掲げる法律の規定中「不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)」を「不動産登記法(平成十六年法律第一号)」に改める。

一 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号) 第百六条第四項

二 日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号) 百三十三号) 第五十五条

四 阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号) 第四十九条

五 建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号) 第二十三条だし書二十四号) 第四十七条

七 石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号) 第三十六条

八 公共用飛行場周辺における航空機騒音によ

る障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号) 第三十六条

九 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号) 第五十五条

十 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号) 第四十二条

十一 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号) 第二十三条第二項

十二 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和四十五年法律第三十四号) 第十条の六

十三 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号) 第二十二条

十四 広域臨海環境整備センター法(昭和五十五年法律第七十六号) 第三十五条

十五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号) 第十一条

十六 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号)

十七条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七号)

十八条 日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号) 第六十八条

十九 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第一百三十九号) 第六十九条

二十 独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第一百三十九号) 第三十七条

二十一 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第一百四十五条) 第二十四条

二十二 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第一百四十七号) 第三十二条

二十三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第一百八十号) 第二十八条

二十四 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第一百八十二号) 第四十三条

二十五 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第一百九十二号) 第四十一条

二十六 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号) 第十九条

二十七 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第一百号) 第二十九条

二十八 地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号) 第九十四条第二項

二十九 独立行政法人の登記情報の提供に関する法律(電気通信回線による登記情報の提供に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

三十 前条第十六号の規定による改正後の電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(昭和五十五年法律第六十五号) 第二十二条

三十一 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十五年法律第六十六号) 第二十三条第二項

三十二 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和四十五年法律第三十四号) 第十条の六

三十三 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号) 第二十二条

三十四 広域臨海環境整備センター法(昭和五十五年法律第七十六号) 第三十五条

三十五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号) 第十一条

三十六 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(電気通信回線による登記情報の提供に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

三十七 独立行政法人の登記情報の提供に関する法律(電気通信回線による登記情報の提供に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

三十八 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号) 第五十五条

三十九 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号) 第四十二条

四十 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号) 第二十三条第二項

四十一 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第一百三十九号) 第十九条

四十二 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第一百三十九号) 第二十九条

四十三 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第一百四十五条) 第二十四条

四十四 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第一百九十二号) 第四十一条

四十五 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号) 第十九条

四十六 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第一百三十九号) 第二十九条

四十七 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第一百四十五条) 第二十四条

改め、「電子情報処理組織による登記に関する特例」を削り、「第五十六条第三項」を「第五十六条第二項」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

四十八 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号) 第五十五条

四十九 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号) 第十九条

五十 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号) 第二十三条第二項

五十一 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第一百三十九号) 第二十九条

五十二 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第一百四十五条) 第二十四条

五十三 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第一百九十二号) 第四十一条

五十四 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号) 第十九条

五十五 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第一百三十九号) 第二十九条

五十六 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第一百四十五条) 第二十四条

五十七 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第一百九十二号) 第四十一条

五十八 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号) 第十九条

五十九 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第一百三十九号) 第二十九条

六十 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第一百四十五条) 第二十四条

六十一 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第一百九十二号) 第四十一条

六十二 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号) 第十九条

六十三 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第一百三十九号) 第二十九条

六十四 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第一百四十五条) 第二十四条

六十五 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第一百九十二号) 第四十一条

六十六 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号) 第十九条

六十七 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第一百三十九号) 第二十九条

六十八 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第一百四十五条) 第二十四条

六十九 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第一百九十二号) 第四十一条

同法第十七条第一項及び第二項中「工場」とあるのは「不動産」とに改め、同条第二項を削る。

(農地法の一部改正)

第四十五条 農地法(昭和二十七年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

第八十一条中「買取」を「買取り」に、「売渡」を「売渡し」に改め、「譲本」の下に「若しくは登記事項証明書」を加える。

第八十六条中「土地登記簿」を「登記簿」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「基き」を「基づき」に改める。

第四十六条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正

二号に掲げる法律の規定中「不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)」を「不動産登記法(明治十六年法律第九号)」に改める。

一 土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百一十九号)第七十四条、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)第二十六条の三、新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第一百二十四号)第三十四条の三、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第一百四十五号)第十四号)第三十四条の三、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和四十年法律第一百五十号)第三十三条の三及び新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)第五十四条二 土地区画整理法第一百七条第四項、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和四十年法律第一百四十号)第三十九条の三及び新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)第五十四条第一項後段の場合に付し、同条第一項中「この項」を「この条」に、又は地方法務局の長が指定する者をいう。以下同じ)が取り扱う。

第五十一条 国税徴収法(昭和三十四年法律第一百一十七条)の一部を次のように改正する。

第一百二十二条中「不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)」を「不動産登記法(平成十六年法律第一百一十七条)」に、「定」を「定め」に改める。

第五十二条 第百五十八条第五項中「前項後段の場合」の下に「(次項に規定する場合を除く。)」を加え、「添付」を「添付し」に改め、同項後段を削り、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

第六项後段の場合において、不動産登記法第一百六条第二項(嘱託による登記)(他の法令において準用する場合を含む。)において準用する同法第十八条(登記の申請方法)の規定による嘱託をするときは、その嘱託情報と併せて第三項の書面が同項の納稅者に到達したことを証する情報を提供しなければならない。この場合においては、同法第一百六十六条第一項(官庁の嘱託による登記)の規定にかかるわらず、登記義務者の承諾を得ることを要しない。

うに改正する。

第五十二条第二項中「登記簿の謄本を添附し」を「登記事項証明書を添付し」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第五十三条第一項中「登記所における事務は、登記官(登記所に勤務する法務事務官のうちから、法務局又は地方法務局の長が指定する者をいう。以下同じ)が取り扱う。

第四条 登記所における事務は、登記官(登記所に勤務する法務事務官のうちから、法務局又は地方法務局の長が指定する者をいう。以下同じ)が取り扱う。

第五条に見出しとして「(登記官の除斥)」を付し、同条第一項中「この項」を「この条」に、「申請人で」を「登記の申請人で」に、「その配偶者及び四親等内の親族以外の成年者一人以上の立会いがなければ」を「当該」に改め、同条第二項を削る。

第一章を第一章の二とし、同章の前に次の一章を加える。

第一条 総則

(目的)

第一条 この法律は、商法(明治三十一年法律第四十八号)その他の法律の規定により登記すべき事項を公示するための登記に関する制度について定めて定めることにより、商号、会社等に係る信用の維持を図りかつ、取引の安全と円滑に資することを目的とする。

第一条の二 この法律において、次の各号に定めるところによる。

第一条の二 この法律において、各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定め

るところによる。

第一条の二 登記簿 商法、有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)その他の法律の規定によ

り登記すべき事項が記録される帳簿であつて、磁気ディスク(これに準ずる方法によ

り一定の事項を確實に記録することができる物を含む)をもつて調製するものをい

う。

二 変更の登記 登記した事項に変更を生じ

に改め、同条を第一条の三とする。

第三条中「登記所」を「法務大臣は、登記所に」「事故」を「事由」に改め、「法務大臣は」を削る。

第四条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第四条の前見出しを削り、同条を次のように改める。

さる。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

3 第一項の規定による登記の申請と本店の所在地における登記の申請とは、同時にしなければならない。

4 申請書の添付書面に関する規定は、第一項の規定による登記の申請については、適用しない。

5 第一項の規定により登記を申請する者は、手数料を納付しなければならない。

6 前項の手数料の額は、物価の状況、次条第二項及び第三項の規定による通知に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

7 第十三条第二項の規定は、第五項の規定による手数料の納付に準用する。

第五十六条の三 本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の登記の申請について第二十四条各号に掲げる事由があるときは、その申請を却下しなければならない。前条第五項の手数料を納付しないときも、同様にとする。

2 本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の場合において、本店の所在地において登記すべき事項を登記したときは、遅滞なく、同項の登記の申請があつた旨

を支店の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。ただし、前項の規定によりその申請を却下したときは、この限りでない。

3 前項本文の場合において、前条第一項の登記の申請が設立の登記の申請であるときは、本店の所在地を管轄する登記所においては、本店成立の年月日をも通知しなければならない。

4 前二項の規定による通知があつたときは、第二十一条の規定の適用については、登記官が前条第一項の登記の申請書を受け取つたものとみなす。

第五十八条第四項中「本店移転の」を削る。

第五十九条中「第五十六条第三項」を「第五十六条第二項」に改める。

第六十七条第三号及び第八十九条の三第一項第三号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第三号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第八十九条の五第三項を次のように改める。

3 第一項の登記の申請書には、登記所が作成した分割をする会社の代表取締役（委員会等）設置会社にあつては、代表執行役の印鑑の証明書を添付しなければならない。

第八十九条の七第一項第三号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第八十九条の九第三項を次のように改める。

3 第一項の登記の申請書には、登記所が作成した分割をする会社の代表取締役（委員会等）設置会社にあつては、代表執行役の印鑑の証明書を添付しなければならない。

第八十九条の九第三項を次のように改める。

の所在地」と読み替えるものとする。

3 第五十七条及び第五十八条の規定は、日本に営業所を設置していない外国会社のすべての日本における代表者がその住所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合について準用する。

4 第五十七条及び第五十八条の規定は、日本に営業所を設置していない外国会社が他の登記所の管轄区域内に営業所を設置した場合について準用する。この場合においては、これらに規定による改正前の商業登記法（以下「旧商業登記法」という。）の規定により生じた効力を妨げない。

2 新商業登記法第一条の二第一号、第七条、第十条から第十二条まで、第十三条、第十七条第四項及び第十八条の規定は、登記所ごとに電子情報処理組織（旧商業登記法第一百十三条の二第二項の電子情報処理組織をいう。第四項において同じ。）により取り扱う事務として法務大臣が指定した事務について、その指定の日から適用する。

3 前項の規定による指定は、告示してしなければならない。

4 前二項の規定による指定を受けたものとみなす。

5 第二項の規定による指定を受けたものとみなす。

6 新商業登記法第十条第二項（新商業登記法第六百六条第五十七条及び第五十八条の規定による改正後の新商業登記法）に準用する。

7 新商業登記法第十三条第二項の規定は、第五項の規定によりなおその効力を有することとされる旧商業登記法第十条、第十一项第一項及び

この条に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、前条の規定による改正前の商業登記法（以下「旧商業登記法」という。）の規定により生じた効力を妨げない。

2 新商業登記法第一条の二第一号、第七条、第十条から第十二条まで、第十三条、第十七条第四項及び第十八条の規定は、登記所ごとに電子情報処理組織（旧商業登記法第一百十三条の二第二項の電子情報処理組織をいう。第四項において同じ。）により取り扱う事務として法務大臣が指定した事務について、その指定の日から適用する。

3 前項の規定による指定は、告示してしなければならない。

4 前二項の規定による指定を受けたものとみなす。

5 第二項の規定による指定を受けたものとみなす。

6 新商業登記法第十条第二項（新商業登記法第六百六条第五十七条及び第五十八条の規定による改正後の新商業登記法）に準用する。

7 新商業登記法第十三条第二項の規定は、第五項の規定によりなおその効力を有することとさ

第十二条第一項の手数料の納付について準用する。この場合において、新商業登記法第十三条第二項中「第十条から前条まで」とあるのは「不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第 号）第五十三条第五項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第五十二条の規定による改正前のこの法律第十条、第十二条第一項及び第十二条第一項」と、同項ただし書中「第十条第一項若しくは第二項、第十二条第一項若しくは第十二条第一項又は同条第二項において準用する第十条第二項」とあるのは「不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十二条第五十三条第五項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第五十二条の規定による改正前のこの法律第十二条第一項又は第十二条第一項」と読み替えるものとする。

8 この法律の施行前に交付された旧商業登記法第十一条第一項に規定する登記簿の謄本又は抄本は、新商業登記法第三十八条第二項、第六十七条第三号（新商業登記法第七十七条において準用する場合を含む。）、第八十九条の三第一項第三号、第八十九条の七第一項第三号及び第四条第三項の規定その他の法令の規定の適用については、これを登記事項証明書とみなす。第五項の規定によりなおその効力を有することとされる旧商業登記法第十二条第一項に規定する登記簿の謄本又は抄本も、同様とする。

9 この法律の施行前にされた登記の申請については、なお従前の例による。

10 この法律の施行の際現に存する旧商業登記法第五十六条の二第一項の指定は、新商業登記法

11 前各項に定めるもののほか、前条の規定による商業登記法の一部改正に伴う登記の手続に必要な経過措置は、法務省令で定める。

（入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の一部改正）

第五十四条 入会林野等に係る権利関係の近代化

の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第八項中「行なおう」を「行おう」に、「当該入会林野整備又は」を「当該入会林野整備若しくは」に改め、「抄本」の下に「若しくは登記事項証明書」を加える。

は住所についての変更の登記若しくは更正の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(観光施設財団抵当法の一部改正)

第五十七条 觀光施設財産抵当法(昭和四十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

(都市再開発法の一部改正)

第五十八条 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

添付し」を「情報を提供し」に改め、同条項中「申請書に」を「その申請情報と併せ

項中「申請書は」を「その申請情報を併せて」に、「書面を添付し」を「情報を提供し」に改める。

載して、その登記用紙」を「登記記録にその事由を記録して、その登記記録」に改め、同条第

由を記録してその登記記録は改め同条第
五項を削る。

(觀光施設財團目錄)

第十一条 財團について所有権の保存の登記を申請する場合には、法務省令で定める情報のほか、その申請情報と併せて観光施設財団目録に記録すべき情報を提供しなければならない。

記をいう。)並びに」に改め

第一百十一条第四項の表第九十条第一項の項を次のように改める。

(明治三十二年法律第二十四号) 第三十三条第

する法律第十一章第四項の規定の適用についてしては、同項中「登記記録」とあるのは、「登記用紙」とする。

第九十條第一項

第九十条第一項	
従前の土地の表題部の登記の抹消及び新たな土地の表題登記（不動産登記法（平成十六年法律第号）第二条第二十号に規定する表題登記をいう。）又は権利変換手続開始の登記の抹消	従前の土地の表題部の登記の抹消及び新たな土地の表題登記（不動産登記法（平成十六年法律第号）第二条第二十号に規定する表題登記をいう。）又は権利変換手続開始の登記の抹消
規定期間の登記	規定期間の登記
法律第号	法律第号
第二条第二十号に規定する表題登記	第二条第二十号に規定する表題登記

第百八十八条の三十一第二項中「従前の土地の表示の登記の抹消及び新たな土地の表示の登

記」を「従前の土地の表題部の登記の抹消及び新たな土地の表題登記（不動産登記法（平成十六年法律第二号）第一条第二十号に規定する表題登記をいう。）」に改める。

第一百三十二条中「明治三十二年法律第二十四号」を削る。

（外国証券業者に関する法律の一部改正）

第五十九条 外国証券業者に関する法律（昭和四

第四条第二項第三号中「会社登記簿の謄本」を「登録申請者の登記事項証明書」に改め、同項第四号中「会社登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第十三条の三第二項第二号及び第四号中「会社登記簿の謄本」を「許可申請者の登記事項証明書」に改める。

（預金保険法の一部改正）

(預金保険法の一部改正)

第十八条中「不動産登記法（明治三十二年法律第一四号）第百五十五条第一項」を「不動産登記法（平成十六年法律第一六七号）第百九十三条第一項」に、「同項において準用する同法第百四十六条第一項」を「同項」に改め、「を証する書面」を削り、「承諾書」を「承諾」に改める。（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

八条の規定による嘱託をするときは、その嘱託

第六十三条 仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第一百五条第一項」を「不動産登記法（平成十六年法律第号）第一百九条第一項」に、同項において準用する同法第一百四

十六条第一項】を「同項」に改め、「を証する書面」を削り、「承諾書」を「承諾」に改める。(職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正)

る改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。ただし、第三条のうち非訟事件手続法第百一十五条第一項の改正規定及び第十三条のうち抵当証券法第四十一条の改正規定中新不動産登記法第百二十七条の準用に係る部分は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の施行の日（平成十七年四月一日）又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の日が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日後である場合には、第五十二条のうち商業登記法第一百十四条の三及び第一百十七条から第百十九条までの改正規定中「第一百十四条の三」とあるのは、「第一百十四条の四」とする。

理由

不動産登記法の施行に伴い、公示催告手続二関スル法律その他の関係法律の規定の整備等をするとともに、所要の経過措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十六年五月二十六日印刷

平成十六年五月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者

國立印刷局

F